志 摩 市 地 域 防 災 計 画

― 風 水 害 等 対 策 編 ―

令和７年４月修正

志 摩 市 防 災 会 議

＜目　　次＞

第１部　総　　則

第１章　計画の目的・方針
第１節　計画の目的及び構成 …… 1
第２章　計画関係者の責務等
第１節　市・県・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割 …… 3
第２節　市・県・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 5
第３章　志摩市の特質及び風水害等の状況
第１節　志摩市の特質 …… 14
第２節　志摩市における既往の風水害等の状況 …… 18
第３節　近年の災害の傾向 …… 20

第２部　災害予防・減災対策

第１章　自助･共助を育む対策の推進
第１節　市民や地域の防災対策の促進 …… 21
第２節　防災人材の育成・活用 …… 25
第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 …… 27
第４節　ボランティア活動の促進 …… 31
第５節　企業・事業所の防災対策の促進 …… 33
第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 …… 36
第２章　安全な避難空間の確保
第１節　避難対策等の推進 …… 38
第２節　観光客等への避難対策の推進 …… 45
第３章　風水害に強いまちづくりの推進
第１節　水害・高潮被害予防対策の推進 …… 48
第２節　地盤災害防止対策の推進 …… 52
第３節　農地・森林・漁村の防災対策の推進 …… 56
第４章　緊急輸送の確保
第１節　輸送体制の整備 …… 58
第５章　防災体制の整備・強化
第１節　災害対策機能の整備及び確保 …… 60
第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 …… 63
第３節　医療･救護体制及び機能の確保 …… 67
第４節　応援・受援体制の整備 …… 70
第５節　物資等の備蓄・調達・供給体制の整備 …… 72
第６節　ライフラインにかかる防災対策の推進 …… 74
第７節　防災訓練の実施 …… 80
第８節　災害廃棄物処理体制の整備 …… 83
第６章　特定自然災害への備え
第１節　局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策 …… 85

第３部 台風接近時等の減災対策

第１章　災害対策本部機能の確保
第１節　準備・警戒体制の確保 …… 90
第２節　予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 …… 102
第３節　避難指示等の発令 …… 109
第２章　避難誘導体制の確保
第１節　避難所の確保及び早期避難の促進 …… 114
第２節　要配慮者の保護 …… 116
第３節　学校・幼稚園、保育所(園)における児童生徒等の安全確保 …… 118
第３章　災害未然防止活動
第１節　公共施設等の災害未然防止体制の確保 …… 119
第２節　水防活動体制の確保 …… 121
第３節　市民・企業等による安全確保 …… 122

第４部 発災後の応急対策

第１章　災害対策本部活動の実施
第１節　災害対策活動の実施体制の確保 …… 124
第２節　通信機能の確保 …… 126
第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請の要求 …… 132
第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 …… 143
第５節　県内市町間応援・受援体制の整備 …… 156
第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧
第１節　緊急の交通・輸送機能の確保 …… 158
第２節　水防活動 …… 163
第３節　公共施設被災時の応急対策 …… 165
第４節　ライフライン施設被災時の応急対策 …… 167
第５節　ヘリコプターの活用 …… 171
第３章　救助・救急及び医療・救護活動
第１節　救助・救急活動 …… 173
第２節　医療･救護活動 …… 176
第４章　緊急避難対策
第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 …… 181
第２節　要配慮者対策 …… 191
第３節　学校・幼稚園、保育所(園)における児童生徒等の避難対策 …… 193
第５章　特定自然災害対策
第１節　局地的大雨・竜巻・雪害の対策 …… 196

第５部 被災者支援・復旧対策

第１章　災害対策本部活動体制の確保
第１節　災害対策本部の継続・廃止 …… 199
第２節　国・他府県等からの応援受入 …… 200
第３節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 …… 201
第４節　災害救助法の適用 …… 203
第２章　避難者支援等の活動
第１節　避難所の運営 …… 206
第２節　緊急輸送手段の確保 …… 209

第３節　救援物資等の供給 …… 211
第４節　給水活動 …… 214
第５節　ボランティア活動の支援 …… 217
第６節　防疫・保健衛生活動 …… 220
第７節　災害警備活動 …… 223
第８節　遺体の取り扱い …… 224
第３章　社会基盤施設等の復旧・保全
第１節　公共施設等の復旧・保全 …… 226
第２節　農作物等の被害軽減対策 …… 229
第３節　ライフライン施設の応急復旧・保全 …… 230
第４節　流木等漂着物対策 …… 236
第４章　復旧に向けた対策
第１節　廃棄物対策活動 …… 238
第２節　住宅の保全･確保 …… 241
第３節　文教等対策 …… 243
第４節　中小企業・農林漁業復旧対策 …… 247
第５節　災害義援金等の受入・配分 …… 248
第５章　復旧にかかる支援措置
第１節　災害復旧事業にかかる財政支援 …… 250
第２節　被災者の生活再建に向けた支援 …… 253

第６部
事故等による
災害対策

第１章　重大事故等対策
第１節　危険物施設等の事故対策 …… 259
第２節　航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策 …… 268
第３節　流出油事故等への対策 …… 270
第４節　原子力災害対策 …… 274
第２章　火災対策
第１節　大規模火災の対策 …… 276
第２節　林野火災の対策 …… 281

第１部　総　　則

第１章　計画の目的・方針

第１節　計画の目的及び構成

第１項　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。本章において以下「基本法」という。）第 42 条に基づき、志摩市防災会議（以下「防災会議」という。）が、本市の地域に係る風水害等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動及び市民が自ら展開する自主防災活動などについて、自助、共助、公助が有機的に結合し、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的とする。

第２項　計画の基本方針

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関の具体的な活動計画によるものとする。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民や関係者等への周知を図る。

第３項　計画の構成

この計画の構成及び内容は次のとおりである。

第１部　総　　則	○計画の目的や方針、市、県、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、本市の特質や既往の風水害の状況等について記している。
第２部　災害予防･減災対策	○発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について記している。
第３部　台風接近時等の減災対策	○台風等発生から発災までの事前の減災対策などについて記している。
第４部　発災後の応急対策	○市災害対策本部の活動を中心に、市や防災関係機関、市民等が災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について記している。
第５部　被災者支援・復旧対策	○市災害対策本部の活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について記している。
第６部　事故等による災害対策	○重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について記している。

第４項　計画の修正

本計画は、基本法第 42 条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは防災会議に諮り修正する。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

１　防災会議は、関係機関の意見を聞き、地域防災計画修正（案）を作成する。

２　防災会議を開催し、地域防災計画を審議、決定する。

３　防災会議は、作成した地域防災計画修正について基本法第 42 条第５項の規定により知事に報告するとともに、その要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、広報紙等により周知する。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとその実現を図る。

第５項　用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ以下に定めるところによる。

１	風水害等	……	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等をいう。
２	災害対策本部	……	志摩市災害対策本部をいう。
３	県災対本部	……	三重県災害対策本部をいう。
４	県防災計画	……	三重県地域防災計画をいう。
５	地方部	……	県災対本部の地方災害対策部をいう。
６	基本法	……	災害対策基本法をいう。
７	救助法	……	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
８	防災関係機関	……	指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。

９　その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第２章　計画関係者の責務等

第１節　市・県・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割

第１項　市・県・防災関係機関の実施責任及び役割

１　市

(1) 市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 市は、市民、自治会、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災･減災対策を推進する。

２　県

(1) 県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、市及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。

(2) 県は、災害の規模が大きく、市単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

(3) 県は、市及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

(1) 指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災･減災対策及び防災活動を実施する。

(2) 指定地方行政機関は、市の防災･減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。

(2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、市の防災･減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。

(2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市その他防災関係機関の防災･減災対策及び防災活動に協力する。

第２項　市民・自治会・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

１　市民

(1) 市民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講ずるよう努める。

(2) 市民は、地域において、自治会・自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

２　自主防災組織

(1) 自治会・自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。

(2) 自治会・自主防災組織は、地域において県や市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

３　事業者

(1) 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。

(2) 事業者は、地域において地域住民等、自治会・自主防災組織、県や市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第２節　市･県・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第１項　市の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内　　容
市	(1) 防災会議及び災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受け入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) 水防計画の樹立と訓練 (18) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (19) 災害廃棄物の処理に関する措置 (20) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (22) 火災の予防・警戒・鎮圧 (23) 災害の防除及び被害の軽減 (24) 救助・救急活動 (25) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置 (26) 関係機関への応援要請

第２項　県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内　　容
県及び県の地域機関 （南勢志摩地域活性化局、伊勢保健所、伊勢農林水産事務所、志摩建設事務所）	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受け入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県警察 （鳥羽警察署）	(1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

第３項　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　指定地方行政機関

機関名	内　　容
東海財務局 津財務事務所	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
東海農政局 三重県拠点	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。
近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設等の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廃地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関すること (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置 (5) 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う
中部運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨 (3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 (5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者、もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 (10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣することによる被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援

第四管区海上保安部 鳥羽海上保安部（浜島分室）	(1) 情報の収集及び伝達 (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助 (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報 (4) 船舶交通の障害の除去 (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止 (6) 法令の海上における励行
東京管区気象台（津地方気象台）	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
中部地方整備局 三重県河川国道事務所 近畿地方整備局	１　災害予防 (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有 ２　初動対応 (1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施 ３　応急・復旧 (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 (4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図る (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保 (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (9) 所管施設の緊急点検の実施 (10) 情報の収集及び連絡

中部地方整備局 三重県河川国道事務所 近畿地方整備局	(11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施 (13) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (5) 非常通信協議会の運営に関すること (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
三重労働局	(1) 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施
国土地理院中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施 (4) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局 東海防衛支局	(1) 所有財産の使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

２　自衛隊

機関名	内　　容
自衛隊	(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

３　指定公共機関

機関名	内　　容
西日本電信電話株式会社三重支店	(1) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ア　電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 イ　非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ウ　被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社ＮＴＴドコモ東海支社三重支店	(1) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ア　移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 イ　非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ウ　被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
ＫＤＤＩ株式会社中部総支社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本銀行名古屋支店	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨及び金融の調整 (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整
日本赤十字三重県支部	(1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務

日本放送協会津放送局	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中部電力パワーグリッド株式会社三重支社	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア　郵便物の送達の確保 イ　郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ　被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

4　指定地方公共機関

機関名	内　　容
公益社団法人三重医師会(志摩医師会)	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
三重テレビ放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
株式会社ケーブルコモンネット三重	災害発生に際して、県内 CATV 事業会社８社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。 (1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保ならびに早急な災害復旧措置を行う。 (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行う。 (3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 (4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。
三重交通株式会社	(1) 災害応急活動のための災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

一般社団法人三重県トラック協会	(1) 災害応急活動のための災害対策本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道株式会社	(1) 災害により線路が不通となった場合のバスによる代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
一般社団法人三重県 LP ガス協会	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
公益社団法人三重県歯科医師会	(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
一般社団法人三重県建設業協会	(1) 応急仮設住宅の建築への協力 (2) 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力

５．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内　　容
志摩市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアセンター設置開設による災害ボランティアの受入れ及び運営に関すること (2) 福祉避難所の設置運営に関すること
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）	被災者の救助活動及び義捐金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	市等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	港湾施設（防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等）の維持管理並びに災害予防、復旧の実施
土地改良区	防災上危険と考えられる樋門、水路又はため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施
一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）	三重交通株式会社に準ずる。
ガス事業者（一般社団法人三重県 LP ガス協会を除く）	一般社団法人三重県 LP ガス協会に準ずる。

6　自治会、自主防災組織

	内　　容
自治会、 自主防災組織	(1) 地域における災害予防 (2) 避難時における地域活動 (3) 避難所運営 (4) 災害時における地域の初期防災活動（けが人の救助・救出、災害への初動対応等） (5) 防災研修、講習会の開催、防災訓練 (6) 資機材の緊急調達、配分

第３章　志摩市の特質及び既往の風水害等の状況

第１節　志摩市の特質

第１項　地理的条件

１　位置、気候、地形等

本市は三重県最東端の半島にあり、面積 178.95 ㎢、北部は伊勢市及び鳥羽市、西部は南伊勢町に接し、南部及び東部は太平洋に面している。平成 16 年 10 月、旧志摩郡に属する 5 つの町、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町が合併して誕生した市である。

気候は四季を通じて温暖であり、年平均気温は 15～17℃で、積雪を見ることはほとんどない。年間降雨量及び降雨日数はほぼ全国平均並みになっている。

市全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾、的矢湾などのリアス式海岸を特徴とし、大小の島々が点在する自然豊かな地域である。

２　降雨

本市の年間降水量は 1,943.2㎜(1982～2010 の平年値､阿児地点)で､月別では多い順に 9 月(308.2㎜)、6 月(234.9㎜)、10 月(227.9㎜)と、台風や梅雨の時期に多くなっている。

近年の本市の年間降水量、日最大雨量、1 時間最大雨量（1983-2014、阿児地点）は、年変動はあるものの、顕著な増加・減少傾向は見られない（下図)。

本市は、山がちな地形で大きな河川がなく、平地は海岸付近が多いため、井戸水は塩分を含み、飲用に適さないことがある。なお、1973 年に神路ダムが建設され、上水道と農業用水が供されている。

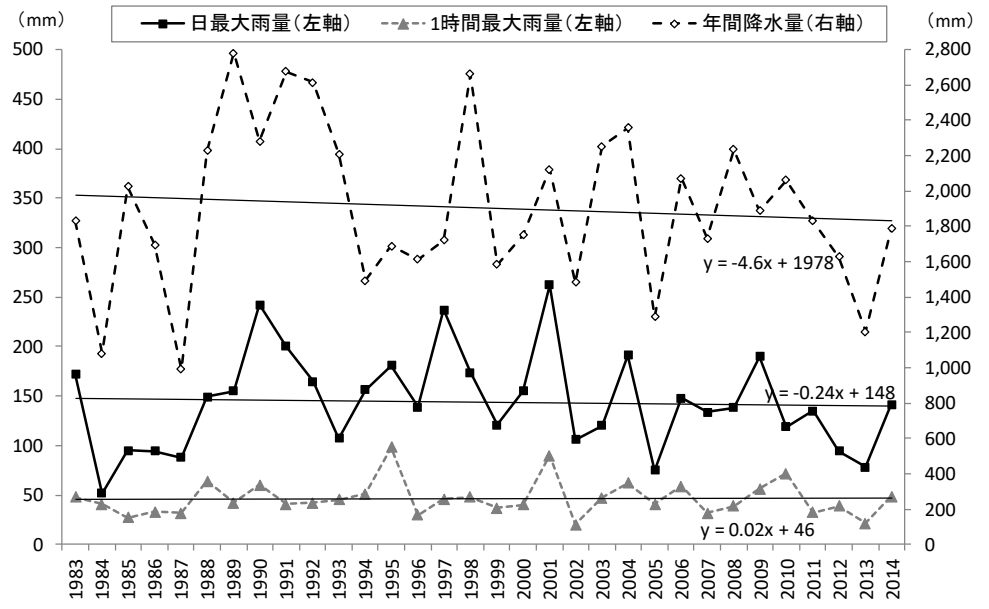

志摩市阿児における年間降水量、日最大雨量、1時間最大雨量の推移

出典）気象庁アメダスのデータをもとに作成

第２項　災害特性

本市の沿岸部は太平洋に面してリアス式海岸を構成するとともに、内陸部は中山間地が広く存在することから、台風や集中豪雨などによる洪水、高潮、高波、土砂災害等の危険性が高い。

１　風水害等

本市にもたらす気象災害の代表的なものには、台風や梅雨前線・秋雨前線による集中豪雨、高潮、高波などがあげられる。近年の主な災害履歴としては、昭和 34 年の伊勢湾台風、昭和 40 年の台風第 24 号、平成 25 年の台風第 18 号による暴風及び大雨などがあり、平成 25 年の暴風には竜巻を伴っていた。

昨今の異常気象や局地的大雨などによる影響もあり、台風、高潮、高波、集中豪雨は、浸水や土砂災害、複合災害につながりやすくなっており、竜巻等の突風を含め、注意が必要である。

第３項　社会的条件

１　人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成 27 年の国勢調査によると 50,341 人であり、昭和 60 年（64,252 人）以降、減少傾向にあり、特に平成 12 年以降の減少が著しい。

世帯数は、平成 12 年の 20,950 世帯をピークに減少に転じ、平成 27 年には 20,057 世帯となっている。1 世帯当たりの人員は減少しており、平成 27 年には 2.51 人となり、核家族化が進んでいる。

２　年齢別人口

少子高齢化の傾向が進んでおり、65 歳以上の高齢者人口の比率は、平成 27 年に 37.4%に達している（国勢調査）。また、20 代～30 代を始めとする生産年齢人口の減少が顕著で、高齢者を支える若者の減少が目立っている。

高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な要配慮者も多く、東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると、全体の約 65%を 60 歳以上の高齢者が占めており、老年人口割合の増加は、全人口に占める要配慮者の割合の増加にもつながる。

要配慮者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、市民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図る。

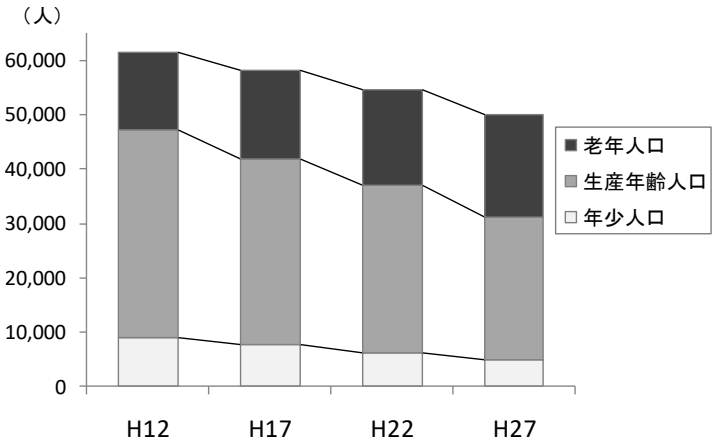

志摩市の年齢 3 階層別の人口推移（国勢調査）

３　地域別人口

本市の地域別人口は、阿児町が全体の 43.1%（平成 27 年）を占めて最も多く、人口減少率は最も小さい。一方、志摩町、浜島町、大王町の人口減少率は、阿児町、磯部町と比べて大きくなっている。

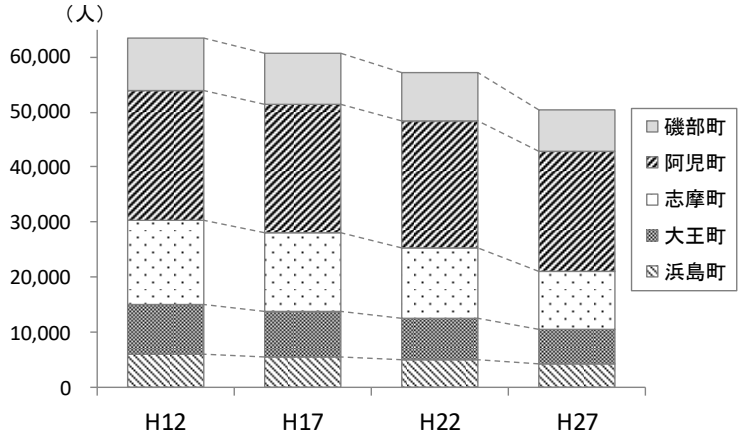

地域別の人口推移（国勢調査）

４　グローバル化の進展

近年、在日・訪日外国人や外国人住民数が増えており、観光目的で本市を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が課題となりつつある。

外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる。

また、特有の文化や生活習慣を持つ外国人が、避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活で必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

５　観光客及び帰宅困難者対策

本市の年間観光客数は、日帰り客で約 240 万人、宿泊客で約 140 万人と、多くの人が訪れている。観光客は、三重県内の他市町のほか、愛知県、大阪府、奈良県、滋賀県などから来ており、最近は海外からの観光客も増えている。海外からの観光客は、国別にみると、台湾、中国、香港からの観光客が多い。

平常時に国内外からの来訪者が多く、海でのスポーツ、レジャー、レクリエーションも活発に行われていることから、発災時に観光客等が被災したり、帰宅困難者や一時避難者が予想以上に多く発生する可能性、及び外国人を含む要配慮者への対応に追われるなどの事態が考えられる。

発災時には観光客を適切かつ迅速に避難誘導するため、平常時から観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難所、避難場所の確保等の対策を講じておく必要がある。

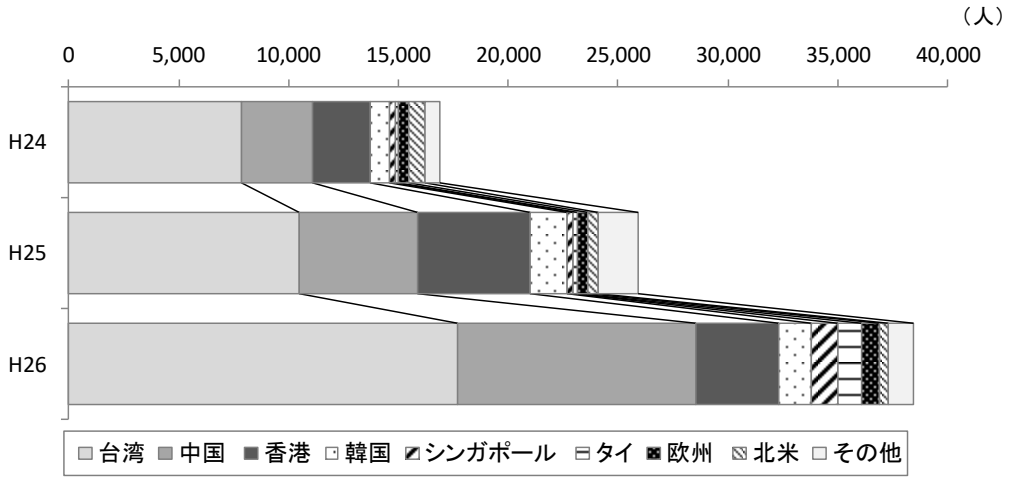

志摩市を訪れた外国人宿泊者数の国別推移

出典）「志摩市観光振興計画」より作成

第２節　志摩市における既往の風水害等の状況

本市の近隣に被害を及ぼした主な風水害について、「三重県地域防災計画添付資料（令和 6 年 3 月修正)」等を参考に整理した（下表)。

本市の近隣における既往の主な風水害

年月日	種類	災害の状況
1953(昭和28)年9月25日	台風第13号	室戸岬の南海上から熊野灘を北上、志摩半島を横断し、知多半島に上陸した。満潮時と重なったため、高潮により海岸線はほとんど壊滅し、未曾有の大災害を蒙った。鳥羽で最高潮位（標高）175cm。死者・行方不明者 50 名
1959(昭和34)年9月25日～27日	伊勢湾台風	非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸し、三重県の西側を北上した。台風経路の右側にあたる伊勢湾沿岸には、26日夜に来襲し、高潮と烈風により壊滅的な被害を受けた。 死者 1,233 名、行方不明者 48 名
1961（昭和36）年9月16日	第二室戸台風	室戸岬西方に上陸した台風より猛烈な暴風雨となった。尾鷲で最大風速 15.7m/秒、総降水量 321mm 死者 3 名、全壊 206 棟。
1965(昭和40)年9月17日	台風第24号	本州南岸の前線の活動が台風の北上に伴い活発化した。台風は熊野灘沿岸から、志摩半島に上陸した後、伊勢湾口を縦断した。 死者 2 名
1966(昭和41)年9月24日	台風第24号・26号	本州南岸沿いにあった前線の活動が、台風 24 号の影響を受けて活発となり、23 日夜から 24 日早朝にかけて南部を中心に大雨が降った。このため伊勢志摩地方の低地で浸水があり、また山間部で崖崩れ等の被害があった。死者 1 名。耕地被害 2,530ha。
1968(昭和43)年6月10日	低気圧による大雨	日本海と本州南岸を低気圧が通過し、志摩半島では時間雨量 60～80mm の集中豪雨となった。死者 1 名。
1974(昭和49)年7月7日～8日	台風第8号と梅雨前線による大雨	台風第 8 号の九州西方海上の北上に伴い、本州南岸沿いに停滞していた梅雨前線の活動が活発化し、断続的に強雨が降った。伊勢志摩や南部では、400～500mm の大雨となった。死者 2 名。
1990（平成2）年9月11日～20日	台風第19号	9 月 19 日、和歌山県白浜町に上陸した台風で、秋雨前線による影響もあり、暴風と大雨によって被害は 1 都 2 府 1 道 40 県と全国に及んだ。 死者 42 名、行方不明者 2 名。
2013(平成25)年9月14日～16日	台風第18号による暴風及び大雨	台風第 18 号は、勢力を維持したまま、三重県沿岸を北上し、県内では大雨による浸水害や土砂災害、暴風による人的被害、竜巻によると見られる住家被害が発生した。15 日夜から 16 日朝にかけて、非常に激しい雨が降った。死者 2 名
2017（平成29）年10月21日～23日	台風第21号	台風第 21 号は、10 月 23 日 3 時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。三重県では 21 日から台風第 21 号や前線の影響により雨が降り、23 日にかけて大雨となった。また、台風が三重県に最も接近した 23 日未明には暴風となった。死者 2 名

（三重県地域防災計画添付資料（令和 6 年 3 月修正）及び気象庁資料による）

町史に基づく本市の災害

災害名など	町史※	主な内容
昭和 28（1953）年台風 13 号	浜島町史	暴風雨の被害よりも高潮による被害が大きく、耕地の冠水や養殖真珠の被害が相当額にのぼった。台風が満潮時と重なると、高潮被害が大きくなる。
	志摩町史	最大風速 49mで屋根瓦が飛ばされ、床上浸水の家もあった。満潮時と重なり、高潮・高波が海岸に押し寄せ、大木が倒れたり、堤防が破壊された。真珠養殖の筏が流された。
	阿児町史	突然 2m余りの高潮が押し寄せ、鵜方駅から西川橋まで水没した。
昭和 34（1959）年伊勢湾台風	志摩町史	最大風速 61mの強風で、海面は 4m上昇し、波高は 10mにも及んだ。家屋・農地の被害や真珠筏が壊れるなど甚大な被害となった。
	浜島町史	浜島小学校の旧校舎へ避難した人がいたが、風雨が強まり建物がきしみ出したため、宿直の教師が別の安全な教室へ誘導させた。その後、旧校舎の 3 教室が倒壊し、誘導を受けた人は被災を免れた。
風水害全般	大王町史	江戸時代、家屋は、来襲する暴風雨に備えて風を避けた所に建てることが多く、周囲に竹や雑木を植えて防風塀とし、住家も低く極力風雨を避けたものであったため、風水害による家屋被害は意外と少なかった。
	磯部町史	河川流域は、豪雨と満潮が重なった場合に大洪水となることがある。磯部町東部では、暴風と高潮で家屋や田畑が被害を受けてきた。
	浜島町史	昭和まで台風の高潮・波浪による被害が大きかったが、平成以降は護岸工事が進み、被害が減少した。

※「浜島町史」平成 16 年・平成元年、浜島町教育委員会
「大王町史」平成 6 年、大王町
「志摩町史」平成 16 年、志摩町教育委員会
「磯部町史」平成 9 年、磯部町
「阿児町史」平成 12 年、阿児町

本市で近年発生した竜巻

発生日時	発生場所	藤田スケール	被害幅 m	被害長さ km	主な被害状況		状況
					負傷者	住家半壊	
平成 2 年 3 月 12 日 AM6 時 30 分頃	志摩郡 志摩町	F1※1	20	1.5	0	0	日本海低気圧・寒冷前線
平成 20 年 10 月 24 日 AM2 時 30 分頃	志摩市	F1※1	100	0.8	1	0	南岸低気圧
平成 25 年 9 月 15 日 PM9 時 10 分頃	志摩市	F0※2	60	0.3	0	1	台風・暖気の移流
令和元年 12 月 2 日 AM9 時 00 分頃	志摩市 浜島町	F0※2	420	0.3	0	0	寒冷前線・暖気の移流

※1「F1」は、風速 33～49m/s で、屋根瓦が飛び、ガラス窓が割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木は幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落とされる。
※2「F0」は、風速 17～32m/s で、テレビのアンテナなどの弱い構造物が倒れる。小枝が折れ、根の浅い木が傾くことがある。非住家が壊れることもある。

出典）気象庁「竜巻等の突風データベース」

第３節　近年の災害の傾向

三重県及び本市における近年の土砂災害発生件数（H11～H26）については、規模の大きな台風の襲来や集中豪雨の頻発等によって土砂災害に見舞われる年がある。

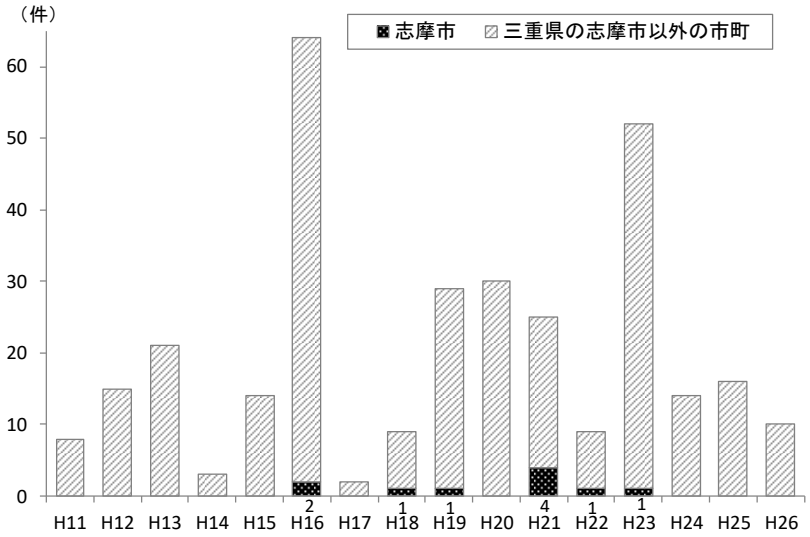

土砂災害の発生件数（H11～H26）

出典：三重県防災砂防課の資料をもとに作成

第２部　災害予防・減災対策

第１章　自助・共助を育む対策の推進

第１節　市民や地域の防災対策の促進

第１項　防災･減災重点目標

○市民が「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持つ。
○地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災教育を普及・推進することで、大規模な風水害が発生しても被害を最小限に抑える、災害に強い地域をつくる。

【主担当部署】危機管理統括監・政策推進部・市民生活部・建設部・健康福祉部・消防本部・教育委員会

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	自治会等地域コミュニティ	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施
	市民	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
自主防災組織	地域住民	(1) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
防災活動に取り組むＮＰＯ等	市民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
市民を顧客として事業を展開している防災関係機関	市民	(1) 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握 (2) 家族での防災についての話し合い (3) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第３項　対策

■市が実施する対策

１　自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

ア　地域独自の防災訓練実施等への支援

イ　地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援

ウ　地域の実情に応じた各避難所の避難所運営マニュアル作成支援

エ　デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Ｍｙまっぷラン＋（プラス）」等を活用した避難計画及び地区防災計画作成の促進

(2) 本計画への地区防災計画の位置づけ

自治会等から地区防災計画の提案があった場合には、市防災会議は、その必要性を踏まえ、本計画に定めるものとする。

２　市民を対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

市民が防災の正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット・チラシ等を作成し、各種防災行事に配布するとともに、インターネットや各種マスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努め、災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えを充実し、その実践を促進するための市民運動を展開する。

また、その内容は次の事項を含むものとし、防災知識の普及にあたっては、特に要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災対策を進めるため、男女共同参画の視点も取り入れた防災体制を確立するよう努めることに加え、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

なお、地域を防災的見地から評価したうえで、住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや災害時の行動マニュアル等を作成・配布するとともに、Ｍｙマップランの作成や地域独自の防災知識の普及啓発に努める。

(2) 普及啓発項目の内容

ア　風水害等に関する一般知識と過去の災害等の紹介
イ　気象予警報の種類と内容
ウ　異常気象等の発生通報
エ　「早期の立ち退き避難が必要な区域」等における災害危険性の把握
オ　家屋等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化
カ　風水害等が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
キ　住民が災害情報やその利用の心得について理解し、発災時に適切な防災行動がとれるようにするための啓発
ク　防災関係機関が講ずる防災応急対策、災害応急対策等の内容
ケ　各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識（警戒避難に関する知識）
コ　避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の内容
サ　各地域における避難所、避難場所及び避難路、避難方法（自主避難を含む）、要配慮者が避難する際の支援のあり方に関する知識
シ　避難生活に関する知識
ス　平素住民が実施しうる応急手当、生活必需物資の備蓄、出火防止、家屋・ブロック塀の倒壊防止等対策の内容

(3) 普及の方法

ア　市広報紙や市ホームページ等の活用

市内各所に配布する市広報紙や市ホームページ等を通じて、防災知識の普及を図る。また、防災啓発行事日や災害要注意時期を選んで、市防災行政無線など様々な機会を積極的に活用し、「自らの身の安全は自らが守る」ことの重要性を訴える。

イ　ケーブルテレビ等による防災知識の普及

ケーブルテレビ等放送機関が独自に企画取材する防災番組について、積極的に情報の提供を行う。

ウ　住民向け防災啓発行事の開催

消防本部を始めとする部署や関係機関と連携し、次の記念日等を機会に、防災関係施設等見学会、講習会、研修会、映画会等の防災啓発行事を開催し、過去の教訓の学習や防災上必要な知識の習得の機会の拡大に努める。

① 防災とボランティアの日（1 月 17 日）
② 土砂災害防止月間（6 月）
③ 防災の日（9 月 1 日）
④ 伊勢湾台風襲来の日（9 月 26 日）

エ　防災マップの配布

オ　ハザードマップの作成・配布

カ　防災啓発用 DVD 等の貸し出し

■自主防災組織や防災活動に取り組むＮＰＯ等が実施する対策

1　自主防災組織の対策

(1) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

市が実施する市民の自助･共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所の避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等地域独自の防災訓練への積極的な協力に努める。

2　防災活動に取り組むＮＰＯ等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

市民の防災意識の向上及び自助･共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、市民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、市が実施する市民の自助･共助の促進にかかる防災思想･防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力に努める。

■市民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1　事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、市民の自助･共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に市民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2　市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、市が実施する市民の自助･共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■市民が実施する対策

1　自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握

市が提供する洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所マップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が風水害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所を確認する。

２　家族での防災についての話し合い

自宅や家族の通勤・通学先等における風水害の被害想定や、洪水、土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所、非常時の連絡方法等を家族間で共有し、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について、家族で話し合いを定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

あわせて、各家庭において最低３日分以上の食料、飲料水、携帯トイレの備蓄や、非常持ち出し品等（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備に努める。

３　“被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

被災した場合にあっても早期の生活再建につなげることができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入する等の対策を講ずる。

【参　考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

○指定緊急避難場所

基本法第 49 条の４第１項の規定に基づき、洪水等の災害種別ごとに市が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所

○指定避難所

基本法第 49 条の７第１項の規定に基づき、市が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所。

また、本計画においては、原則として、地域とは市内の自治会等で区分される地域、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。

なお、「住民」と「市民」については、基本的に「市民」を用いつつも、文脈から居住者という意味合いが比較的強い場合は「住民」としている。

第２節　防災人材の育成・活用

第１項　防災･減災重点目標

○女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引する。

【主担当部署】危機管理統括監・消防本部・健康福祉部・市民生活部・各支所

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育･啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	防災活動に取り組むＮＰＯ等	(1) 志摩市災害ボランティアセンターが行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育･啓発

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 市の防災人材育成事業への積極的な参画

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダーと連携して、災害ボランティア講座への市民の参加や啓発、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

２　自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育･啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

自主防災組織交流会などを通じて、自主防災組織の相互連携を促進する。

■自主防災組織や防災活動に取り組むＮＰＯ等が実施する対策

１　自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育･啓発

市が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■市民が実施する対策

１　市の防災人材育成事業等への参画

市民は市が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力に努める。

【資料：志摩市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル、2021 年 4 月 1 日、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会・志摩市災害ボランティアセンター】(一部抜粋)

１．志摩市災害ボランティアセンターについて

(1) 志摩市災害ボランティアセンター設置の目的

志摩市災害ボランティアセンター（以下、センターという）は、災害による被災者と地域のための応急対策を円滑に進行するとともに、一日も早い復旧と復興を目指して、各関係機関と連携しながら、災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。

(2) センターの行動指針

① 被災者に寄り添った救援・復旧活動に努める。
② 安心と安全を備えたボランティア活動に努める。
③ 被災地域の一日も早い復興を目指す。

(3) センターの役割

近隣や地域による生活支援や地域主体の避難所運営の支え合いが行われる中、さらに不足する様々な事案に対して、住民の立場に立った支援を実施するため、志摩市災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティア活動による支援を行う。

２．志摩市災害ボランティアセンターの運営について

(1) 機能

①センターに求められる災害時の機能

・相談窓口の設置
・被災者支援ニーズの把握、受付
・災害ボランティアの募集、受入およびコーディネート等の実施
・被害状況および必要な災害ボランティア活動の内容等の把握・情報発信
・災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達
・災害ボランティアの安全管理
・支援活動のための情報発信
・志摩市の他関係機関や団体との連絡調整・ボランティア協力要請
・復興とまちづくりへの提言
・そのほか、必要と認められる活動

②円滑な運営のため平常時に求められる活動

・災害ボランティア活動の調査、研究および訓練の実施
・災害ボランティア活動の広報・啓発
・志摩市をはじめとする関係機関、団体や市民、企業との意見・情報交換およびネットワーク体制整備
・災害ボランティアおよびコーディネーターの育成
・災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達
・そのほか、必要と認められる活動

第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第１項　防災･減災重点目標

○自分たちのまちは自分たちで守るため、自治会等及び事業所単位で自主防災組織の結成を促進するとともに、その育成・強化を推進する。
○自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有を行い、各々の活動を活性化してネットワーク化を進める。

【主担当部署】危機管理統括監・市民生活部・健康福祉部・消防本部・各支所

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	自主防災組織	(1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進 (2) 自主防災組織の結成促進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	市民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
自主防災組織	他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 自主防災活動の活性化
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第３項　対策

■市が実施する対策

1　自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織には、地域防災計画との連携を保った地区防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるよう促す。

(2) 自主防災組織への女性の参画促進など組織化、組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努める。

(3) 市は個人情報の取り扱いに十分留意しつつ管内自主防災組織の名簿等を調製し、相互に連絡が取り合える体制の構築に努める。

(4) 自主防災組織への支援

ア　自主防災組織の活動に必要な資機材の整備に対する助成を行う。

イ　自主防災組織の育成、活性化を図るため、その中核となるリーダーを各地域のコミュニティ活動の中心となっている人や専門的知識を持つ人などから人材を発掘し、県と連携し研修会等を開催して防災リーダーを育成する。

(5) 個別指導・助言

自主防災組織の活性化、効率的な組織運営等を推進するため、組織編成や活動内容に関する相談を受け、今後の活動に対する個別指導・助言を行う。また、整備されていない地域については、住民自治協議会を通じて組織づくりを啓発していく。

(6) 自主防災意識の啓発

自主防災組織の活動に対して、できるだけ多くの住民が参加できるよう、啓発活動や啓発パンフレットの活用等により、意識の高揚を図り、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

２　消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

３　市民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

■自主防災組織や消防団が実施する対策

１　自主防災組織の対策

(1) 組織体制

自主防災組織は、地域住民の基礎的な組織である自治会等単位を基本とする。

災害時の自主防災活動の体制として、基本的には情報収集班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等とする。

(2) 活動計画に定める事項

ア　平常時の活動

① 防災知識の普及
② 防災予防計画の策定
③ 組織の編成及び任務分担
④ 自主防災訓練の実施
⑤ 資機材等の点検、整備

イ　発災時に必要となる事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心に、概ね次の事項が実施できるようにする。

① 正確な情報の把握
② 火災予防措置
③ 非常持出品の準備
④ 適切な避難及び避難生活
⑤ 自動車の運転の自粛

ウ　災害時の活動

① 地域住民に対する情報の伝達及び広報、安否確認
② 火災発生時における初期消火
③ 被災者の救出・救護
④ 要配慮者の避難誘導
⑤ その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動協力

(3) 平常時の具体的な活動指針

ア　防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりがもつよう、講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、台風や洪水等の知識、避難関連情報の意義や内容、平常時における防災対策、避難指示等の対応、災害時の心得、安否確認、応急救護、備蓄、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

イ　計画的な防災活動

自主防災組織の活動について定期的に十分話し合う機会を設け、地域の危険度（危険箇所等）を確認し、ハザードマップ等を活用した地域の危険度の把握により、それぞれの地域に合った実践的な防災活動について検討を重ねるとともに、防災点検の日を設けるなどして、家庭と地域を結びつけた防災活動を計画的に実施するよう支援する。

また、地域内の要配慮者への対応に当たっては、個人情報保護の観点から、要配慮者及びその家族等の意見を尊重し、民生委員・児童委員や障がい者相談員、福祉関係団体、自治会等との連携により、地域の実情に合った対応に努める。

ウ　「自主防災組織の防災予防対策」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めるよう支援する。

エ　防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市、消防団、防災関係機関、自衛隊等と有機的な連携をもって行う。

また、要配慮者に対しても、非常時における生活の講習会などを開催し、緊急の災害時において的確な判断と行動ができるよう地域の実情に応じた体験的な訓練を行う。

① 情報の収集及び伝達の訓練
② 出火防止及び初期消火の訓練
③ 避難訓練
④ 救出及び救護の訓練
⑤ 炊き出し訓練

オ　地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(4) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、地域の消防団等との連携を強化する等により、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2　消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、消防活動への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

(2) 地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」にもとづき、事業者や公務員、大学等と消防団活動において協力・連携を図る。

また、教育訓練の標準化により消防団活動の質的向上に努めるとともに、地域の自主防災組織等に対して教育訓練の指導的な役割を果たすものとする。

■市民が実施する対策

1　自主防災組織や消防団の活動への参画

市民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

2　地域住民の自主防災組織

地域の防災力を高めるため自主防災組織において、平常時から訓練等の実施に努める。また、自主防災組織の結成、運営にあたっては、住民の日常生活上、基礎的な地域として一体性を有し、かつ住民の連帯感が得られる程度の規模（自治会等）を想定する。

3　地域支援ネットワーク

要配慮者を把握し支援するために、各地域にある住民自治協議会、自治会等、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域支援者等による「地域支援ネットワーク」の構築に努める。

【平常時の活動】

(1) 要配慮者に関する情報の収集と管理
(2) 災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり
(3) 要配慮者の避難支援マップに関する情報の収集と管理
(4) 要配慮者が居住する住宅の防災対策支援
(5) 構成員同士が日頃から連絡を密にし、災害発生時の対応についての打合せ等

【災害発生時の活動】

(1) 地区の要配慮者の安否確認等の集約を行うとともに、市からの問い合わせ等への対応
(2) 必要に応じて要配慮者の避難所等への誘導、引継ぎ、搬送等の対応

第４節　ボランティア活動の促進

第１項　防災･減災重点目標

○災害時において災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。
○行政、ボランティア関係機関、災害ボランティア・グループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

【主担当部署】危機管理統括監・政策推進部・市民生活部・健康福祉部・観光経済部・各支所

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	市等の災害ボランティア担当機関	(1) 活動環境の整備 (2) 人材等の育成 (3) 協力体制の構築 (4) 事前登録
	防災活動に取り組むＮＰＯボランティア等	(1) 防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア等への活動支援
	市民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 災害ボランティア等への参画

第３項　対策

■市、社協、ＮＰＯが協働して実施する対策

１　志摩市災害ボランティアセンター

(1) 志摩市災害ボランティアセンターの整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、市及び社会福祉協議会など関係団体とボランティア間の連係強化が求められる。このためには、平常時から、こうした連携が行われる必要があり、そのためのボランティアとの連携体制や活動拠点の整備・選定が必要である。特定非営利活動法人みえ防災市民会議と志摩市社会福祉協議会と市の三者は「志摩市災害ボランティアセンター」の開設及び運営について継続的に検討する。上記の三者は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努める。

災害時に市と社会福祉協議会の協議をもって、「志摩市災害ボランティアセンター」を志摩市社会福祉協議会に設置する。このセンターは市全域を統括して災害ボランティアの参集受付場所や受入活動配備等の機能を持つ。

(2) 志摩市災害ボランティアセンターによる人材等の育成

ア　専門性を持ったボランティアの登録を促進する。

イ　災害救援ボランティアの育成、研修等を行う。

ウ　災害救援ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成・研修等を行う。

エ　実践的、活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

オ　災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、災害ボランティアコーディネータ等の組織化又はネットワーク化を促進し、継続育成に努める。

(3) 協力体制の構築

志摩市災害ボランティアセンターは、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等と交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。

２　ＮＰＯ・ボランティア等を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるＮＰＯ・ボランティア等の活動を支援する。

３　市民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへ参画促進

災害ボランティア活動の広報･啓発等により、市民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■市民や企業が実施する対策

１　企業の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

２　市民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

災害ボランティア等への協力や参画に努める。

第５節　企業・事業所の防災対策の促進

第１項　防災･減災重点目標

○各事業所における、顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図る。
○事業所と地域住民及び地域におけるさまざまな団体との連携強化を図る。
○企業･事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動を進める。

【主担当部署】危機管理統括監・政策推進部・観光経済部・建設部・上下水道部・消防本部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	企業･事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成支援 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛消防組織の活動支援
	自治会・自主防災組織	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
企業・事業所	市(自治会・自主防災組織)	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災ネットワーク	関係企業･事業所	(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
自主防災組織、自治会等	企業･事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
企業・事業所	企業･事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)の作成 (2) 企業･事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1) 防災教育・防災訓練の実施

第３項　対策

■市が実施する対策

１　企業･事業所を対象とした対策

(1) 各事業所における防災対策の促進

災害時における顧客･従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成等、各種防災対策の推進を支援する。事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・点検を促進する。

特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めた事業継続計画（ＢＣＰ）策定・点検の促進に努める。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市や各種団体が企業･事業所と協働で災害対応を行うための、避難者の受入や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業･事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

２　自治会・自主防災組織を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン事業者が実施する対策＞

１　災害発生時のライフライン復旧対策の構築

災害時において発生する電気・ガス・水道・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■企業･事業所が実施する対策

１　防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・点検に努める。

特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者については、避難対策を含めた事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・点検の促進に努める。

２　企業･事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の暴風対策や浸水対策等の安全性の確保及び二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

３　自衛消防組織の充実強化

事業所の消防組織については、災害を考慮した防災活動強化を図るとともに、各事業所において、防災管理者を中心に防災組織づくりを行い、資機材の整備、訓練の実施、自主的な防災体制の整備を図る。また、危険物施設等において自衛消防組織が義務づけられている事業所においては、関係法令に従って自主防災体制の整備を図る。

４　従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想･知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

(1) 自然災害から、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育･啓発の実施に努める。

(2) 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

５　地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

(1) 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。

(2) 業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難者の受入や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

１　県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断や事業継続計画（ＢＣＰ）作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

■自治会・自主防災組織等が実施する対策

１　立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○学校や園などにおいて必要な防災対策や避難対策を行い、防災教育を徹底することにより、児童生徒等や教職員の安全を確保するとともに家庭や地域への防災啓発を図る。

【主担当部署】危機管理統括監・健康福祉部・市民生活部・消防本部・教育委員会

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	児童生徒等	(1) 児童生徒等を対象とした防災教育の推進
	職員	(1) 市職員等に対する防災教育

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い
民間の園･児童福祉施設等の管理者	(1) 民間の園･児童福祉施設等の防災対策の推進

第３項　対策

■市が実施する対策

1　児童生徒等・保護者を対象とした防災教育・防災対策の推進

災害の発生時に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（幼稚園・保育所（園）・認定こども園等を含む）においては地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

また、各学校（幼稚園・保育所（園）・認定こども園等を含む）で危機管理マニュアルを作成し、校内研修等で職員に周知徹底を図るとともに学級懇談会やＰＴＡ総会等で、児童生徒の緊急時の対応や連絡方法について保護者に周知徹底を図る。

(1) 普及の内容

ア　風水害等に関する一般知識と過去の災害等の紹介
イ　災害時の心得
ウ　災害予防の心得
エ　防火、応急救護の実務
オ　災害時の対応

(2) 普及の方法

ア　防災関係授業の実施
イ　防災訓練の実施
ウ　防災 DVD 等の貸し出し
エ　学級懇談会、ＰＴＡ総会等
オ　学校だより、学級新聞

２　市職員等に対する防災教育

市職員、教職員、保育士等は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が必要であるため、職員研修等を利用して防災教育の徹底を図るものとし、その内容は次の事項を含むものとする。また、災害時に迅速・的確な行動がとれるよう、災害時の事務マニュアルを作成し、職員に周知徹底を図る。また、学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

(1) 教育の内容

ア　風水害等に関する一般知識と過去の災害等の理解
イ　気象予警報の種類と内容
ウ　浸水等周辺地域における災害危険性の把握
エ　学校施設等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化
オ　出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
カ　土砂災害危険箇所等に関する知識（警戒避難に関する知識）
キ　避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の内容
ク　児童生徒等の安全確保
ケ　各地域における避難場所及び避難路、避難方法（自主避難を含む）、要配慮者が避難する際の支援のあり方に関する知識
コ　避難生活に関する知識
サ　応急手当、生活必需物資の備蓄、建築物・ブロック塀の倒壊防止等の対策内容

(2) 教育の方法

ア　講習会、研修会の実施
イ　災害現地調査等の実施

■民間の園･児童福祉施設等の管理者が実施する対策

１　私立学校、民間の園･児童福祉施設等の防災対策の推進

市立小中学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講ずるよう努める。

■保護者・児童生徒等が実施する対策

１　家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

第２章　安全な避難空間の確保

第１節　避難対策等の推進

第１項　防災･減災重点目標

○発災時に住民等を安全に避難させるための避難場所、避難路、避難所を整備するとともに、迅速な避難活動ができるよう、これらの施設を事前に住民等に周知する。
○避難や避難所運営における弱者対策を図るとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定を進めるなど、要配慮者の避難対策に配慮した地域づくりを進める。

【主担当部署】危機管理統括監・市民生活部・健康福祉部・観光経済部・消防本部・市民生活部（支所支援班）・施設（市指定避難所）管理者

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備･周知 (3) 避難指示基準の策定等 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 要配慮者対策 (7) ペット対策 (8) 避難所外避難者対策 (9) 感染症対策

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
自治会等・自主防災組織	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者利用施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 避難訓練等への参加など地域の避難対策への協力 (2) 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の避難計画の策定 (3) ペット対策

第３項　対策

■市が実施する対策

１　避難情報の種類

(1) 避難情報伝達体制の整備

「警戒レベル３　高齢者等避難」、「警戒レベル４　避難指示」、「警戒レベル５　緊急安全確保」の３段階で避難情報を発令し、市民に対して避難を呼びかけるため、伝達体制の整備を図る。

(2) 避難情報発令時の状況と居住者等がとるべき行動

	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル３】高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況	・高齢者等避難が発令された際には、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する人は危険な場所から避難する。 ・具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル４】避難指示	災害が発生するおそれが高い状況	・避難指示が発令された際には、居住者等は、危険な場所から全員避難する。 ・具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。
【警戒レベル５】緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況	・緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。 ・具体的にとるべき行動は、「緊急安全確保」である。

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、屋内や屋外の安全な場所等に避難することもある。

(3) 避難情報の基準等の策定

避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）について、気象台、県等の協力を得つつ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

市長は、避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求める。

また、市長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を定める。

なお、代理順位については、次の順序とする。

・第１順位　副市長
・第２順位　危機管理統括監
・第３順位　総務部長

上記の者が代理できない場合は、志摩市行政組織条例（平成 27 年条例第 27 号）に規定する部の部長を、第１条各号の順序で上席の職員とする。

２　避難情報の周知

避難情報による市民の避難行動については、広報紙等を通じて周知する。広報内容は、市民の行動規範を中心に説明する。

３　避難所等の指定

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等、内閣府令で定める基準に適合するものを洪水、土砂災害の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、必要に応じて指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮し、民間事業者等と積極的に協議しながら避難場所の確保に努め、鳥羽警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

(2) 指定避難所、避難路の整備･周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域･住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。指定避難所の指定は、その適切性を確認し、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

指定緊急避難場所と指定避難所の指定基準及び相互の関係は、次に示すとおりである。

	指定緊急避難場所（法第 49 条の４）	指定避難所（法第 49 条の７）
定義	災害が発生し､又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
基準	安全な区域外にある施設については、以下の全てを満たすこと。 ・被災者等を受け入れる適切な規模 ・耐震性がある ・想定される水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある	以下の全てを満たすこと。 ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模 ・速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布できること ・想定される災害の影響が比較的少ない ・車両などによる輸送が比較的容易
指定	災害種ごとに市長が指定	災害種を限らず市長が指定
備考	相互に兼ねることができる	

(3) 避難場所等の留意事項

風水害による切迫した危険に対して、身を守るために避難する場所。

ア　公園、広場等のように相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。

イ　周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。

ウ　周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品のないこと。

エ　洪水、高潮等による浸水のおそれのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐火性の建築物で安全性のあること。

オ　被災の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所への避難移動できること。

カ　避難場所に至る避難路の安全を確保すること。

キ　避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。

(4) 避難所の留意事項

大規模災害に際し、避難した市民を収容し保護するため設置する施設

ア　長期避難を想定し、避難所は寝起きができる学校施設等を中心に選定する。

学校については余裕教室などを活用し、平常時から防災施設としての整備を図る。

イ　飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家用発電設備、新エネルギーを活用した発電設備その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等の確保に努める。

ウ　避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図る。

エ　要配慮者に配慮した福祉避難所の設置運営について、志摩市介護サービス事業者連絡会間の連携とネットワークを図る。特に、利用しやすい構造とケアが整った社会福祉施設等を福祉避難所として指定するため、平常時において社会福祉施設関係者と要配慮者の受け入れについての協議を行い、受け入れ協定の締結に努める。

なお、福祉避難所の確保にあたっては、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討する。学校を避難所とする場合や、保健室や特定の教室を“福祉避難室”とする、避難所の一画を区切って“福祉避難場所”として確保する等、公共施設のみならず、宿泊施設あるいは特別養護老人ホームなどの民間施設の活用も視野に入れて量的確保に努める。

オ　テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備に努める。

カ　帰宅困難者や観光客に対応する避難所の確保について検討する。

キ　断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておく。

4　避難場所、避難路の整備

(1) 大規模災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域、公園、緑地、広場その他の公共空地を一時的な避難の場所として、又はこれに準ずる安全な場所への道路等を整備していく。

(2) 高齢者など避難所を知らない市民を考慮し、災害時にあわてないようにするために、日頃から災害発生時の安全確保や避難所までの避難路の整備及び確保に努める。

(3) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるよう努める。

５　要配慮者情報の把握・共有

要配慮者に関する情報の把握・共有を図るため、避難行動要支援者名簿及び地域ささえあい名簿を作成し、その情報を個人情報保護の観点から必要に応じて限定的に情報共有することとする。

名称	内容	情報提供（共有）先
避難行動要支援者名簿	関係部署が保有している要配慮者情報の中から、平常時及び災害時の防災活動に活用するため、必要最小限の情報を抜き出した名簿及び地域ささえあい名簿登録された者の名簿	行政の関係部局で共有
地域ささえあい名簿	避難行動要支援者名簿の中から、支援関係者（警察・消防団・社会福祉協議会・民生委員・児童委員・自主防災組織・自治会その他避難支援等の実施に携わる機関として特に市長が認めるもの）に情報提供することに同意を得た者の名簿	行政の関係部局、社会福祉協議会、消防団、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等支援関係者へ、覚書の提出により情報提供

(1) 避難行動要支援者名簿の整備等

ア　要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者の避難支援に役立つよう、関係部署等が保有している要介護認定者や障がい者等の情報を把握する。

イ　避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応する。

① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

福祉施設等に入所している者は除く。

- 75 歳以上の高齢者のみの世帯の者
- 要介護 3 以上の認定を受けている者
- 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者
- 療育手帳（程度区分 A1 又は A2）の交付を受けている者
- 精神障害者保健福祉手帳の 1 級又は 2 級の交付を受けている者
- 避難支援が必要と思われる状態にある者

ウ　避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される避難行動要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

エ　支援関係者へ地域ささえあい名簿情報の提供

消防機関、警察、社会福祉協議会、消防団、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等支援関係者に、地域ささえあい名簿を提供する。名簿情報は、施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。また、市は、避難行動要支援者本

人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

オ　地域ささえあい名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

支援関係者は、名簿情報及び支援により知り得た秘密を漏らしてはならない。また、名簿を適切に管理し、厳重に保管しなければならない。紛失した場合は、速やかに報告させる。

カ 支援関係者の安全確保

支援関係者は、平常時から地域ささえあい名簿の避難行動要支援者の避難支援を、避難情報に基づき行う。

市は、支援関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、支援関係者の安全確保に十分配慮する。

キ　要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難指示を行った場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話等のメールサービス、市ホームページに加え電話、FAX による情報伝達に努める。

6　要配慮者の避難支援体制の整備

防災担当部局、福祉担当部局及びその他関連部局の連携の下、消防団、自主防災組織、自治会等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している福祉関係者が協力して、要配慮者の避難支援体制の整備に努める。

7　個別計画の策定

要配慮者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するために、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員の協力を得て、要配慮者一人ひとりに対する地域支援者、避難所、避難路、避難方法、情報伝達方法等を定めた個別計画の策定に努める。

8　避難所の管理運営体制

地域住民が避難所を円滑に運営できるように、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進する。

避難所の管理運営方法をあらかじめ定めるなど、管理運営体制を整備する。

【避難所運営マニュアルに定める主な項目】

(1) 避難所の管理者不在時の開設体制
(2) 避難所を管理するための責任者の派遣
(3) 災害対策本部との連絡体制
(4) 市避難所要員、自治会、施設管理者との協力体制
(5) 「避難所運営マニュアル」を活用した地域住民による避難所運営の推進
(6) 要配慮者や性の多様性にも配慮した避難所運営体制

9　住民への周知

市は、次の事項についてあらかじめ住民に周知しておく。

(1) 想定される危険の範囲
(2) 避難所の所在
(3) 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）に関する情報等
(4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法

(5) その他避難に対する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

10　ペット対策

市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、避難所へのペットの受入方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

11　避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

■自治会・自主防災組織や関係施設等が実施する対策

1　自治会・自主防災組織等地域の対策

(1) 地域の避難対策の推進

市が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の把握、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

2　要配慮者利用施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市の福祉避難所の指定に協力する。

3　不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

■市民が実施する対策

1　地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、要配慮者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

2　ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。

3　避難指示発令時等における避難行動の検討

居住する地域に警戒レベルが付された避難情報等が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。また、自宅にとどまる場合には、想定される災害に応じ、例えば土砂災害については、山側とは反対側の２階の部屋に待避するなど、地域で起こりうる災害の想定を踏まえ、自宅が災害に巻き込まれた場合でも、最低限、身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討に努める。

第２節　観光客等への避難対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○市は、観光客及び住民等に対して「観光地や出先で災害が発生した場合の心得」について普及啓発を図るとともに、掲示板等による災害の情報提供体制を整備する。
○市や観光関連事業所等は、平時から観光客等を想定した避難所や食料等を確保しておく。

【主担当部署】危機管理統括監・観光経済部・市民生活部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	市民や観光関連事業所	(1) 観光客等への対応に関する普及啓発 (2) 観光客対策を想定した防災訓練の実施
	観光客等	(1) 観光客等への避難等に関する普及啓発 (2) 観光客等のための避難所や食料等の確保
	(1) 情報提供体制の推進	

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
観光関連事業所	事業所間の連携を通じた観光客の安全確保

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	観光客への声かけやボランティアとの連携

第３項　対策

■市が実施する対策

1　市民や観光関連事業所を対象とした対策

(1) 観光客等への対応に関する普及啓発

市全域が国立公園に含まれる本市では、災害時に多くの観光客が滞留するおそれがある。そのため、市は、日頃から市民や観光地の商店・施設等に対して、観光客等への災害時対応の計画づくりや対策の検討について普及啓発を図り、観光客等の避難誘導体制を確立する。また、主要な観光地では災害種別の防災地図を配布するなど、市民が観光客の安全確保を積極的に行えるよう資料提供に努める。

(2) 観光客対策を想定した防災訓練の実施

観光地等における観光客対策を想定した防災訓練を、住民･企業等との連携で定期的に実施する。特に台風に伴う高潮や高波、浸水、局地的大雨に伴う土砂災害等に対する適切な避難行動について、観光客や一時滞在者、地元住民を含め、様々な人との共同による訓練の実施に努める。また、浸水と土砂災害等の複合災害を想定した訓練の実施にも努める。

2　観光客等を対象とした対策

(1) 観光客等への避難等に関する普及啓発

観光客のほとんどは本市の地理・地形に不案内であり、風水害時に取るべき行動が分からない人も多い。そのため、観光客等が適切な避難行動が迅速に取れるよう、観光案内所や観光施設等にお

いて、避難所・避難場所・避難路及び避難行動上の留意事項に関するチラシ・パンフレットを観光客等に配布したりすることで、安全な避難に向けた普及啓発に努める。特に、沿岸部での高潮、高波、暴風、突風や付随する事故の可能性に関する周知に努める。

３　情報提供体制の推進

海岸・駅周辺などの観光地各所において、避難所・避難場所の標識等を設置するほか、市同報系無線等の情報提供システムにより、災害情報の提供に努める。

また、他言語対応のスマートフォンアプリを活用し、外国人等観光客への防災情報の提供など、安全・安心なまち歩きをサポートするとともに、本市の魅力を対外的にアピールし、地域の活性化につなげられるよう努める。

なお、「防災みえ. jp」による気象情報、災害情報等の活用についても周知する。

かざすＣＩＴＹ志摩

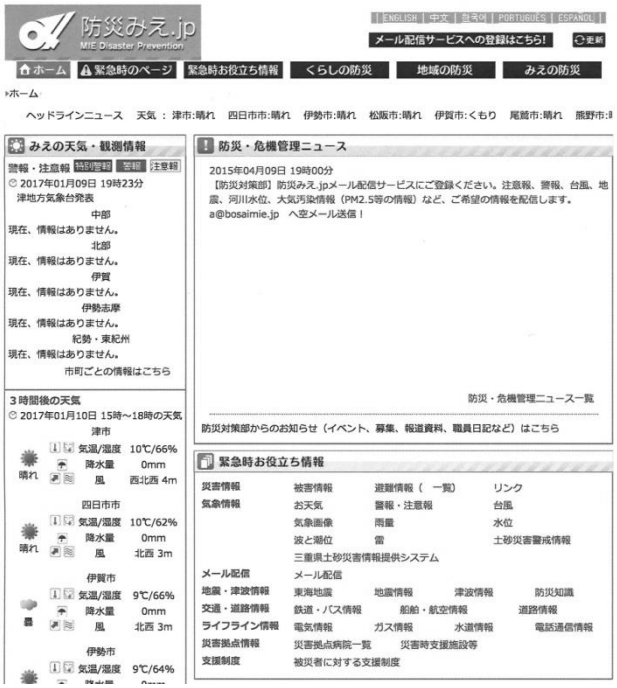

「防災みえ. jp」による各種防災情報の提供

4　観光客等のための避難所や食料等の確保

大規模災害が発生した場合には、交通機関が運休する可能性が高く、帰宅の手段を失うことになるため、観光客等のための避難所・避難場所を確保する必要がある。市は、地域の観光客数を把握した上で、地域住民及び観光客等が避難できる避難所・避難場所を確保する。食料等の備蓄についても、観光客数を踏まえた検討を行い、１日の平均観光客数が３日間滞在できる食料備蓄量の確保に努める。

5　観光客、帰宅困難者等への対策

市内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を進め、観光関連事業者等による避難誘導体制を検討する。平常時から観光関連団体等との連携を密にし、緊急事態に対応できるよう啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として飲料水や通行規制などの道路情報を提供する一時休憩場所として利用できる事業所等について検討しておく。

6　観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■観光関連事業所が実施する対策

1　事業所間の連携を通じた観光客の安全確保

今後、観光産業をさらに発展させていくためには、本市の自然風土を洗練させるとともに、観光関連の事業者どうしが連携して地域の良いところを伸ばし安全性を確保していくことが必要である。こうした視点に立って、商工会や観光協会等が調整役となりつつ、本市を訪れる観光客の安全性向上に向けた取組を検討する。

■市民が実施する対策

1　観光客への声かけやボランティアとの連携

観光客は人情味あふれる地元住民との交流を期待しているところもあるため、市民は日常的に観光客に対して防災に関する声かけや情報提供に努める。

また、地元のボランティアと協働して、観光客等をまじえた避難訓練や避難誘導に関する研修会等に積極的に参加する。

第３章　風水害に強いまちづくりの推進

第１節　水害・高潮被害予防対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○海岸保全施設の適切な整備により、高潮被害等を軽減する。
○河川の氾濫、異常出水、洪水等を防止する。
○河川が適切に整備され水害被害の軽減が見込まれるとともに、避難判断時において市と国・県における連携体制が確立し、非常時に避難指示等が適切に発令できるようになる。

【主担当部署】危機管理統括監・建設部・水産農林部・関係各部・各支所

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	住民等	(1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報等の収集 (5) 避難判断基準の設定 (6) 水防体制の整備 (7) 湛水防除対策 (8) 防災重点ため池対策
その他の防災関係機関	住民等	(1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報等の提供体制 (5) 水防体制の整備

第３項　対策

■市が実施する対策

１　河川の整備

(1) 河川のソフト対策の促進

近年、各地で局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から県が実施しているハード対策に加え、避難判断の参考となる雨量、水位等の情報把握に努めるとともに、県が策定する洪水浸水想定区域を活用したハザードマップを作成する等、ソフト面からの減災対策を実施する。市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

２　海岸保全施設の整備

三重県の海岸保全施設については、昭和 28 年の 13 号台風や昭和 34 年の伊勢湾台風後に整備されたものが大部分であり、築後約 50 年が経過し老朽化や地盤沈下による機能の低下が進んでいる。また、河川からの土砂供給の不足などにより、海岸侵食が進み、消波機能の低下が進んでいる。

このため、市は県と協力して、高潮・高波による被害を軽減することを目的に、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を図るとともに、老

朽化により機能が低下した施設について、補修・補強を行い、防護機能の回復を図っていく。

3　施設の維持管理

(1) 巡視・点検の実施

各施設管理者はマニュアル等に基づく巡視・点検を行い、施設等の状況を的確に把握するとともに、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努める。

(2) 維持工事の実施

巡視・点検により、対策が必要になった施設の維持修繕工事を実施し、適切に維持管理する。

4　避難判断情報の収集

県からの河川の水位情報等、市が避難指示等を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

5　避難判断基準の設定

県から提供を受けた河川の水位情報や避難指示等のマニュアル等に基づき、避難指示等を発令するための基準の設定に努める。

6　水防体制の整備

三重県水防計画に基づき、必要な水防体制を確立する。

7　湛水防除対策

近年、局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に水被害が起こることが想定されているため、その防除事業が必要になっている。県と協力して市内の湛水防除事業実施地区に対する、排水機、排水路、樋門及び堤防の防災施設の整備事業を計画的に施行する。

8　防災重点ため池対策

本市には、ため池が多数存在し、農業用水施設等の役割を果たしている。これらの多くは 200～300 年前に築造されたもので、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐が老朽化して機能が衰微しており、堤体からの漏水もあって、決壊の危険性がある。そのため、災害予防上緊急度の高いものから改修（補強）事業を実施する。

なお、ため池改修事業は、その規模に応じて県と市事業に分けて実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜県が実施する対策＞

1　河川の整備

「＜市が実施する対策＞１　河川の整備」に準じる。

2　海岸保全施設の整備

「＜市が実施する対策＞２　海岸保全施設の整備」に準じる。

3　施設の維持管理

「＜市が実施する対策＞３　施設の維持管理」に準じる。

４　避難判断情報等の提供体制

(1) 水防法に基づく水位通報

県管理河川について、水防法に基づき、所管する水位観測所の適切な水位通報を行う。

(2) 市への技術的助言を行うための連絡体制の設定

市から、基本法第 61 条の 2 の規定に基づく避難指示に関する技術的助言を求められた場合に備え、県と市との間に発災時における連絡体制を事前に定めるよう努める。

＜防災関係機関が実施する対策＞

災害時においては状況が刻々と変化し、詳細な情報を伝達するいとまがないため、情報の発信側が意図している内容が伝わらないことがある。このような事態を防ぐため、関係機関は防災対策の検討等を通じて、互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努める。

１　志摩圏域県管理河川水防災協議会の取組

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大災害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっているため、国、県、市の減災の取組を共有し、志摩圏域の水防災意識の向上に資することを目的とし、本協議会が発足した。

(1) 協議会の実施事項

ア　現状の水害リスク情報や取組状況の共有

イ　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の作成

ウ　「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の実施状況のフォローアップ

(2) 委員・幹事

機関名	委員・幹事職名	備　考
（委　員）		
鳥羽市	鳥羽市　市長	
志摩市	志摩市　市長	
気象庁	津地方気象台　台長	
三重県	南勢志摩地域活性化局　局長	
	農林水産部　農業基盤整備課　課長	
	県土整備部　河川課　課長	
	志摩建設事務所　所長	
国土交通省	中部地方整備局　河川部　地域河川課　課長	オブザーバー

機関名	委員・幹事職名	備　考
（幹　事）		
鳥羽市	総務課　防災危機管理室　副参事	
	建設課　課長	
	健康福祉課　課長	
	農林水産課　課長	
志摩市	危機管理統括監　防災危機管理課　課長	
	建設部　建設整備課　課長	
	健康福祉部　地域福祉課　課長	
	健康福祉部　介護・総合相談支援課　課長	
	水産農林部　農林課　課長	
気象庁	津地方気象台　防災管理官	
三重県	南勢志摩地域活性化局　地域活性化防災室長	
	農林水産部　農業基盤整備課　班長	
	県土整備部　河川課　班長	
	志摩建設事務所　副所長	
国土交通省	中部地方整備局　河川部　地域河川課　河川保全専門官	オブザーバー
事務局	三重県　志摩建設事務所	

第２節　地盤災害防止対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○降雨等による土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、防災上必要な施設等を整備する。
○災害の発生危険性が高まった場合における避難指示等の情報連絡体制を整備する。

【主担当部署】危機管理統括監・建設部・水産農林部・関係各部・市民生活部（支所支援班）

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市	(1) 土砂災害警戒区域等における避難体制の構築 (2) 治山事業 (3) 宅地造成地のがけ崩れ災害防止 (4) ため池改修事業 (5) 応急仮設住宅供給体制の整備 (6) 要配慮者利用施設の土砂災害対策 (7) 土砂災害関連情報の収集
その他の防災関係機関	(1) 崩壊危険地域の災害防止

第３項　対策

■市が実施する対策

1　土砂災害警戒区域等における避難体制の構築

土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに、指定区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害防止のための警戒避難体制の整備等に努める。

その際、市の警戒避難体制を支援する土砂災害警戒情報や土砂災害危険度情報を活用する。

なお、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、次の区域である。

(1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊のおそれなどがある、主として次の区域。

ア　傾斜度が 30 度以上で高さが５ｍ以上の区域

イ　急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域

ウ　急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの２倍（50ｍを超える場合は 50m）以内の区域

このほか、土石流の発生のおそれのある渓流において扇頂部から下流で勾配が２度以上の区域、及び地滑り区域と地滑り区域下端から地滑り地塊の長さに相当する距離の範囲内の区域も該当する。

(2) 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

土砂災害特別警戒区域に指定された区域内では、次の制限等がある。

ア　特定の開発行為に対する許可制

イ　建築物の構造規制

(3) 土砂災害警戒区域において講ずる措置

土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、下記の事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

ア　避難所の設置
イ　避難指示等の時期決定方法
ウ　気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
エ　避難誘導責任者
オ　避難所の位置及び避難指示等の住民への周知
カ　土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知
キ　土砂災害危険箇所等のパトロール
ク　その他必要事項

また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する病院、老人ホーム等の施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、これら施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

2　治山事業

山地の崩壊及び山地荒廃による流出土砂によって、災害の被害は激しいものとなるが、森林は、崩壊防止及び土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等の機能を持っている。

山地治山事業は、荒廃山地又は荒廃のおそれのある山地に対して山脚を固定して不安定土砂の流出及び渓岸の浸食を防止するための渓間工事又は崩壊地を森林に復旧するための山腹工事を実施する等により森林整備を図り、崩壊土砂の流出、洪水等による災害の防止、軽減を図るとともに水資源の涵養に資することを目的とする。

ア　山腹崩壊・崩壊土砂流出対策
①　林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等の管理者への指導を図る。
②　森林の過伐、乱伐の防止と渇植、肥培管理、植林の育成を促進して地すべり崩壊による災害防止に努める。
③　地盤のゆるみが予想される時の危険箇所パトロール、応急資材の整備、山地崩壊が予想される時の避難所等を整備する。

イ　山地に関する防災事業
①　治山・治水事業と併せ一般造林事業を推進して林地の保全と育成を図る。
②　地表の安定を図るため、荒廃地の植林を促進する。

3　宅地造成地のがけ崩れ災害防止

宅地造成は、都市計画法等に基づき、災害防止に重点をおいた基準で、県と連携して審査指導に努める。

また、災害が発生するおそれのある場合には、開発事業者に対し県と連携して災害防止にかかる技術指導を行う。

ア　宅地防災月間での啓発

梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、県が定めた５月の宅地防災月間に合わせ、開発施行区域を中心にした巡視活動を展開し、必要に応じて現地で適切な指導を行う。

イ　がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域、災害危険区域又は建築基準法第 40 条で規制されている区域内に存する危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

ウ　大規模盛土造成地等の対策

既存の造成宅地について、県と連携して大規模盛土造成地の有無の把握や、大規模盛土造成地マップの作成、公表に努める。また、今後は安全性の把握のための調査や優先度評価を行い、大規模盛土造成地の耐震対策方法の検討に努める。

4　ため池改修事業

市内のため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、老朽化が進み、決壊の危険性を有している。

このため災害防止上、緊急度が高いため池の管理者や地域住民に対しハザードマップ（右図）等により啓発を行うとともに、改修工事を実施する。

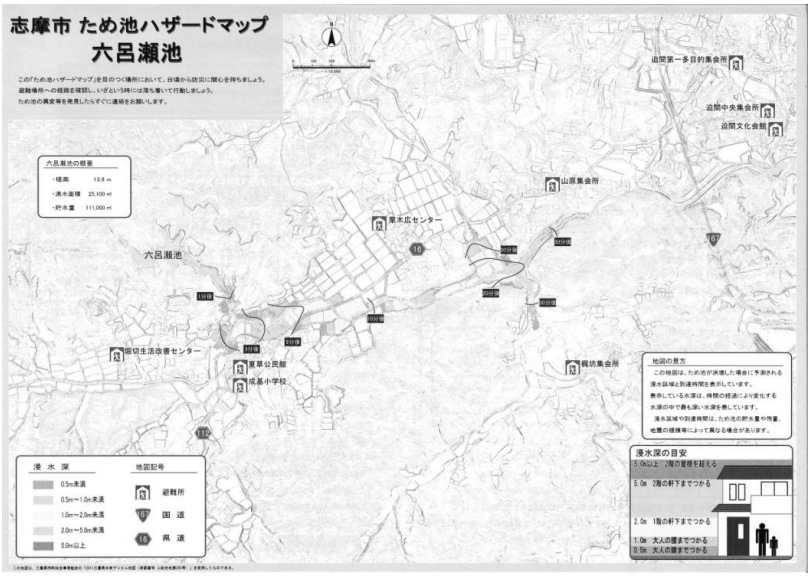

志摩市 ため池ハザードマップ 六呂瀬池

5　応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

6　要配慮者利用施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、これら施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

7　土砂災害関連情報の収集

気象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるための発災時における連絡体制の整備に努める。

8　被災宅地危険度判定体制

(1) 被災宅地危険度判定士の養成等

降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、市は関係団体と連携し、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会の実施に協力し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、市は判定実施本部として活動する際に実施本部と判定士との連絡調整にあたる判定調整員の確保を行う。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請、判定資機材の調達、備蓄等について、県や他の市町と緊密な連携を取るとともに、体制等の整備に努め、必要に応じて判定士の派遣を県に要請する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1　崩壊危険地域の災害防止

(1) 国道防災事業（中部地方整備局）

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。

(2) 県道防災事業（県土整備部）

県道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。

第３節　農地・森林・漁村の防災対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○風水害時の被害が軽減されるよう、平時から農地や森林、漁村の整備及び防災対策を推進する。

【主担当部署】水産農林部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	住民	(1) 農地の防災対策 (2) 森林の防災対策 (3) 漁村の防災対策 (4) 災害時の農作物等被害軽減対策

第３項　対策

■市が実施する対策

１　農地の防災対策

(1) 海岸保全施設の整備

海岸保全区域内で、高潮、波浪その他により被害が発生するおそれのある背後農地を防護するため、海岸保全施設の新設、改修を行う。

(2) 基幹水利施設の補修

国営又は県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的施設について、緊急に必要な補強工事を支援することにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。

(3) 農業水利施設の保全対策

農業水利施設について、不具合が生じる前に機能診断を適切に行うとともに、劣化の予防的な保全対策を実施し、施設管理の合理化を図る。

(4) 排水機場の整備

局地的大雨や台風時の人家や農地等への湛水被害を防止する排水機場の整備により、浸水被害の被災を軽減し、安全性の確保を図る。

(5) 防災ダム・防災重点ため池の整備

河川の上流に洪水調節用ダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修や、既設の農業用ため池への洪水調節機能の賦与及び改修等を支援し、下流沿岸耕地及び農業施設等の洪水被害を防止する。

２　森林の防災対策

(1) 流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの素因となっていることから、荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための治山施設等を緊急度の高いものから計画的に施工する。また、局地的大雨による災害は、市民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について住民への周知を図るよう努めるとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施する。

(2) 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の改良・整備を推進する。

3　漁村の防災対策

(1) 漁港海岸保全整備事業

漁港背後集落を高潮等の災害から守るため、海岸堤防の整備を図る。

(2) 漁具及び養殖施設防災対策

有事に備えて、市、関係団体、住民が常に一体となって災害予防の研究、対策に細心の努力をはらう。また、沿岸における定置網等の漁具及び養殖施設の台風、高潮、波浪等による被害を軽減するため、次の措置をとるよう指導する。

ア　施設、定置網等の漁具等の撤去

イ　養殖施設の避難又は養殖物の移動

ウ　避難又は撤去できない敷設物の補強（イカリ、浮子、ロープ等を使用）

4　災害時の農作物等被害軽減対策

(1) 稲種子の確保

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重県米麦協会との連携強化に努める。

(2) 病害虫防除用農薬の確保

病害虫防除に備え、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

(3) 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基本にして定める。

ア　災害を回避し、被害を未然に防止するための技術

イ　災害に耐え、被害を僅少にくい止めるための技術

(4) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所において、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）を行うほか、り災家畜の収容や治療、埋却等について、市及び関係機関、関係団体等と協力のうえ、対応を図る。

第４章　緊急輸送の確保

第１節　輸送体制の整備

第１項　防災･減災重点目標

○大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る。
○緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路について災害に強い施設を整備する。
○災害時に必要となる食料、生活必需物資等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

【主担当部署】危機管理統括監・総務部・水産農林部・建設部・各支所

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
輸送･運搬等を担う防災関係機関等	県及び関係機関等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市における対策

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路、漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に周知する。

(2) 陸上輸送対策

ア　緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

イ　緊急輸送道路機能の確保

道路管理者等（港湾管理者、漁港管理者を含む）は、低地を通過する道路、鉄道等のアンダーパスなど、風水害時に冠水のおそれがある箇所をあらかじめ把握し、広く市民へ周知を図るとともに、代替路を確保する。その上で、発災後の速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制を構築する。

そのために、道路管理者等は、国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに、資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行う。

発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

ウ　放置車両等の対策強化

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等（港湾管理者、漁港管理者を含む）は、必要に応じて、区間を指定して以下を実施する。

① 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令

② 運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動

また、道路啓開のためやむを得ない必要がある時、道路管理者等は、必要に応じて、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分する。

(3) 航空輸送対策

飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

(4) 海上輸送対策

漁港の復旧体制の確保

漁港は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保、人命救助活動等にかかる支援体制の整備を図る。

(5) 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ（一社）三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■その他防災関係機関が実施する対策 ――――――――――――――――――――――――――――

＜その他事業者団体の対策＞

１　発災時の災害対策体制の整備

(1)　情報伝達体制の確立

市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2)　協定に基づく体制の確立

ア　協定における市と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。

イ　協定に基づき、災害時に市から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。

ウ　市が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

第５章　防災体制の整備・強化

第１節　災害対策機能の整備及び確保

第１項　防災･減災重点目標

○災害対策活動の中枢となる災害対策本部の施設・設備について整備を図る。また、災害対策本部設置施設が損壊した場合に備え、予備施設をあらかじめ指定しておく。
○災害が発生した場合、必要な職員を早期に確保して災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制の整備に努める。

【主担当部署】関係各部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 災害対策本部機能等の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実 (3) 職員への防災教育の実施 (4) 職員の防災対策の推進
	消防関係機関	(1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化

第３項　対策

■市が実施する対策

＜市(災害対策本部)を対象とした対策＞

１　災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の浸水対策、自家発電設備等の整備による非常電源、無線通信設備の確保などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要量の備蓄に努める。

(3) 現地災害対策本部機能の整備検討

市本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

２　職員参集体制の整備・充実

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、職員への防災一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、経験豊富な職員ＯＢに対して協力を仰ぐなど、人材の有効活用を図る。

３　職員への防災教育・防災訓練の実施

市職員は、災害対策に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。

(1) 職員等が果たすべき役割（初動マニュアル等）
(2) 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(3) 職員が各家庭において実施すべき防災対策
(4) 気象情報に関する知識
(5) 風水害に関する知識

４　職員の防災対策の推進

職員は、市民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の補強など、風水害発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに市の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

５　報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、災害対策本部設置施設に報道用スペースの設置を検討する。

６　本庁と支所等との防災情報システムの構築

本庁と支所等での防災運営が必要となるため、相互の災害時通信や情報の共有化システム等について検討する。

７　迅速な参集体制の整備

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、市職員の迅速な参集が不可欠である。そのため、市職員の災害対策本部配備体制基準を周知徹底する。

また、災害対策要員の安否確認と迅速な参集を実現するため、職員の安否参集確認システムへの登録をさらに促進するとともに、システムの維持管理に万全を期すこととする。

８　地域防災拠点施設の整備

災害時の救援・救助及び復興・復旧活動等を行う拠点施設の整備（防災道の駅等）を行い、市内の拠点避難所等との連携を図る。

＜消防機関を対象とした対策＞

１　消防力の強化

風水害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1)　消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。

(2)　消防用施設等の整備の推進等

風水害防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3)　消防水利の確保対策

災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

２　救助・救急機能の強化

災害時の消防職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助･救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、消防職員の教育訓練を行い、救助･救急機能の強化を図る。

また、大規模･特殊災害に対応するため、高度な技術･資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第１項　防災･減災重点目標

○災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。
○被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

【主担当部署】危機管理統括監・総務部・政策推進部・各部・各支所

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
通信事業者、放送事業者等		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市災害対策本部を対象とする対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア　風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と市民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者や孤立地域の住民、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

(2) 被害情報収集・伝達手段の整備

ア　防災行政無線の整備等

市防災行政無線等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

イ　被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

ウ　緊急速報メール等情報提供手段の検討

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

エ　ドローンを用いた災害時の情報収集

風水害発生時に、被災地の迅速な被害状況の把握を行う上で、小型無人機（ドローン）の活用が注目されている。

市でもドローン事業者と協定を締結するなど、積極的なドローンの活用に努める。

平成 29 年 11 月 19 日　志摩市防災訓練におけるドローンを活用した情報収集訓練の様子

２　防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■その他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、放送事業者）

＜固定通信事業者、移動通信事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1) 通信施設の浸水対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講ずる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について検討する。

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

３　防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

４　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

＜放送事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1) 放送施設の浸水対策及び耐火対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講ずる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

２　発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

３　防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

４　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

＜放送事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1) 放送施設の防災対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講ずる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

３　防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第３節　医療・救護体制及び機能の確保

第１項　防災･減災重点目標

○大規模な災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広範囲に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。
○災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

【主担当部署】危機管理統括監・健康福祉部・消防本部・病院事業部・市民生活部（支所支援班）

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	災害時に医療･救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医療・救護機能の確保
	市民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保･供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第３項　対策

■市が実施する対策

１　医療・救護体制の整備

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、下記の点を考慮に入れ、市の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定し、市民への周知に努める。

(2) 自主救護体制の確立

市は、救護所の設置、救助班等の編成、派遣について志摩医師会と協議して計画を定めるとともに、市域が拡大し、孤立する地域も想定されるため、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や救助班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておく。

(3) 医療体制の整備

ア　初期医療体制の整備

① 災害現場におけるトリアージ体制

大規模災害発生時には、被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員等によるトリアージができるよう教育・研修体制の推進を行う。

② 被災地における医療体制

災害発生直後の急性期における救助活動について、消防機関と医療関係者(災害拠点病院

等の医師や看護師)が連携して体制を整備する。

③ 救護班の編成

救護班の編成等については、第 4 部第 3 章第 2 節に定めるところによる。

イ　後方医療体制等の整備

① 災害時の医療機関相互の連携体制

同時多発の人命救助、医療救護を可能とするため救護所におけるトリアージや適切な治療を受けられるようにその負傷の程度に応じた医療機関への搬送など、医療機関相互連携体制の整備充実を図る。

② 災害拠点病院

被災地が広範囲にわたる場合に、地域の医療機関の中核となる災害拠点病院として指定されている県立志摩病院について、災害拠点病院として必要な機能の整備に協力する。

災害拠点病院の指定状況及び役割等は、次のとおりである。

名称	設置場所	役割・必要機能等
基幹災害拠点病院	三重県立総合医療センター	・負傷者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整機能 ・要員の訓練・研修機能 ・地域災害医療センターの機能
地域災害拠点病院	県立志摩病院	・重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・被災地からの重傷者の受入れ機能 ・負傷者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 ・自己完結型の医療救護班の派遣機能 ・地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

③ 医療情報の収集、伝達手段

a　災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、三重県広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用する。

b　各地域の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防本部、自衛隊、警察本部等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行う。

④ 患者搬送体制

被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図る。

ウ　応急救護体制の整備

市は志摩医師会と協力して、応急救護体制を整備する。

(4) 医薬品等の確保

ア　医療品・衛生材料等の備蓄

災害直後の初動期に必要な医薬品・衛生材料等は、市内の医薬品卸売業者による流通備蓄や病院等、本庁及び支所の備蓄を強化する。

イ　医薬品・衛生材料等の調達・分配

医薬品卸売業者や病院等、本庁及び支所の備蓄で一時的に対応し、不足については、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を要請する。

２　市民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ市民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

３　関係機関との協力関係の構築

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社三重県支部、志摩医師会等との関係機関に応援を要する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で綿密な協力体制を構築する。

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

１　医療・救護体制の整備

市の「医療・救護体制の整備」に沿った対策を講ずる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

２　医薬品等の確保･供給体制の整備

県の「医薬品等の確保･供給体制の整備」に沿った対策を講ずるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

３　医療・救護機能の確保

市の「医療・救護機能の確保」に沿った対策を講ずる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■市民が実施する対策

１　災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

第４節　応援・受援体制の整備

第１項　防災･減災重点目標

○発災時に備え、自衛隊、海上保安庁や警察、消防をはじめとした関係機関の応援を受け入れるための体制を整備する。
○災害応援の必要が生じた場合、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制の整備に努める。

【主担当部署】危機管理統括監・総務部・消防本部・各支所

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外市町村との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市(災害対策本部)を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町受援計画策定手引書」を参考に、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力に努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

既に締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討、実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

市が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

２　防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊、海上保安庁、警察、消防機関等との連携を図る。

第５節　物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

第１項　防災･減災重点目標

○大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給の整備、及び計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整を図る。
○各家庭で最低３日分以上の物資等の備蓄を働きかけ、自助を促す。

【主担当部署】危機管理統括監・総務部・市民生活部（支所支援班）

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築 (2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄 (3) 孤立想定地域にかかる災害時用物質等の備蓄
	事業者及び事業者団体等	(1) 災害時用物資等の調達にかかる協力関係の構築
	市民	(1) 家庭における災害用備蓄の促進 (2) 地域における災害用備蓄の促進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等	県・市	(1) 災害時用物資等の供給体制の構築 (2) 災害時の食料や生活必需物資等の供給体制の構築
地域（自治会・自主防災組織）		(1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。

(2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

避難所の場所等を勘案し、市の救援物資拠点を確保するとともに災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。

(3) 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄

災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等（食料等を含む）の備蓄を図る。

(4) 県等関係機関との情報共有

避難所、市救援物資拠点、災害時用物資備蓄状況等について、平時より県等の関係機関と情報共有を図る。

２　事業者及び事業者団体等を対象とした対策

(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築

災害時に必要な食料や生活必需物資を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達態勢を強化する。

ア　食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに、市が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

イ　生活必需物資等について

生活必需物資等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに、市が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

３　市民を対象とした対策

(1) 家庭における災害用備蓄の促進

市民に対して各家庭において最低３日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう、自治会等へ働きかける。

■災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等が実施する対策 ―――

１　災害時用物資等の供給体制の構築

市と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力に努める。

２　災害時の食料や生活必需物資等の供給体制の構築

市と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力に努める。

■地域が実施する対策 ――――――――――――――――――――――――――――――

１　避難先等への災害用備蓄品等の確保

被害を受けた地域においては、避難所や避難場所など、避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

■市民が実施する対策 ――――――――――――――――――――――――――――――

１　家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭において発災後３日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

第６節　ライフラインにかかる防災対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○鉄道、電気、上下水道、ＬＰガス等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い施設（代替性、多重化等）を整備する。
○施設の機能確保のため、必要に応じ、大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の整備、資機材の備蓄等を行う。

【主担当部署】危機管理統括監・政策推進部・上下水道部・関係各部・各支所・関係各機関

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	施設利用者	(1) 上水道施設（市管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（市管理）を対象とした対策

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客自動車運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
三重県石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 協定に基づく体制の確立

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第３項　対策

■市が実施する対策

１　上水道施設(市管理)等を対象とした対策

(1) 水道施設の整備

災害により配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、送水管の耐震化、老朽化施設の計画的な改修を図る。

また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設（非常用自家発電設備、拠点給水設備等）や資機材の整備、充実を図る。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

「三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21 締結)」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書（H7.12.1 締結)」等に基づいて資機材等に関する情報入手に努める。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、応援給水等の訓練の参加に努める。

(4) 浸水対策の実施

河川の洪水浸水想定区域図や市が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

２　下水道施設(市管理)を対象とした対策

災害時においても市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 被災の可能性が高い施設の把握及び施設管理図書の整備

災害時に被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、事前に被災の可能性が高い施設の把握及び施設管理図書を保存・整備する。

(2) 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講ずる。

また、「下水道業務継続計画」に基づき、国・県及び民間企業との相互応援体制により、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

(3) 浸水対策の実施

洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

■ライフライン関係企業が実施する対策

＜電気事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(3) 長期停電への対策

県・市町と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておく。

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

３　災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

４　広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

＜ＬＰガス事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

ＬＰガス充填所を管理する事業者は、充填所の浸水対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、ＬＰガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

２　災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

(一社) 三重県ＬＰガス協会各地域ＬＰガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域ＬＰガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

３　防災広報活動

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

＜固定通信事業者、移動通信事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1) 通信施設の浸水対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講ずる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

３　防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

４　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

＜鉄道事業者の対策＞

１　平常時の防災・減災対策

(1) 施設の浸水対策

災害に対する被害軽減や安全性を高めるため、施設の浸水対策や耐火対策を計画的に進める。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

ア　災害発生時の旅客の案内

イ　避難誘導等混乱防止対策

ウ　緊急時の通信確保・利用方法
エ　帰宅困難者対策等
オ　関係者の非常参集
カ　職場及び各家庭での災害対策

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

ア　気象情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
イ　市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその雨量等により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

３　災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

＜一般乗合旅客自動車運送事業者の対策＞

１　平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

ア　災害発生時の乗客の案内
イ　避難誘導等混乱防止対策
ウ　緊急時の通信確保・利用方法
エ　帰宅困難者対策等
オ　関係者の非常参集
カ　職場及び各家庭での災害対策

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

ア　気象情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
イ　市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
ウ　鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその雨量により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

3　災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

＜三重県石油商業組合の対策＞

1　設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

2　災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

ア　組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

イ　市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3　協定に基づく体制の確立

(1)「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

ア　「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における市と組合との連絡体制の整備を図る。

イ　「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に市から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について整備を図る。

■市民が実施する対策

1　ライフラインにかかる予防対策

市民は、風水害によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講ずるよう努める。

第７節　防災訓練の実施

第１項　防災･減災重点目標

○大規模災害発生時には、全市が甚大な被害を受けることが想定されるため、市民が「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持つ。
○地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災教育を普及・推進することで、大規模災害の被害を最小限に抑える、災害に強い地域をつくる。

【主担当部署】危機管理統括監・消防本部・関係各部・関係各機関

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画
	自主防災組織等	(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
企業・事業所等	(1) 業種･業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
水防協力団体、 自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 市等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第３項　対策

■市が実施する対策

市の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。また、市は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

１　基礎訓練

市及び防災関係機関は、基礎訓練として、随時、水防訓練、突発的事故災害を想定した防災訓練、図上訓練、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、消防訓練、その他の訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力を養う。

なお、訓練を実施する際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

２　総合防災訓練

上記の基礎訓練を組み合わせ、国、県、市、消防機関その他の防災機関や、要配慮者を含めた市民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模災害を想定した有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努める。

(1) 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、防災技術の練磨を図る。

なお、訓練課題には次のものが挙げられる。

ア　各種予警報の伝達及び通信訓練

イ　災害防御訓練

①　消防訓練

②　水防訓練

③　その他必要な訓練（土砂災害訓練等）

ウ　避難訓練（避難所開設・運営訓練、避難行動要支援者避難訓練含む）

エ　救急・救助訓練（災害医療訓練等）

オ　災害応急復旧訓練

①　鉄道、道路の交通確保訓練

②　復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練

③　海岸保全施設、堤防等の応急修復訓練

④　電力、通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練

⑤　防疫及び清掃等の訓練

⑥　災害広報の訓練

⑦　その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

(2) 図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、机上で応急対策活動の演習を行う。

３　防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずる。

４　防災関係機関との連携

防災訓練の実施にあたっては、県、警察、消防、自衛隊など防災関係機関と連携して実施する。

また、必要に応じ関係機関による調整会議等を開催する。

５　市民が実施する防災訓練の支援

自治会、自主防災組織や企業等、防災ボランティアグループなどが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの市民の参加を図っていく。

６　他市主催の訓練への参加

相互応援協定市等とは、相互に主催する訓練に参加し、救援活動が円滑に遂行できるよう努める。

■企業･事業者等の対策

１　業種･業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

２　地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

■水防協力団体、自主防災組織等の対策

１　地域課題に沿った防災訓練の実施

水防協力団体、自主防災組織等による地域の避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるよう工夫する。また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

２　県・市等の防災訓練への協力・参画

県や市等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■市民が実施する対策

１　地域等における防災訓練への参画

県や市、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

第８節　災害廃棄物処理体制の整備

第１項　防災･減災重点目標

○風水害の被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画の策定や、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系の構築に努める。

【主担当部署】市民生活部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市	(1) 市災害廃棄物処理計画の策定 (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物施設の風水害対策等

第３項　対策

■市が実施する対策

1　市災害廃棄物処理計画の策定

災害時に発生する廃棄物については、「志摩市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ迅速に処理を行い、早期の復旧に努める。当該計画に従い、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施する。

2　広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づいて、ブロック内幹事市は県と必要な調整を行い、市は広域的な協力体制に努める。

(2) 応援体制の整備

市は、風水害による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

市は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

災害廃棄物の仮置場候補地

（出典：志摩市災害廃棄物処理計画（令和７年３月））

地区	施設名称	地番	面積（㎡）
浜島	旧浜島一般廃棄物最終処分場（汐見成）	浜島町塩屋 611-3　他	18,333
	浜島ふるさと公園	浜島町桧山路 534-34　他	15,193
	迫子一般廃棄物最終処分場	浜島町迫子 753　他	15,100
	旧浜島一般廃棄物最終処分場	浜島町迫子 576　他	13,000
大王	大王一般廃棄物最終処分場	大王町波切 2321	13,700
	波切漁港（県営）	大王町波切 3054-15　他	4,100
	田神グラウンド	大王町波切 3391-3　他	4,600
	ともやま公園球場	大王町波切 2211-57　他	9,531
志摩	志摩総合スポーツ公園	志摩町布施田 1103　他	27,000
	布施田ふれあい公園	志摩町布施田 1407　他	3,000
	和具漁港（県営）	志摩町和具 4159-2 地先	2,700
	御座一般廃棄物最終処分場	志摩町御座 1225　他	6,700
阿児	鵜方磯部バイパス残土処分場	阿児町鵜方 477-25　他	4,811
	旧阿児一般廃棄物最終処分場	阿児町鵜方 2637-77	19,547
	阿児ふるさと公園多目的広場	阿児町神明 981-29	8,000
	阿児アリーナ駐車場	阿児町神明 1048-2	5,533
	長沢野球場	阿児町神明 1537-1 の一部	12,000
	国府パークゴルフ場	阿児町国府 3025-1	145,000
	旧安乗小学校	阿児町安乗 243-4　他	7,334
磯部	旧磯部一般廃棄物最終処分場	磯部町山原 678　他	17,000
	磯部ふれあい公園第５駐車場	磯部町恵利原 569-2　他	5,700
	恵利原山ノ谷残土処分場	磯部町恵利原 1958-2	8,000
			365,882

３　廃棄物処理施設の風水害対策等

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から風水害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

第６章　特定自然災害への備え

第１節　局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

第１項　防災･減災重点目標

○局地的大雨や竜巻などに対する公助としての事前の防災・減災対策を進めるとともに、市民や事業者の発災後対策を万全なものとする。

【主担当部署】危機管理統括監・建設部・水産農林部・上下水道部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	県・市民	**（局地的大雨対策）** (1) 河川、下水道及び道路の適切な維持管理 (2) 情報収集・伝達体制の整備 (3) 洪水ハザードマップの作成・活用 (4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用 (5) 都市型水害に強い土地利用の推進 (6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発 (7) 排水機場の整備 (8) 農林業への被害防止 (9) 市民等の意識啓発 **（竜巻等突風対策）** (1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備 (2) 農林業への被害防止 (3) 住民等の意識啓発 **（雪害対策）** (1) ライフライン関連施設等の機能の確保 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (3) 道路除雪対策 (4) 農林業への被害防止 (5) 市民等の意識啓発
ライフライン関連施設、廃棄物処理施設		**（局地的大雨対策）** (1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保
津地方気象台		**（竜巻等突風対策）** (1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策
ライフライン関連施設等		**（雪害対策）** (1) ライフライン関連施設等の機能の確保

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民・事業者	**（局地的大雨対策）** (1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認 (2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得 (3) 建築物等の地階における避難体制の整備 **（竜巻等突風対策）** (1) 住居・施設等の予防対策 (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の取得 **（雪害対策）** (1) 車両の事前防護措置

第３項　対策

■市が実施する対策

１　局地的大雨対策

(1) 河川、道路の適切な維持管理

市管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

市管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険個所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講ずる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常の気象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要である。また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等に関する研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。

これらの情報の県や防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討するとともに、庁内での情報共有に努める。

(3) 洪水ハザードマップなどの作成・活用

県が作成する洪水浸水想定区域図等を活用して洪水ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

(4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用

県が指定する土砂災害警戒区域等を基に土砂災害ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提供を行うとともに、土砂災害に関する防災訓練等への活用を図る。

(5) 都市型水害に強い土地利用の推進

浸水等のおそれのある区域については、都市的土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努める。

(6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

(7) 排水機場の整備

局地的な集中豪雨や台風時の人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため、湛水被害を防止する排水機場の維持管理を行う。

(8) 農林業への被害防止

局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(9) 市民等への意識啓発

市民・事業者等が「＜市民・事業者等が実施する対策＞１　局地的大雨対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

２　竜巻等突風対策

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻き状の上昇気流で、地上で強い竜巻が発生すると、猛烈な風により短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす場合があることから、以下のとおり予防・減災対策を講ずる。

(1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備

津地方気象台から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を市に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 農林業への被害防止

竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(3) 市民等への意識啓発

市民・事業者等が「＜市民・事業者等が実施する対策＞２　竜巻等突風対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

3　雪害対策

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立などの雪害対策について、以下のとおり予防・減災対策を講ずる。

(1) ライフライン施設等の機能の確保

ア　上下水道施設等（市管理）について、雪害に対する安全性の確保を図る。

イ　信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図る。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実

ア　大雪への注意に言及した、津地方気象台からの防災気象情報に関して、的確な伝達体制の整備を図る。

イ　高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力による除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・点検を行うよう努める。

(3) 道路除雪対策

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

(4) 農林業への被害防止

降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努める。

(5) 市民等への意識啓発

市民・事業者等が「＜市民・事業者等が実施する対策＞３　雪害対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

■その他の防災関係機関等が実施する対策

1　局地的大雨対策

(1) 施設の風水害対策の推進及び代替性の確保（ライフライン関連施設、廃棄物処理施設）

電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について風水害対策を進めるとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

2 竜巻等突風対策

(1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策

ア　地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。

イ　竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注

意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。また気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と１時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。

ウ　竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努める。

エ　気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発を進め、竜巻等突風の監視・予測精度の向上を図り、防災気象情報の改善に努める。

３　雪害対策

(1) ライフライン関連施設等の機能の確保

ライフライン事業者は、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 道路除雪対策

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

■市民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、市民や事業者による自助の対策を重視している。

１　局地的大雨対策

(1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害（特別）警戒区域などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講ずるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

(2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「警報・注意報」「早期注意情報（警報級の可能性）」「気象レーダー」「高解像度降水ナウキャスト」「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」や、「降水短時間予報」「解析雨量」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、局地的大雨の予兆となる気象現象（周囲が急に暗くなる、雷鳴・電光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）などを学習するよう努める。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を実施するよう努める。

２　竜巻等突風対策

(1) 住居・施設等の予防対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよ

う努めるとともに、飛散防止フィルムの活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講ずるよう努める。

また、発災の際に、近隣の頑強な施設等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

(2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる）などを学習するよう努める。

3　雪害対策

(1) 車両の事前防護措置

降雪時においても車両を使用する市民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図る。

第３部　台風接近時等の減災対策

第１章　災害対策本部機能の確保

第１節　準備・警戒体制の確保

第１項　活動方針

○配備体制に応じて、市災害対策本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策本部の設置及び廃止	防災総括班	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)
災害対策本部設置時の職員等（動員）配備体制	防災総括班	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)
災害対策本部の組織及び所掌事務	各部	－	・各班、防災関係機関等

第３項　対策

■市が実施する対策

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、志摩市災害対策本部条例（平成 16 年条例第 18 号）により市災対本部を設置し、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できる体制を構築する。

広い市域を有する本市では、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部の設置についても、実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

なお、県災害対策本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

１　災害対策本部の設置及び廃止の基準

災害対策本部は、基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定により設置されるものであるが、その基準を次のとおり定める。

(1) 設置

ア　市内に気象業務法による暴風（暴風雪）、大雨（大雪）、高潮又は洪水警報が発表されたとき。

イ　市内に気象業務法による波浪警報又は大雨、高潮若しくは洪水注意報が発表された場合に、市長が必要と認めるとき。

ウ　その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めるとき。

(2) 廃止

ア　当該災害に係る災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。

イ　予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

２　設置場所

市災対本部は、市役所本庁舎に置く。ただし、大規模な災害により市役所本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になった場合には、次の施設を代替設置場所とする。

施設名	所在地	電話番号
市役所　磯部支所	志摩市磯部町迫間 878 番地 9	（0599）55―0026

３　組織の概要

(1) 市災対本部に、本部長、副本部長、各組織の部長等、班長及び班員を置く。
(2) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、危機管理統括監をもって充てる。
(3) 市災対本部の組織及び所掌事務は、後述のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各部・班の相互応援体制をとる。

４　本部会議

(1) 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(2) 本部会議の開催

本部長は、本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。

(3) 本部会議の協議事項

ア　災害予防に関する事項
イ　災害応急対策の実施の推進に関する事項
ウ　その他本部長が必要と認める事項

５　市災対本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように定めておく。

・第１順位：副市長
・第２順位：危機管理統括監
・第３順位：総務部長

上記の者が代理できない場合は、志摩市行政組織条例（平成 27 年条例第 27 号）に規定する部の部長を、第１条各号の順序で上席の職員とする。

６　現地災害対策本部

市長は、被災地に効率的な応急対策活動を必要とする時は、現地にあって市災対災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部（以下、現地本部）を設置する。

(1) 現地本部の設置及び廃止の基準

現地本部は、市の地域内に局地的な災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生し、市長が現地での指揮の必要性を認めたとき設置する。また、当該地域の応急対策が完了したと認められたとき、市長が廃止する。

(2) 現地本部の組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部職員により組織される。現地本部長は、その都度、市長が副本部長、本部員その他の職員の中から指名し、現地本部の職員は現地本部長の要請により市災対本部職員の中から指名する。

７　配備体制

災害が予想される場合に被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次の基準による配備体制を整える。

別表：配備基準　風水害対策時

種別	配備基準	配備内容	配備要員
準備体制	1　次のいずれかが本市に発表された場合で、市長が必要と認めたとき。 (1) 波浪警報 (2) 大雨（大雪）注意報 (3) 洪水注意報 (4) 高潮注意報 2　台風の接近により、本市が暴風域に入ることが予想され、本部長（市長）が必要と認めたとき。 3　その他異常な自然現象又は人為的原因による災害（大規模火災を含む）で本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策主管課及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じて直ちに警戒体制に入れる体制	別に定める。
警戒体制	1　●次のいずれかが本市に発表されたとき。 (1) 大雨（大雪）警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風（暴風雪）警報 (4) 高潮警報 2　台風の接近により本市が暴風域に入ることが予想され、多大な被害が予想されるとき。 3　特別警報が発表され、非常体制を執らないとき。 4　その他異常な自然現象又は人為的原因による災害（大規模火災を含む）で本部長（市長）が必要と認めたとき。	相当の被害が近く発生することが予想される場合又は発生した場合で掌握する応急対策を迅速・的確に行いうる体制	別に定める。 【市災対本部設置】
非常体制	1　特別警報が発表され、本部長（市長）が必要と認めたとき。 2　市全域にわたって風水害、地震その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害（大規模火災を含む）が発生又は予想されるときで本部長（市長）が必要と認めたとき。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制	全職員 【市災対本部設置】

※「●」が付されている配備基準の事案の発表又は発生した場合、配備①で参集を開始する。

8　動員体制

本部長は、配備基準に従って動員を発令する。本部長が決定した配置体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期する。

(1) 動員の伝達方法

職員等への動員配備指令の伝達は、次により行う。

ア　勤務時間内における伝達

① 気象情報の通知（信）を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、防災危機管理課長は、危機管理統括監を通じ、本部長及び副本部長に報告をし、本部長の指示による配備体制を各部長等に伝達するとともに参集メール等によりこれを徹底する。また、消防総務課担当は志摩市消防団長に、必要に応じ非常・警戒配備を伝達する。

② 各課長等は、直ちに各所属職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させる。

勤務時間内における伝達系統

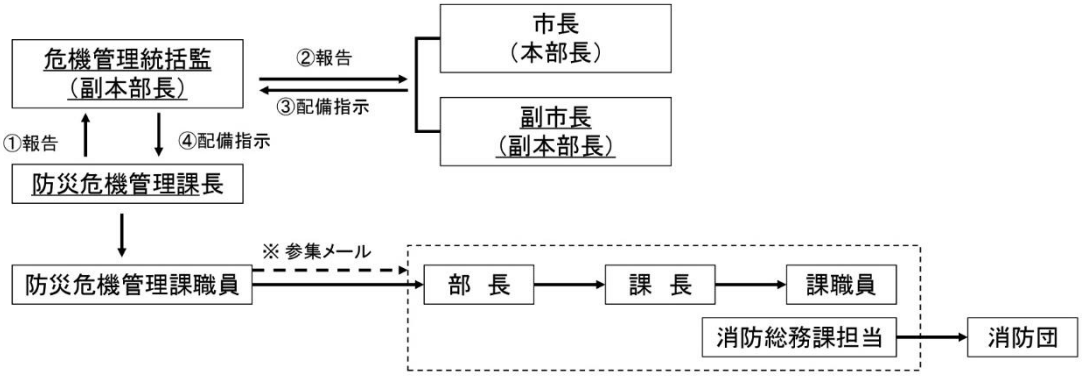

イ　勤務時間外、休日における伝達及び配備

① 宿日直者は、非常・警戒配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知（信）され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに防災危機管理課長及び防災危機管理課担当に連絡する。

防災危機管理課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、危機管理統括監を通じ、本部長、副本部長に報告をし、配備体制の指示を受け、各部長に非常・警戒配備を伝達する。また、消防総務課担当は志摩市消防団長に、必要に応じ非常・警戒配備を伝達する。

② 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

③ 職員の待機

全職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛ける。

勤務時間外、休日における伝達系統

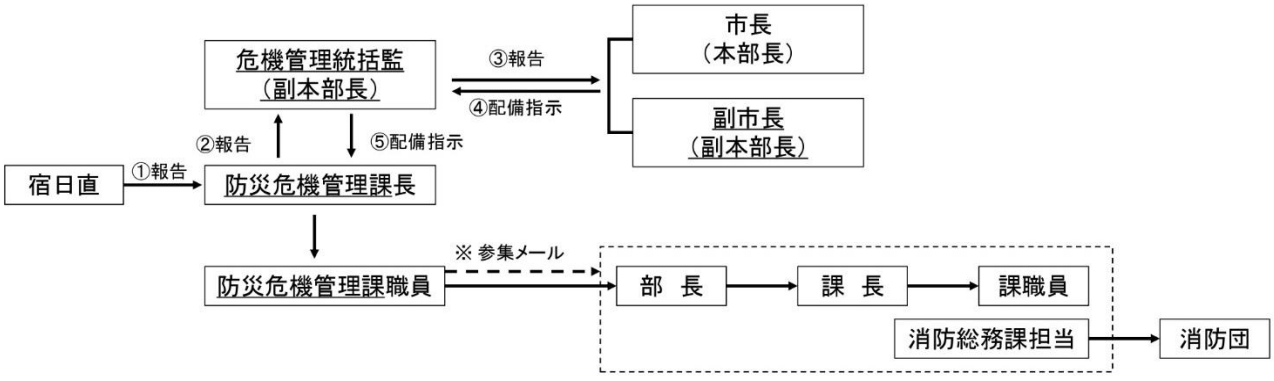

(2) 配備報告

各部長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告する。

9　職員の参集

(1) 準備体制、警戒体制の場合

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等に、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。

(2) 非常体制の場合

全職員は、勤務時間外、休日等に、非常体制に対応する災害の発生又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、連絡を待たずに、自ら別に定める第１参集場所へ参集（自動参集）する。交通の途絶により第１参集場所への参集が不可能な場合には、第２参集場所、第３参集場所へ参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班で把握しておくこととする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加する。

10　災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、本部条例及び本部要綱の定めるところによるが、その概要は次頁のとおりである。

災害対策本部の各班は、所掌事務遂行のため、職員初動マニュアルに基づき対策に当たるものとする。

また、各班は、このマニュアルについて、災害時における実地検証はもとより、総合防災訓練や図上訓練等の機会をとらえて、平常時においても適宜検証作業を行い、本計画の修正等に反映させる。

(1) 志摩市災害対策本部組織図

〔志摩市災害対策本部組織図〕

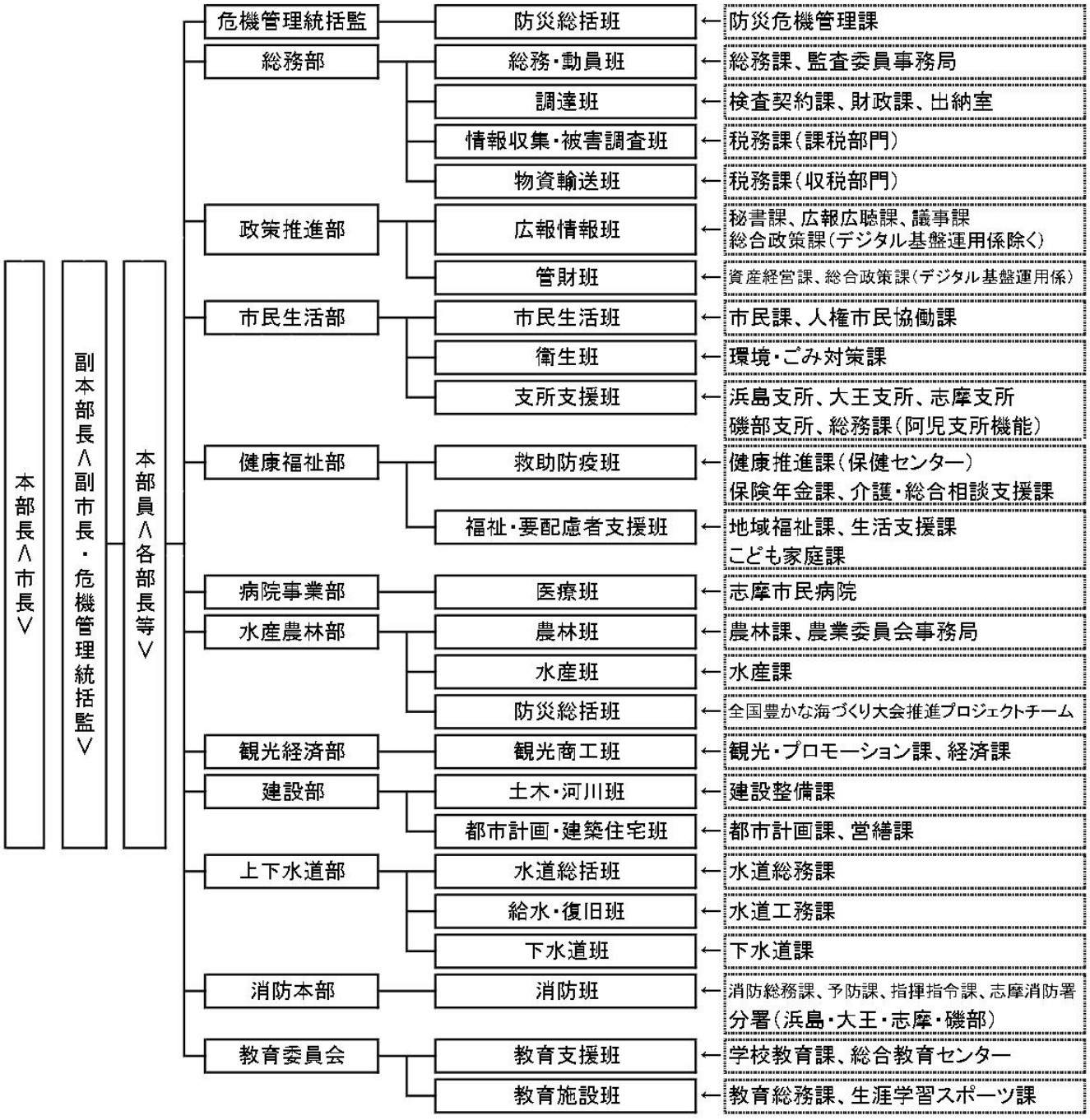

(2) 所掌事務

【災害対策本部各部の所掌事務】

部名	班名	所属課等	所掌事務
各部共通事項			1　所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関すること。 2　災害状況の非常パトロールに関すること。 3　関係機関、関係団体との連絡調整に関すること。 4　各部、各班の所掌事務計画の策定に関すること。 5　他の部及び班の応援に関すること。 6　班長は、部内及び他部との連絡調整を行う。
危機管理 統括監 （一部、水産農林部を含む）	防災総括班	防災危機管理課 全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム	1　災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2　本部会議の庶務に関すること。 3　本部長の指示等の伝達及び各班への情報周知に関すること。 4　各部との連絡調整に関すること。 5　県、防災関係機関との連絡調整に関すること。 6　気象予警報、情報等の受理・伝達に関すること。 7　災害・気象情報の収集、集約整理に関すること。 8　災害の記録・報告に関すること。 9　避難情報に関すること 10　被害状況等の取りまとめに関すること。 11　県等への被害報告に関すること。 12　防災行政無線（親局）、庁舎内通信施設の確保に関すること。 13　情報の分析に関すること。 14　災害救助法の適用申請に関すること
総務部	総務・動員班	総務課 監査委員事務局	1　災害対策活動従事者の食料等の確保に関すること。 2　職員等の安否確認に関すること。 3　被災職員の福利厚生に関すること。 4　義えん物資の受付、配分に関すること。 5　動員計画（配備計画）による動員に関すること。 6　配置に関する各部及び各班との連絡調整に関すること。 7　要員の雇用に関すること。 8　救助機関及び他の行政機関からの応援者の受入れに関すること。 9　災害時の相互応援協定に関すること。 10　受援に関する全体調整に関すること。 11　自主防砂組織との連絡調整に関すること。

部名	班名	所属課等	所掌事務
総務部	調達班	検査契約課 財政課 出納室	1　本部活動費の経理に関すること。 2　応急・救援用資材、物資等の購入、借受けに関すること。 3　義えん金の受付、保管、配分に関すること。 4　義えん物資の各地区への輸送に関すること。 5　災害関係経費の出納に関すること。 6　災害救助法の運用結果の取りまとめ及び県への報告に関すること
	情報収集・被害調査班	税務課 （旧課税課）	1　住家（非住家を含む。）及びこれらに伴う人の被害調査並びにその取りまとめと報告に関すること。 2　避難・被災情報の収集に関すること。（現地確認等） 3　り災証明に関すること。 4　災害減免に関すること。 5　被害住宅の被害認定に関すること。
	物資輸送班	税務課 （旧収税課）	1　災害応急用の食料品、生活必需物資及び資機材の輸送に関すること。 2　救援物資の受け入れ、保管、配給に関すること。 3　生活必需物資の確保に関すること。 4　災害救助要員、避難者の輸送に関すること。
政策推進部	広報情報班	秘書課 広報広聴課 総合政策課（デジタル基盤運用係除く） 議会事務局	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　本部長及び副本部長の被災地の視察に関すること。 3　市民への広報活動に関すること。 4　報道関係との連絡及び記者会見等に関すること。 5　臨時広報紙、チラシ等の作成、配付に関すること。 6　ＣＡＴＶによる広報に関すること。 7　ホームページ等による情報提供に関すること。 8　被災者の苦情、陳情、相談、問い合わせ等の受付に関すること。
	管財班	資産経営課 総合政策課（デジタル基盤運用係）	1　市役所庁舎の安全確保に関すること。 2　庁舎内通信施設の確保に関すること。 3　応急輸送車輌の借上げ及び輸送車輌の確保に関すること。 4　市有車両の管理、配車及び運転手に関すること。 5　市有財産の被害調査及び災害対策に関すること。 6　本庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策に関すること。 7　市有車両等にかかる燃料の確保に関すること
市民生活部 （一部、総務部を含む）	市民生活班	市民課 人権市民協働課	1　届出による行方不明者名簿の作成に関すること。 2　埋火葬許可証の発行に関すること。 3　外国人避難支援等に関すること。 4　外国人の救援、救護の調整に関すること 5　ＮＰＯ、関係団体への協力要請に関すること

部名	班名	所属課等	所掌事務
市民生活部 （一部、総務部を含む）	衛生班	環境・ごみ対策課	1　ごみ・し尿の収集、運搬、処理に関すること。 2　被災地の環境保全に関すること。 3　鳥羽志勢広域連合（ごみ処理・し尿処理）との連絡調整に関すること。 4　害虫等の駆除・防疫に関すること。 5　動物救護活動に関すること。 6　確認された死体の安置、納棺の運搬に関すること。 7　仮設トイレの設置に関すること。 8　被災地の消毒に関すること。
	支所支援班	浜島支所 大王支所 志摩支所 磯部支所 総務課（阿児支所機能）	1　各支所の被害状況の調査、報告に関すること。 2　物資の供給に関すること。 3　所管施設の管理に関すること。 4　避難誘導及び避難所の開設・運営に関すること。 5　住民の避難状況及び避難所の把握に関すること。 6　自治会との連絡調整に関すること。 7　要配慮者支援活動、その他自治会等が行う災害対策への支援に関すること。 8　ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 9　被災者の苦情、陳情、相談、問い合わせ等の受付に関すること。
健康福祉部	救助防疫班	健康推進課（保健センター） 保険年金課 介護・総合相談支援課	1　感染症の予防及び健康管理に関すること。 2　被災者への臨時健康相談、健康診断に関すること。 3　被災住民に対する健康支援及び心のケア対策に関すること。 4　被災地の消毒及び防疫に関すること。 5　衛生材料、その他必需品の調達、診療施設等の所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。 6　救護所及び避難所への応援に関すること。 7　要配慮者の安全対策に関すること。 8　介護サービス事業者との連絡調整に関すること。 9　三重県医師会、志摩医師会等との連絡調整に関すること。

部名	班名	所属課等	所掌事務
健康福祉部	福祉・要配慮者支援班	地域福祉課 生活支援課 こども家庭課	1　要配慮者の被災状況の調査、支援対策に関すること。 2　避難行動要支援者名簿の活用及び管理に関すること。 3　社会福祉施設等の被害状況等の収集、応急対策に関すること。 4　避難所の開設、運営に関すること。 5　民生委員及び児童委員との連絡調整に関すること。 6　社会福祉協議会との連携に関すること。 7　ボランティアの受付やボランティア活動にかかる連絡調整等に関すること。 8　児童等の安全確保、安否確認に関すること。 9　児童等の被災状況、施設の被害状況の取りまとめ、報告等に関すること。 10　被災者生活再建支援に関すること。 11　災害弔慰金の支給等に関すること。 12　義えん金の受付、保管、配分に関すること。
病院事業部	医療班	志摩市民病院	1　医療・助産に関すること。 2　巡回治療に関すること。 3　患者輸送に関すること。 4　病院施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5　遺体の検案に関すること。 6　医薬品その他衛生材料の確保に関すること。
水産農林部	農林班	農林課 農業委員会事務局	1　農作物、農地、農業用施設、林道の被害調査及び災害対策に関すること。 2　農地、農業用施設、林道の応急対策等に関すること。 3　緊急食料の確保並びに配布に関すること。 4　家畜の防疫及び保健衛生に関すること。 5　治山に関すること。 6　保安林に関すること。 7　山地災害危険箇所の巡視、応急対策に関すること。 8　農業、林業、畜産関係団体との連絡調整に関すること。 9　海岸汚染対策に関すること。 10　海岸保全に関すること。 11　漂流物除去に関すること。
	水産班	水産課	1　水産施設、漁港及び漁港施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2　海岸汚染対策に関すること。 3　海岸保全に関すること。 4　漂流物除去に関すること。 5　水産関係団体との連絡調整に関すること。

部名	班名	所属課等	所掌事務
観光経済部	観光商工班	観光・プロモーション課 経済課	1　観光施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 2　商工関係等の被害調査及び災害対策に関すること。 3　観光客対策に関すること。 4　所管施設の被害状況の収集、応急対策に関すること。 5　生活必需物資の確保並びに配布に関すること。 6　市内勤務者及び観光客等帰宅困難者の避難支援に関すること。
建設部	土木・河川班	建設整備課	1　所管する公共土木施設の被災情報収集に関すること。 2　所管する公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること。 3　砂防対策に関すること。 4　水防対策に関すること。 5　緊急物資等の輸送道路確保に関すること。 6　志摩建設事務所との連絡調整及び連携協力に関すること。 7　海岸汚染対策に関すること。 8　海岸保全に関すること。 9　漂流物除去に関すること。
建設部	都市計画・ 建築住宅班	都市計画課 営繕課	1　市有財産（建物）等の修理及び被害額の算定に関すること。 2　都市施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 3　被災宅地危険度判定士の養成･派遣への協力及び判定の実施に関すること。 4　応急仮設住宅の建設及び入居者の決定に関すること。 5　避難所及び応急仮設住宅の応急修理に関すること。 6　公園施設、住宅施設等の災害復旧及び支援施策に関すること。
上下水道部	水道総括班	水道総務課	1　水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　節水、断水及び給水に関する広報に関すること。 3　市内外の関係機関との連絡調整に関すること。
	給水・復旧班	水道工務課	1　応急給水及び被害調査に関すること。 2　水道施設の応急復旧並びに被害状況調査に関すること。 3　原水、応急給水、復旧時の水質検査に関すること。 4　取水、浄水対策に関すること。 5　応急給水に関すること。 6　必要な機械器具、車両等の調達に関すること。
	下水道班	下水道課	1　下水道施設の被害調査、災害復旧等に関すること。 2　集落排水施設の被害調査及び災害対策に関すること。

部名	班名	所属課等	所掌事務
消防本部	消防班	消防総務課 予防課 指揮指令課 志摩消防署 分署（浜島・大王・志摩・磯部）	1　消火・救急・救助活動に関すること 2　災害の調査及び情報収集に関すること 3　消防団との連絡調整に関すること 4　緊急消防援助隊の受入れ及び調整に関すること
教育委員会	教育支援班	学校教育課 総合教育センター	1　児童生徒等の安全確保、安否確認に関すること。 2　児童生徒等の被災状況、教育施設の被害状況の取りまとめ、報告等に関すること。 3　学校の再開又は再開準備に関すること。 4　教職員の確保に関すること。
	教育施設班	教育総務課 生涯学習スポーツ課	1　災害時における教育施設の避難場所としての応急供用に関すること。 2　所管施設の被害調査、応急対策に関すること。 3　避難所の開設・運営に関すること。 4　施設利用者の安全確保に関すること。 5　文化財の被害調査、応急対策に関すること。 6　災害時の学校給食に関すること。 7　炊き出しに関すること。

11　防災関係民間団体の協力

所掌事務に関係する民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

12　応援要請

「第４部第１章第５節 県内市町間応援・受援体制の整備」を参照

■その他の防災関係機関等が実施する対策

1　活動体制の整備

市内に災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第２節　予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

第１項　活動方針

○気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に市民等へ提供するとともに、市内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。
○台風・気象情報等の整理・分析体制について、検討を行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
気象情報・予警報等の収集・伝達	防災総括班	【発災３時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (防災関係機関)
被害情報等の収集	防災総括班	【発災３時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	防災総括班	【発災 12 時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)
市民への広報・広聴	防災総括班 広報情報班	【随時】	・災害関連情報全般 (防災関係機関)

第３項　対策

■市が実施する対策

１　予報及び警報等の伝達

(1) 伝達系統

津地方気象台から発表される気象・洪水等に関する警報事項の伝達は、次頁に示す系統で行う。

防災気象情報伝達系統図

津波警報等伝達系統図

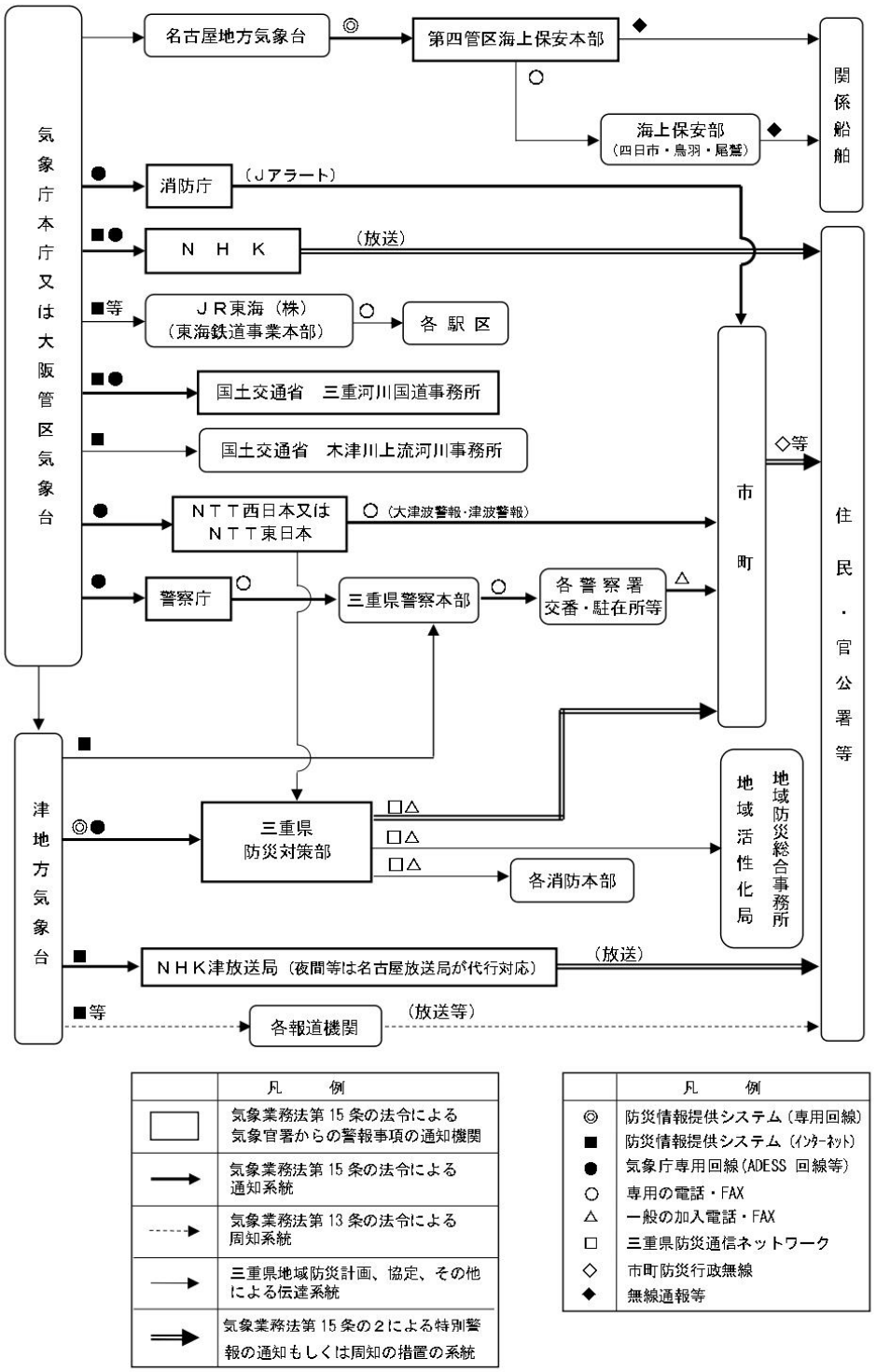

	凡　例
□	気象業務法第 15 条の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第 15 条の法令による通知系統
⇢	気象業務法第 13 条の法令による周知系統
→	三重県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
⇒	気象業務法第 15 条の２による特別警報の通知もしくは周知の措置の系統

	凡　例
◎	防災情報提供システム（専用回線）
■	防災情報提供システム（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
●	気象庁専用回線（ADESS 回線等）
○	専用の電話・FAX
△	一般の加入電話・FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

２　災害情報の収集・伝達

(1) 情報収集

消防や警察、自治会、自主防災組織、防災関係機関等から被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの手段を講じて収集する。収集した情報は迅速に市災害対策本部に連絡する。電話、ＦＡＸ、防災行政無線、携帯電話、三重県防災情報システム等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

(3) 収集すべき情報の内容

災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね以下のとおりである。

必要な情報	主な情報収集機関
①火災の発生状況	鳥羽警察署、消防本部、消防団、自治会等
②死者、負傷者の状況及び被災者の状況	鳥羽警察署、消防本部、消防団、自治会等
③家屋の倒壊	鳥羽警察署、消防本部、消防団、自治会等
④電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	鳥羽警察署、消防本部、中部電力、電気通信事業者、消防団、自治会等
⑤主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	三重県県土整備部、中部地方整備局三重河川国道事務所、鳥羽警察署、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、三重交通等
⑥堤防、護岸の状況	三重県県土整備部、鳥羽警察署
⑦市民の避難状況	鳥羽警察署、消防本部、消防団
⑧学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の被害状況	鳥羽警察署、施設の管理者
⑨生活必需物資、防災関係物資等の需給状況	三重県環境生活部、鳥羽警察署
⑩治安状況	鳥羽警察署
⑪各機関の行った応急対策	各防災関係機関（自治会等）

３　被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災害対策本部にその状況等を報告する。なお、県災害対策本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（下記）。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

ＮＴＴ回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

ＮＴＴ回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

４　緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜津地方気象台が実施する対策＞

１　特別警報・警報・注意報の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

２　水防活動等に必要な予報及び警報等の発表

(1) 水防活動用予報及び警報

気象・高潮及び洪水について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報・特別警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報・特別警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報、水防活動用津波注意報・警報は津波注意報・警報・特別警報（大津波警報）をもって代える。

(2) 洪水予報

津地方気象台と国土交通省機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を発表する。

３　土砂災害警戒情報

津地方気象台及び三重県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

(1) 気象台における伝達系統については、気象・洪水・高潮・波浪に関する警戒情報の伝達に準ずる。

(2) 県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」に準ずる。

４　気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）の発表

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表する。

５　警報・注意報などの発表基準

本市における警報・注意報発表基準（津地方気象台）は次ページ上段のとおりである。

また、特別警報は、数十年に一度の規模の事象が予想される場合に発表される（次ページ下段）。

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署　津地方気象台

志摩市	府県予報区	三重県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	伊勢志摩		
警報	大雨（浸水害）（土砂災害）	表面雨量指数基準	32	
		土壌雨量指数基準	165	
	洪水	流域雨量指数基準	池田川流域=13.2，前川流域=9.9	
		複合基準*1	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			外海	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			外海	25m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	2.6m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	75	
	洪水	流域雨量指数基準	池田川流域=10.5，前川流域=7.9	
		複合基準*1	前川流域=(5，7.9)	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			外海	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s　雪を伴う
			外海	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	1.4m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			外海	500m
	乾燥	最小湿度30%で，実効湿度60%		
	なだれ			
	低温	冬期：最低気温−5℃以下		
	霜	晩霜期に最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）　発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

１　緊急速報メール（エリアメール）による情報の配信

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、携帯電話利用者等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

＜報道機関の実施する対策＞

１　災害関係情報の市民への広報

報道機関は、気象庁や市災害対策本部等から得た情報をもとに、市民に対して災害関係情報に関して必要な報道を行う。

＜その他の防災関係機関の実施する対策＞

１　被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ＦＡＸ、三重県防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて市災害対策本部へ連絡する。

２　災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに防災総括部に報告することとし、防災総括部は必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

１ 風水害からの自衛措置

(1) 気象情報の収集及び避難の準備

住民は、市が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビ、インターネット、防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や市の発令する避難情報の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要か又は自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、市から避難情報の情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

(2) 警戒レベル３　高齢者等避難発令時の対応

・高齢者等避難が発令された際には、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する人は危険な場所から避難する。
・具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。
・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。

(3) 警戒レベル４　避難指示発令時の対応

・避難指示が発令された際には、居住者等は、危険な場所から全員避難する。

・具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。

(4) 警戒レベル５　緊急安全確保の対応

・緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。
・発令される場合、既に災害が発生・切迫している状況であるため命を守るための最善の行動をとる。
・ただし、本情報は必ず市から発令されるものではないこと、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

(5) 避難行動の分類

身の安全を確保するためにとる「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

２　災害に関する現場情報の報告

市からの避難情報が発令されていない場合において、周辺の海岸保全施設、河川、堤防や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

３　被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。
また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、市や施設管理者への報告に努める。

第３節　避難指示等の発令

第１項　活動方針

○避難指示等の適切な発令により、住民が安全かつ円滑に避難できるようにする。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難指示等の発令	防災総括班	市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (防災関係機関)
避難指示等に基づく避難準備	防災総括班、消防本部、支所支援班	市災害対策本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)

第３項　対策

■市が実施する対策

1　避難指示等の発令

(1) 河川洪水に関する避難指示等の発令基準

本市には水防法（昭和 24 年法律第 193 号）で規定された「洪水予報河川」「水位周知河川」など大きな河川がないことから、観測水位を基準とした避難情報の発令や対象地域の決定が困難であるため、個別の事案に応じ対象地域、避難所を決定する。

区　分	避難情報発令の判断基準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 ・気象庁の洪水警報の危険度分布において、「警戒（赤色)」が示され、市内河川において増水、氾濫のおそれが生じた場合 ・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、早期の避難が必要と判断される場合 ・堤防に軽微な漏水・浸食等が確認され、今後広がるおそれがある場合
【警戒レベル４】 避難指示	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 ・気象庁の洪水警報の危険度分布において、「危険（紫色)」が示され、市内河川において増水、氾濫のおそれが生じた場合 ・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、早期の避難が必要と判断される場合 ・強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ・堤防に異常な漏水・浸食等が確認され、今後広がるおそれがある場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 （災害が発生直前又はすでに発生している恐れ） ・気象庁の洪水警報の危険度分布において、「災害切迫（黒)」が示され、市内河川において増水、氾濫のおそれが生じた場合 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） ・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・樋門、水門の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

【参考】市内の水位計設置個所の水位観測情報は「国土交通省　川の防災情報」や「危機管理型水位計運用協議会　川の水位情報」で閲覧可能であるため、避難情報の発令の参考とする。

(2) 土砂災害に関する避難指示等の発令基準

市は、土砂災害に関する避難指示等について、以下の基本的な発令基準を参考に、気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断し、日没等避難完了までの時間帯を考慮して発令する。

区　分	避難情報発令の判断基準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布等「警戒（赤）」となり、市内に被害が予想される場合 ・大雨注意報の発表があり、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及され、市内に被害が予想される場合 ・強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、市内に被害が予想される場合 ※市内に被害が予想されるかどうかは、例えば、県内に土砂災害警戒情報が発表され、その地域の雨域が志摩市に継続してかかる可能性がある場合などで判断する。
【警戒レベル４】 避難指示	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布等で「危険（紫）」のメッシュが出現し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、市内に被害が予想される場合 ・強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過し、市内に被害が予想される場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 （災害が発生直前又はすでに発生している恐れ） ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布等で「災害切迫（黒）」のメッシュが出現し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ・土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 （災害発生を確認） ・土砂災害が発生し、人的被害が発生するおそれが高まった※場合 ※山鳴り、立木の流出の発生が確認された場合など

(3) 要配慮者の避難

要配慮者への高齢者等避難については、市防災行政無線等を活用して伝達する。また、市は、自治会長等へ連絡をとり、自治会長等を通じて要配慮者及び避難支援者等へ伝達するよう努める。その際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、要配慮者等への情報伝達に努める。

保育所・幼稚園・認定こども園、病院、介護保険施設などの要配慮者が利用する施設に対しては、洪水予報、氾濫危険水位の水位到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保する。特に、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設には、土砂災害警戒情報及び避難情報等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達を行い、早期の適切な避難を促す。

(4) 避難指示等の情報の伝達方法

各施設や各地域への避難情報の周知は、電話又はファックス、行政情報チャンネル、防災行政無線、市ホームページ、携帯メール、緊急速報メール等、広報車等を活用して行う。また、状況に応じて、地域の自治会長、自主防災組織の長、民生委員・児童委員等へ連絡する。

■市民が実施する対策

1　避難指示等への対応及び自主避難

雨が強く降り始めたとき、市民はテレビ・ラジオ・インターネット等により最新の気象情報を確認しつつ、雨の降り方や土砂災害の前兆現象に注意するとともに、公共機関・消防団・自主防災組織からの呼びかけに注意する。身の危険を感じた場合は、避難の呼びかけがなくても、自主的に早目の避難を行うことを考える。

(1) 適切な避難行動の選択

避難指示等が発令された場合、市民はあらかじめ計画された避難所や安全な親戚・知人宅等へ避難する。通常、避難所が開設されるのは、高齢者等避難が発令されてからであり、自主的に避難する際には、避難所が開設されているかを下記で確認する。

◆志摩市災害対策本部 TEL 0599-44-0203
◇志摩市役所 浜島支所 TEL 0599-53-1111
◇志摩市役所 大王支所 TEL 0599-72-0255
◇志摩市役所 志摩支所 TEL 0599-85-1111
◇志摩市役所 磯部支所 TEL 0599-55-0026

また、不測の事態も想定され、指定避難所等へ避難することが適切でない場合もある。例えば、浸水により避難所までの歩行等が危険になった場合には、生命を守る行動として、自宅や隣接建物の２階等へ緊急的に避難するなどの行動をとる。あるいは、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難するなど、状況等に応じて柔軟な対応を心がける。

(2) 避難の準備

高齢者等避難が発令されたら、避難の準備にとりかかる。非常持ち出し品や避難所・避難経路を確認するとともに、ガスの元栓など、火の始末をする。

また、高齢者・子ども・体の不自由な方など、避難時に支援を必要とする人や、避難に時間がかかる人がいる場合は、早めに避難を開始する。

(3) 安全に避難するための留意事項

ア　避難指示は危険が迫った時に発令されるため、指示に従い速やかに避難する。
イ　一人での避難は、正確な判断や所在の確認がとりにくくなり、助ける人がいなくなる場合があるため、近隣と協力して複数で避難する。
ウ　車による避難では、30cm 以上の浸水で走行が困難となり、50cm 以上で車内に閉じこめられることがある。

エ　動きやすい服装で避難する。

(4) 浸水している状況での避難時の留意事項

ア　浸水している状況で歩ける深さは膝の高さくらいまでであり、流速が速い場合には20cm程度の浸水深でも歩行不可能なことがある。

イ　用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度の浸水深でも危険なことがある。

ウ　水面下には何があるか分からないため、傘などを杖代わりに確認しながら避難する。

■国・県・市・住民等が連携して実施する対策（タイムラインによる行動計画）

1　タイムラインについて

(1) タイムラインの定義

「タイムライン」とは、米国に端を発して導入が進み、国内では「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」、「時間軸に沿った防災行動計画」等として紹介されている。台風等の発生から被害に至るまでに可能な事前準備対策について、いつ・誰が・どのような防災行動を行うかについて、明確にするものである。

(2) タイムラインの意義

台風や前線を伴う大雨等は、数日前から規模や進路等についてある程度の予測が可能であり、県や市町その他の防災関係機関が、到達までのリードタイムを活かした事前対策に万全を期すことで、防災及び減災効果を高めることができる。近年の台風等は頻発化・強大化しており、よりきめ細かな対策が求められているため、タイムラインによる行動計画は有効な対策の一つとして考えられる。

2　三重県による台風を対象としたタイムラインの取組

三重県は、県下に影響を及ぼす可能性がある台風を対象とした「三重県版タイムライン」を策定し、平成 30 年 4 月 1 日から運用を開始している。

(1) タイムライン連携会議の運営

県と関係機関間の一層の連携強化を図るため、タイムラインの発動時やタイムラインレベルの移行時など、必要に応じてタイムライン連携会議の開催に努める。

(2) ゼロ・アワーの設定

タイムラインによる活動は、主たる災害の発生地点となるゼロ・アワーに至るまでに得られるリードタイムを生かし、防災・減災行動を行うことが基本である。リードタイムを明確にし、この間に各運用主体が連携し、限られた時間内にタイムラインに基づく行動項目を実施していくため、ゼロ・アワーを設定する。

タイムラインにおける「ゼロ・アワー」について県災害対策本部から市町防災主管課等へ送られるメールの例

------Original Message------

差出人:"三重県災害対策課"<〇〇@pref.mie.lg.jp>
宛先:"災害対策課"<〇〇@pref.mie.lg.jp>
CC:志摩市防災危機管理課、〇〇
件名:【三重県】台風第〇号にかかる三重県版タイムラインのゼロアワーの設定について
日時:2022 年〇月〇日 14:00

市町防災主管課(室) 担当者 様

三重県版タイムラインにおける「ゼロ・アワー」については、台風第〇号の上陸や台風接近に影響した大雨・暴風等による被害が想定される時点(ゼロ・アワー)を以下の通り設定しました。

時間 令和 年 月 日( ) 〇〇時〇〇分　　場所 三重県全域

各市町及び各関係機関に置かれましては、設定された「ゼロ・アワー」を参考としながら、住民の安全を最優先に考え、早めに避難を完了できるよう事前対策を実施していただきますようお願いします。

タイムラインでは、県民への情報提供として、ＳＮＳ（エックス）を活用した情報配信を行っている（本頁最下段参照）。台風の接近に伴って切迫感のある表現を用いた情報提供を行うことにより、県民一人ひとりの避難行動を促し、防災・減災を進める。

(4) タイムラインの検証

タイムラインは、出水期において実際の運用を重ねながら検証するとともに、検証の結果をふまえ、内容を更新していく。

三重県版タイムライン
タイムライン（TL）レベル

タイムラインレベル	気象シナリオ等の条件	参考とするトリガー
ＴＬレベル１ （タイムライン発動）	○台風の発生 ○台風の接近	□ 台風の５日進路予想で、三重県エリアが予報円に入る
TLレベル２ （準備段階）	○台風の４８時間進路予想で、本県が予報円に入る ○台風が本土上陸 ○台風の影響による降雨 ○県内で災害の発生するおそれがある	□ 大雨・洪水・高潮注意報 □ 波浪警報
ＴＬレベル３ （早期警戒）	○台風の２４時間進路予想で、本県が予報円に入る ○台風が本県接近 ○県内で重大な災害の発生するおそれがある ○【警戒レベル３】高齢者等避難 ○指定河川洪水予報（氾濫注意情報）	□ 大雨・洪水・暴風・高潮警報
ＴＬレベル４ （行動）	○台風が本県に接近・通過 ○重大な災害の発生するおそれがさらに高まる ○【警戒レベル４】避難指示 ○指定河川洪水予報（氾濫警戒情報・氾濫危険情報）	□ 土砂災害警戒情報 □ 【警戒レベル４】避難指示 □ 特別警報（高潮） □ 記録的短時間大雨情報
ＴＬレベル５ （緊急対応）	○台風が本県に接近・通過 ○重大な災害の発生するおそれが著しく大きくなる ○【警戒レベル５】緊急安全確保 ○土砂災害や河川の氾濫が県域全体で発生	□ 特別警報（大雨・暴風） □ 【警戒レベル５】緊急安全確保
ＴＬレベル０ （タイムライン解除）	○警報解除 ○避難指示等解除	□ 台風の中心が三重県から離れ、再び予報円に入る見込みがないと認められる □ 県災害対策本部の廃止

■タイムラインにおけるＳＮＳ（エックス）を活用した県民への情報提供文
発災時、レベル５（緊急対応）の場合

三重県災害対策本部から台風に関する緊急情報です！　外出は控え、河川、崖、海岸、水路など危険な場所には絶対に近づかないでください！　「自らの安全は自らで守る」を第一として命を守る行動をとってください。

第２章　避難誘導体制の確保

第１節　避難所の確保及び早期避難の促進

第１項　活動方針

○避難指示等を適切に発令するとともに、大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、必要に応じ、早期・広域避難を支援する体制を確保する。
○早期・広域避難の実施体制及び避難所指定を受けている施設における受入体制整備について検討する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難実施体制の確立	防災総括班	市災害対策本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等（気象庁、県土整備部）
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	防災総括班	市災害対策本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等（気象庁、県土整備部）
避難所の開設	防災総括班、支所支援班	高齢者等避難等発令後	・避難所の状況（各施設管理者）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　避難の実施

(1) 避難実施体制等の確立

市は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害危険度情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

また、避難指示等の発令区域やタイミング、指定緊急避難場所・避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(2) 避難所の開設

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する必要が生じた場合は、あらかじめ指定されている避難所について、市の避難所運営マニュアル等に沿って速やかに避難所を開設する。

また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。

ア　避難の種類（自主避難、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
イ　避難所開設の日時及び場所
ウ　箇所数及び収容人員

(3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、広報車、県災害対策本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

ア　要避難対象地域
イ　避難場所
ウ　避難理由
エ　避難経路
オ　避難時の注意事項等

(4) 避難の実施

市は、雨量や河川水位情報、土砂災害危険度情報等を確認し、あらかじめ定める避難指示等判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに避難指示等を発令する。

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は市が手配した車両等を用いて避難を行う。

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難指示等判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期の避難所開設や高齢者等避難の発令等を検討する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1　住民等への避難情報の広報（放送機関）

市からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

■市民が実施する対策

1　避難指示等発令時の行動

市民は、市が発令する避難指示等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所図等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（指定避難所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難指示等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

第２節　要配慮者の保護

第１項　活動方針

○要配慮者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者施設の利用者の他施設への受入要請や、福祉避難所等への受入等の調整を図る。

第２項　　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
要配慮者の避難行動支援	防災総括班、 福祉・要援護者支援班、 支所支援班	市災害対策本部設置後	要配慮者への支援に資する情報(防災関係機関)

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　要配慮者の避難支援

(1) 要配慮者の避難行動支援

迅速な避難行動に支障をきたすおそれのある要配慮者（高齢者や乳幼児、身体の不自由な人など）については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが必要である。そのため、避難準備・高齢者等避難開始等を発令し、避難行動に支障をきたす要配慮者がいる場合には、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。下記は、要配慮者のカテゴリー別の対応例であり、これらを参考にしつつ、要配慮者の円滑な避難を進める。

カテゴリー	対応例
高齢者・病人	車いすやストレッチャー等の移動用具が確保できない場合や急を要するときには、担架やおんぶ等により避難させる。病人の場合は、使用している医療機材や医薬品を確保する。
車いすの利用者や足の不自由な人	各人に適した誘導方法を確認し、早めに避難させる。車いすの場合は、階段では３名が協力し、上がるときは前向きに、下がるときは後ろ向きにして恐怖感を与えないようにする。
視覚障がい者	「お手伝いしましょうか」などと、まず声をかけ、ゆっくり、はっきり、大きな声で話す。誘導するときは杖を持っていない腕の肘のあたりに軽く触れるか、腕を貸しながら半歩前をゆっくり歩いて誘導する。
知的障がい者・精神障がい者	精神的に不安定にならないよう、話しかけるなどして、気持ちを落ち着かせながら避難所へ誘導する。
聴覚障がい者	大きく口を動かすなど、身振りや筆談で状況を説明し、避難所へ誘導する。
妊婦・乳児のいる母親、子ども・児童	浸水の状況や危険であることを伝え、避難所の場所を伝える。自力での避難が困難な場合は、避難所へ誘導する。
外国人	日本語での会話が理解できない場合は、簡単でわかりやすい表現で危険を伝え、避難所へ誘導する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1　住民等への避難情報の広報（放送機関）

市からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

2　要配慮者の避難受入（社会福祉施設等）

要配慮者の避難について、受入の要請があった場合は、可能な範囲で受け入れに努める。

■市民が実施する対策

1　地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用するなどして地域社会全体で要配慮者の安全確保及び要配慮者の避難行動の支援に努める。

また、市・自主防災組織等は、各避難所の「避難所運営マニュアル」の作成に努め、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2　要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保する。

第３節　学校・幼稚園、保育所(園)、認定こども園における児童生徒等の安全確保

第１項　活動方針

○大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園における児童生徒等の保護及び登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
○風雨等が強まる前の段階において、休校（園）を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
休校（園）措置の実施	教育委員会、健康福祉部	暴風警報等の発表後速やかに	気象予警報等（気象台）
児童生徒等の安全確保	教育委員会、健康福祉部	休校措置の実施を判断した場合速やかに	・気象情報（気象台） ・通学路周辺の河川水位、土砂災害危険度情報等（県土整備部等） ・通学路周辺の危険箇所の状況（教職員等） ・公共交通機関の運行状況（交通機関等）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　休校（園）措置の実施

(1) 休校（園）措置の判断

市立学校の校（園）長は、始業前に暴風警報が発表されるなど、登校に危険が予想される場合は、学校の防災計画に基づき速やかに休校（園）等の措置を行う。

また、始業後に暴風警報が発表されるなど、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を下校させる。

(2) 休校（園）措置の連絡

市立学校の教職員は、休校（園）措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し、速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

２　児童生徒等の安全確保

(1) 児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、教職員による通学路等の安全確認や、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

(2) 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校内や避難場所など最も安全な場所において保護する。

３　私立学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園の管理者を対象とした対策

市立学校に準じた児童生徒の安全確保を講ずるよう働きかける。

第３章　災害未然防止活動

第１節　公共施設等の災害未然防止体制の確保

第１項　活動方針

○市管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。
○市有施設、市管理道路及び上下水道等（市管理）の台風接近前の被害防止体制を検討する。

第２項　　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共施設等の安全確保対策	建設部、水産農林部、上下水道部	台風発生後速やかに	・台風、気象情報等(気象台) ・施設の危険箇所等（施設管理者）
公共施設等の被害情報等の収集	建設部、水産農林部、上下水道部	災害対策本部設置後速やかに（大雨警報等発表後）	・施設の被害情報等（施設管理者）
せき・水門・樋門・排水機場等の操作	建設部、水産農林部、上下水道部	雨量、水位等の状況に応じて	・雨量、水位等情報（気象台、建設事務所等）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　公共土木施設等にかかる災害未然防止活動

(1) 市管理道路

ア　市管理道路における安全確保対策

市管理道路について、アンダーパス等浸水時における通行止や、通行規制による安全確保対策を講ずる。

イ　被害情報等の収集

市管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、市災害対策本部へ報告を行うとともに、市ホームページ等での情報提供に努める。

また、緊急輸送道路の確保に必要な高速道路、国道、県管理道路等についても、通行規制や被災状況等の情報を収集する。

(2) 市管理漁港施設及び漁港海岸保全施設

ア　市管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設における安全確保対策

市管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設について、必要な安全確保対策を講ずる。

イ　被害情報等の収集

市管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設における被害情報等を収集し、市災対本部へ報告を行うとともに、市ホームページ等での情報提供に努める。

(3) 下水道施設（市管理）

ア　下水道施設における安全確保対策

下水道施設について、必要な安全確保対策を講ずる。

イ　被害情報等の収集

下水道施設における被害情報等を収集し、市災害対策本部へ報告を行うとともに、市ホームページ等での情報提供に努める。

(4) 上水道施設（市管理）

ア　水道施設における安全確保対策

水道施設について、必要な安全確保対策を講ずる。

イ　被害情報等の収集

水道施設における被害情報等を収集し、市災害対策本部へ報告を行うとともに、市ホームページ等での情報提供に努める。

(5) せき・水門・樋門・排水機場等（市管理）

せき・水門・樋門・排水機場等の管理者（操作責任者）は、雨量や水位の変動を監視し、必要に応じて水防団等委託先に指示し、適切な門扉開閉操作を行う。

また、操作に伴い放流を行う場合は、あらかじめ定める関係市町や機関等に対し、必要な事項を通知するとともに、住民に周知する等の措置を講ずる。

第２節　水防活動体制の確保

第１項　活動方針

○気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。
○雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	建設部、水産農林部、消防本部、各支所	気象等に関する注意報・警報・特別警報の発表後速やかに	・雨量情報、水位情報 (気象台、建設事務所等)

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　水防活動の実施

(1) 巡視

市は、職員等の安全が確保できる範囲内で、区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

市は、水防施設の被害が予測される場合、市職員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

■水防団（消防団）が実施する対策

１　水防活動の実施

水防団（消防団）は、市、関係機関と連携し、危険箇所の巡視や住民への正確な情報の周知及び適切な水防作業を行う。

第３節　市民・企業等による安全確保

第１項　活動方針

○市民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、各種ホームページやメール等による気象情報等の提供を行う。
○台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を市民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
報道機関に対する避難・被害情報等の提供	防災総括班、広報情報班	市災害対策本部設置後	・避難情報、被害情報等（関係防災機関）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　洪水ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、市は、ホームページや防災パンフレット等により、市内の洪水時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等の提供に努める。

２　避難指示等の伝達・報告

市において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）や報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

また、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した場合は、速やかに県災害対策本部へ報告を行う。

３　被害情報等の報告

市内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県に対し報告を行う。

また、市ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

■企業・事業所が実施する対策

１　企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講ずる。

２　従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し、従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

■地域・市民が実施する対策

１　避難所運営への協力

市から要請があった場合は、自治会、自主防災組織等は、避難所運営マニュアル等に基づき速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行う。

２　自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講ずる。

３　適切な避難行動の実施

市民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、市が発令する避難指示等、避難判断情報等の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」や「メール配信サービス」等で最新の気象情報等を把握し、市から避難判断情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

○「気象庁ホームページ」のアドレス：　https://www.jma.go.jp/jma/index.html
○「防災みえ．ＪＰ」のアドレス：　https://www.bosaimie.jp/index.action

４　危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

また、特に農林業及び漁業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・林地・農林業用施設、漁業用施設等を見回りに行き、水路や海岸等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。

第４部　発災後の応急対策

第１章　災害対策本部活動の実施

第１節　災害対策活動の実施体制の確保

第１項　活動方針

○市災害対策本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
○大規模災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、市災害対策本部の配備体制を増強し、災害対策活動にあたる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害発生時の情報収集	防災総括班	災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等
災害応急対策活動の実施	各部	災害応急対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市の活動体制

「第３部第１章第１節 準備・警戒体制の確保 ＜市が実施する対策＞」に基づき実施する。

２　災害情報の収集・報告

(1) 災害発生情報の収集・報告

市内に災害が発生したとの通報を受けた場合、市は、その時点で可能な範囲で災害に関する情報を収集した上で、速やかに県に対し報告を行う。

(2) 詳細情報の収集・報告

市内に災害が発生した場合、市は、警察、消防機関や自治会、自主防災組織等を通じて災害の詳細についての情報収集を行うとともに、必要に応じ、職員や消防団員等を現地へ派遣して情報収集を行う。

また、収集した情報は、随時、県に対し報告を行う。

３　災害派遣要請等の実施

自衛隊又は海上保安庁への災害派遣要請（応急措置の実施要請）が必要と判断した場合は、「第３節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請の要求」に基づき、県への派遣要請（応急措置の実施要請）の要求を行う。

４　災害応急対策活動の実施

災害応急対策活動の実施が必要と判断した場合は、「第４部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜国が実施する対策＞

１　非常災害対策本部の設置

県内に非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めたとき、内閣府内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。

非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。

２　緊急災害対策本部の設置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣が充てられる。

所掌事務は非常災害対策本部のそれに準じる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。

＜その他の防災関係機関が実施する対策＞

１　活動体制の整備

県内に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画又はその他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第２節　通信機能の確保

第１項　活動方針

○災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受理伝達等重要通信を確保する。
○災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
○水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
○無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
○大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	防災総括班、政策推進部（管財班)、消防本部	【発災直後】 市災害対策本部設置後速やかに	・市、防災関係機関 ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	防災総括班、政策推進部（管財班)、消防本部	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・防災関係機関
通信設備の応急復旧	防災総括班、政策推進部（管財班)、消防本部	【発災 24 時間以内】 通信設備の故障等が判明した時点	・防災関係機関

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■計画関係者共通事項等

1　災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、市⇔県、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い

市防災行政無線	地上系無線	・市→市民へ戸別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と公共施設等に配備する移動系からなる	・地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能	・風水害に対し、相対的に弱い
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	・県⇔消防庁間の電話、ＦＡＸ及び消防庁からの一斉通報が可能	・地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	・県⇔（地方部）⇔市町の間で被害情報等の収集・共有を行い、管理する防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する防災みえＨＰ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供、防災みえＨＰにより市民に情報提供を行う	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
消防救急無線	地上系無線	・消防本部⇔消防署、消防車・救急車等の間の無線網	・地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能	・風水害に対し、相対的に弱い ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない

■市が実施する対策

市防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

１　通信手段の確保

市は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、市防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

(1) 電話による通話

市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、ＮＴＴ西日本三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておく。

ア　災害時優先電話

通常の電話回線を利用するが、災害発生時には発進時において他の通信に優先して接続される。

(2) 無線通信

災害時の手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信手段には、市の保有する無線網を有効に利用して、情報の疎通に支障のないようにする。

(3) 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、三重県地域防災計画の定めるところにより非常通信を利用して通信する。

また、非常通信協議会は災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化する。

(4) 市防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び報告状況等を把握するため、市防災行政無線を活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

(5) 県防災行政無線による通信

災害時において、市、県等防災関係機関は、相互に無線電話及びファクシミリを利用し、幅広く正確な情報交換を行う。

(6) 防災相互通信用無線による通信

防災対策に関する通信を相互に行うため、防災相互通信用無線を活用して、県及び県内各市町と情報の受発信を行う。

(7) 孤立地域の通信

災害により孤立した地域で電話等が不通になった場合は、特定地域の公民館等に設置しているＭＣＡ無線機等を活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

２　通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、市ホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災害対策本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

志摩アマチュア無線防災支援ネットワークによる災害時の情報伝達も活用する。

３　通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

風水害等の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有効な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、警察本部、気象台、国土交通省、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているので、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に注意して対応が図られるようにする。

ア　要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ　応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っていくことが必要である。

ウ　混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳（ふくそう）により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し、通信統制を行う等により通信の運用に使用をきたさないよう努める。

エ　訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、災害時に備えるよう努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜固定通信事業者の実施する対策＞

１　応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア　トラフィック疎通状況（通信回線やネットワーク上で送受信される信号やデータの情報量及びその流れ）

①　対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

②　対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

イ　屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

２　応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

ア　対策

① 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
② テレビ・放送回線の救済
③ 長期避難所への特設公衆電話設置

イ　復旧方法

① 移動無線機等の活用
② 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
③ 中継送路のマイクロ方式による救済
④ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

ア　対策

① 重要加入者及び重要専用線の救済
② 公衆電話の復旧
③ 孤立地域（村落）の通信途絶解消

イ　復旧方法

① 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
② 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

３　孤立地域の通信の確保

災害による孤立の可能性がある特定地域の通信途絶を防止するため、災害時における通信の確保を図る。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア　関係部署等への情報伝達体制の確保

イ　施設・設備等の被害状況や通信状況の把握

ウ　市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災害対策本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

ア　設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。

イ　通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

ア　災害に対してとられている措置及び応急復旧状況

イ　通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況

ウ　特設無料公衆電話設置場所の周知

エ　住民に対して協力を要請する事項

オ　災害用伝言サービス提供に関する事項

カ　その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

２　復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第２順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

３　広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

＜東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策＞

１　非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びＭＣＡ無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、市は必要に応じて要請を行う。

＜その他の防災関係機関の実施する対策＞

１　通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には適切な通信手段を用いて相互に連絡を取れる体制を構築する。

２　通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳（ふくそう）しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信する。（非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 市災害対策本部への連絡員派遣

市災害対策本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を市災害対策本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

３　通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請の要求

第１項　活動方針

○市民の人命、財産を保護するために市長が自衛隊及び海上保安庁の支援を必要と判断したときは、基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、知事に自衛隊及び海上保安庁の災害派遣要請を要求する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県への自衛隊及び海上保安庁の災害派遣要請の要求	防災総括班、総務部（総務・動員班）	【発災３時間以内】 災害対策会議での意思決定後速やかに	・被害状況
受入体制の整備	総務部（総務・動員班）	【発災６時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況（自衛隊）
撤収要請	防災総括班、総務部（総務・動員班）	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策会議での意思決定後速やかに	・活動状況（自衛隊）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、南勢志摩地域活性化局長を経由して知事に提出する。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

ア　災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となる事項

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、事後速やかに陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に通知する。

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。

※緊急時派遣要請要求先電話番号

要　請　先	所　在　地	電　話　番　号
三重県防災対策部 災害即応・連携課	津市広明町 13 番地	０５９－２２４－２１８６
陸　上　自　衛　隊 （第 33 普通科連隊長）	津市久居新町 975	０５９－２５５－３１３３ （内線 236．夜間 302） 三重県防災行政無線２０－４０１０

〔災害派遣の要請手続き系統図〕

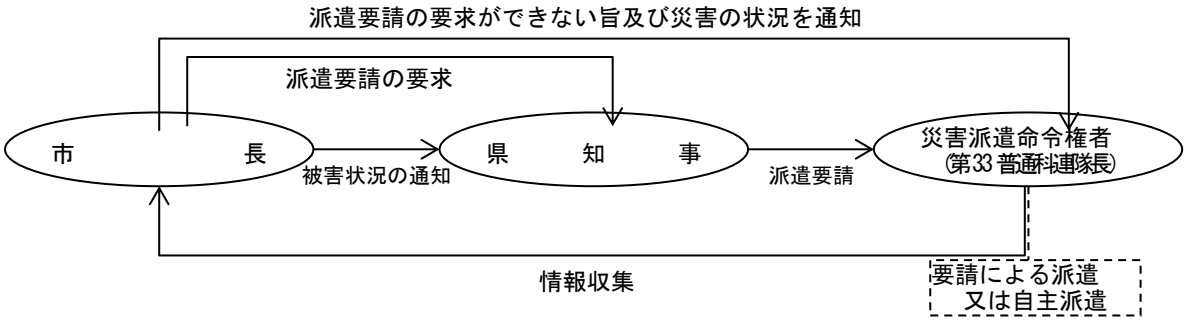

≪災害派遣要請の基準：３原則（公共性、緊急性、非代替性）≫

① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

〔陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図〕

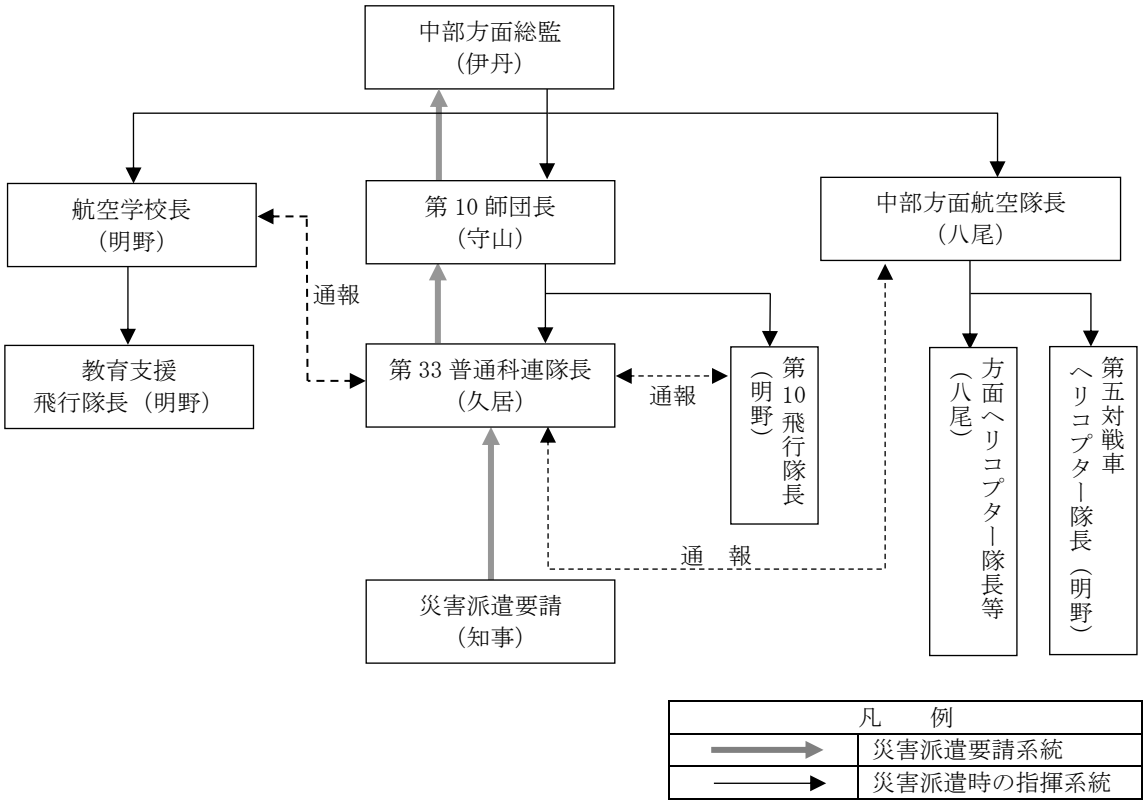

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

市は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

ア　派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

イ　作業計画及び資機材の準備

ウ　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

エ　住民の協力

オ　派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市が協議して負担区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第 33 普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請書により撤収要請を行う。

(5) 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は明野航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第２項ただし書きに規定する自主派遣）

この場合、市長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は、明野航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

(6) 航空機による災害派遣とヘリポートの指定

市が災害時に航空機による救助を受ける必要がある場合の要請手続き及びその受入のためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

ア　航空機派遣要請の受入れ準備

①　派遣要請を行う場合は、前記「陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図」に示す要請手続きによるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料に記載されているヘリポートを使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県に連絡を行うこと。

②　ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

③　あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mのⒽ印を造形し、上空より降下場所選定に備えておくこと。

④　夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。

⑤　着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡手段を確保しておくこと。

イ　ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分にしておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県にその概要（略図添付）を報告すること。

①　面積を変更した場合

②　地面に新しく建物又は建築物が施設された場合

③　地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

④　既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの侵入に新しく障害を加えた場合

⑤　グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

〔ヘリポートの設定基準〕

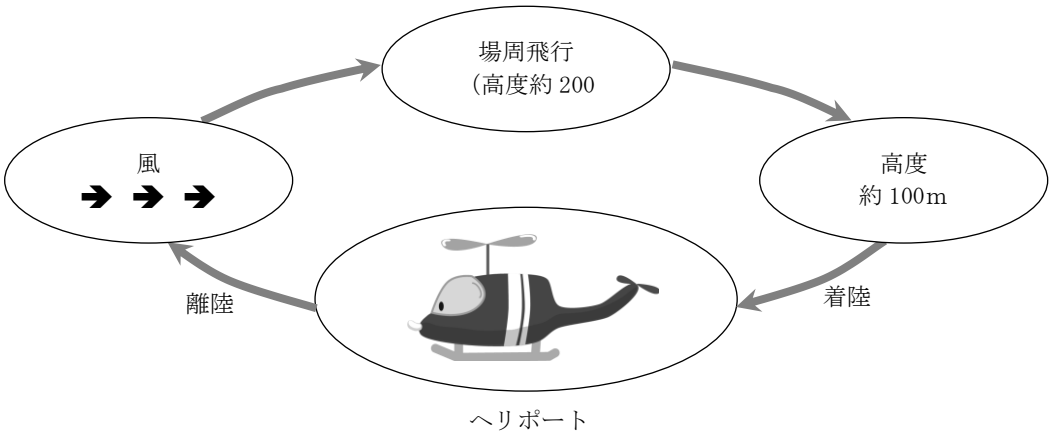

設定にあたっては次の事項に注意する。

a　ヘリコプターの機能を事前に確認しておく。ヘリコプターは風に向って通常約12度以下の上昇角、降下角で離陸し、垂直に離着陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

b　地面は堅固で傾斜９度以内であること。

c　四方に仰角９度（ＯＨ－６の場合は12度)以上の障害物がないこと。また、離着陸に要する地積は（図２）に示すとおりである。

d　風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てる。吹き流しの標準寸法は図の通りであるが、できなければ小さいものでもよい。（図１）

e　着陸地点には石灰等を用いて、Ⓗの記号を標示して着陸中心を示す。（図３）

f　物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備する。

g　大型車両等が進入できる。

h　林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100t以上）を考慮する。

i　ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。

(7) 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

〔図１　吹流し〕

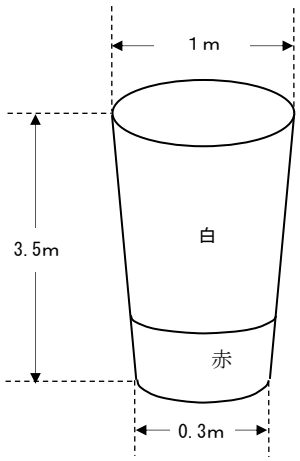

〔図２　離陸地点及び無障害地帯の基準〕
ａ　小型機（ＯＨ－６）の場合

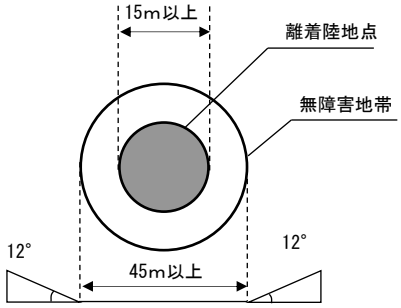

〔図２　離陸地点及び無障害地帯の基準〕
ｂ　中型機（ＵＨ－１）の場合

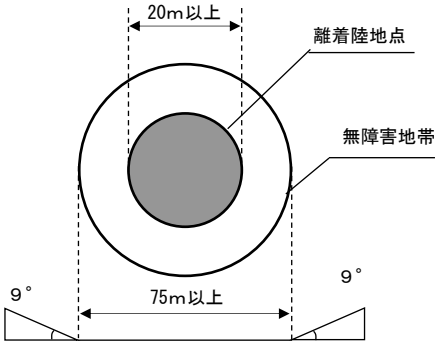

〔図２　離陸地点及び無障害地帯の基準〕
ｃ　大型機（ＣＨ－47）の場合

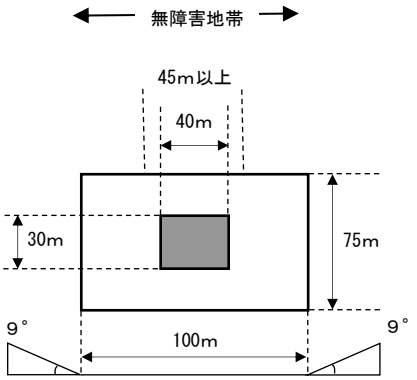

※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

〔図３　ヘリポート〕

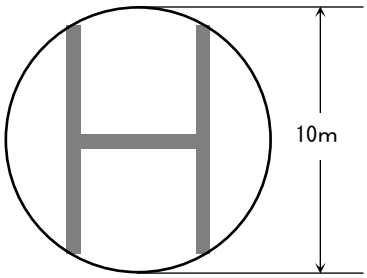

※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること

２　県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

(1) 手続き

市長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、南勢志摩地域活性化局長等を経由し、知事へ応急措置の実施要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

≪支援要請事項≫

① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
③ その他、県が行う災害応急対策の支援

(2) 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

市は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

① 応急措置の実施部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
② 作業計画及び資機材の準備
③ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
④ 住民の協力
⑤ 応急措置の実施部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、撤収の要請を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜自衛隊の対策＞

１　災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第２項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

≪自主派遣の判断基準≫

(1) 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
(2) 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
(4) その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

２　災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動）

（1）被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
（2）避難の援助（誘導、輸送）
（3）遭難者等の捜索救助
（4）水防活動
（5）消防活動
（6）道路及び水路の啓開（障害物除去等）
（7）応急医療、救護及び防疫
（8）人員及び物資の緊急輸送
（9）炊飯及び給水の支援
（10）救助物資の無償貸与又は譲与
（11）危険物の保安及び除去等

３　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官、海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長等に通知しなければならない。

（1）自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
（2）避難の措置・立入
（3）警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
（4）他人の土地等の一時使用等
（5）現場の被災工作物等の除去等
（6）市民等を応急措置の業務に従事させること

４　連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、市災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

＜海上保安庁の対策＞

１　海難等の救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動等を行う。

また、原則として、救助活動等に必要な資機材を携行する。

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式
（別紙）災害派遣要請書（知事あて）

年　　月　　日

知事あて

（市長）　　印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法 83 条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
　災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況明らかにする。)
　派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
(1)　派遣を希望する区域
(2)　派遣を希望する活動内容
(3)　連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙）撤収要請書（知事あて）

年　　月　　日

知事あて

（市長）　　印

自衛隊の撤収要請の要求について

このとについて、自衛隊法第 83 条の規定により災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

１　撤収要請日時
　　年　　月　　日　　時　　分

２　派遣要請日時
　　年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

　撤収作業内容

海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式
（別紙）応急措置実施要請書（知事あて）

年　　月　　日

知事あて

（市長）　　印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第３章第５節第９関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

１　災害の状況及び応急措置を要請する事由
　災害の状況（特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　応急措置を要請する事由

２　応急措置を希望する期間

３　応急措置を希望する区域及び活動内容
(1) 応急措置を希望する区域
(2) 応急措置を希望する活動内容
(3) 連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙）撤収要請書（知事あて）

年　　月　　日

知事あて

（市長）　　印

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第３項及び海上保安庁防災業務計画第３章第５節第９関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

１　撤収要請日時
　　年　　月　　日　　時　　分

２　派遣要請日時
　　年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

　撤収作業内容

第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

第１項　活動方針

○災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を収集し、関係機関へ連絡する。
○大規模な災害と認められる場合には、初期段階においては概括情報を収集し災害規模の把握に努める。
○災害関連情報の提供等にあたっては、市民や地域の協力を積極的に求める。
○災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達	防災総括班、政策推進部（広報情報班)、支所支援班	【発災１時間以内】市災対本部設置後速やかに	・災害関連情報全般(防災関係機関)
被害情報等の収集	防災総括班、政策推進部（広報情報班)、支所支援班	【発災１時間以内】市災対本部設置後速やかに	・災害関連情報全般(防災関係機関)
市民等の安否情報の収集	防災総括班、政策推進部（広報情報班)、支所支援班	【発災１時間以内】市災対本部設置後速やかに	・災害関連情報全般(防災関係機関)
通信ボランティアの活用	総務部（総務・動員班）	【随時】	・災害関連情報全般(防災関係機関)
市民への広報・広聴	政策推進部（広報情報班）	【随時】	・災害関連情報全般(防災関係機関)

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　被害情報等の収集・伝達

(1) 被害情報収集・連絡

洪水や高潮、土砂災害等の災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに災害の種別、場所、規模及び人的被害の有無等について、消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

また、収集した情報は、迅速に災害対策本部に連絡する。

(2) 被害情報の連絡手段

市は、防災関係機関から、三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段で情報連絡を受ける。

(3) 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

３　収集すべき情報の内容

市は、防災関係機関から災害情報等を収集する。災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね次のとおりである。

〔情報収集・報告の流れ〕

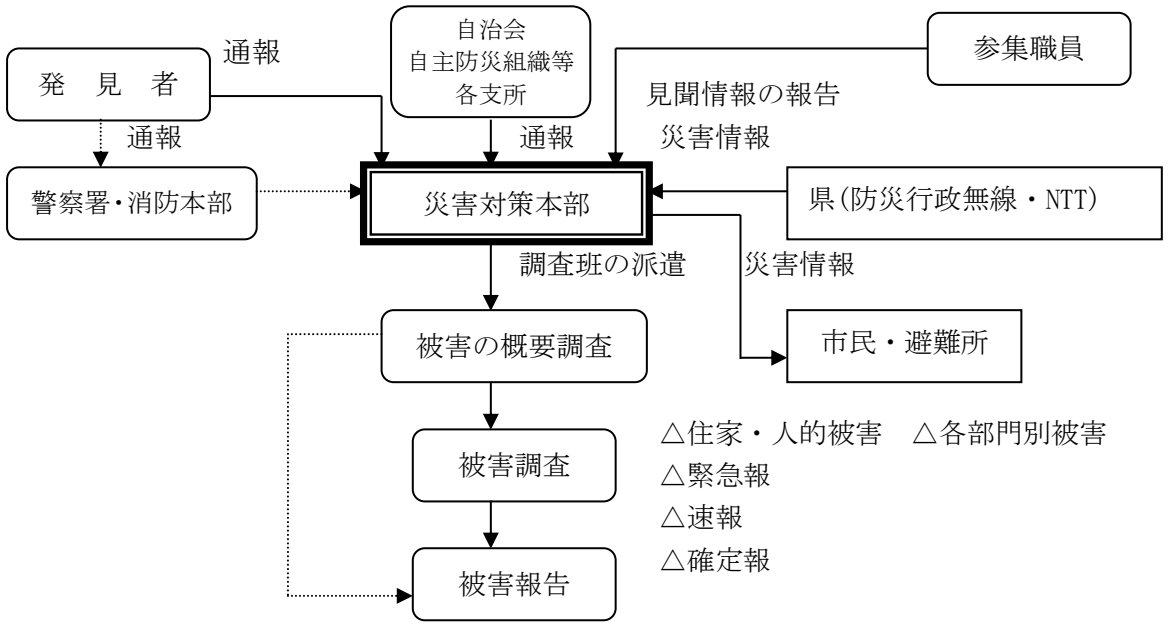

〔防災関係機関から収集する情報の内容〕

必　要　な　情　報	主　な　情　報　収　集　機　関
(1) 風水害に関する情報	津地方気象台、県災対本部地方部
(2) 火災の発生状況	鳥羽警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等
(3) 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	鳥羽警察署、消防本部、消防団、災害対策本部 自主防災組織等
(4) 家屋の倒壊	鳥羽警察署、消防本部、消防団、災害対策本部 自主防災組織等
(5) 電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	鳥羽警察署、災害対策本部、中部電力株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ東海 ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社
(6) 主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	県県土整備部、中部地方整備局三重河川国道事務所、鳥羽警察署、災害対策本部 近畿日本鉄道株式会社
(7) 堤防、護岸の状況	県県土整備部、鳥羽警察署、災害対策本部
(8) 住民の避難状況	鳥羽警察署、消防本部、消防団、災害対策本部
(9) 学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の被害状況	鳥羽警察署、災害対策本部、施設の管理者
(10) 生活必需物資、防災関係物資等の需給状況	県災対本部、鳥羽警察署、災害対策本部
(11) 治安状況	鳥羽警察署
(12) 各機関の行った応急対策	各防災関係機関（自主防災組織等）

４　情報収集体制

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、あわせて応急対策の迅速かつ適切なる推進を図るため、各部各班において、所掌事務に基づき被害状況の調査を実施する。

５　被害状況等の報告

(1) 災害の報告

市内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき、三重県防災情報システムを通じて県にその状況等を報告する。なお、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

(2) 報告責任者

ア　災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつ。

イ　防災危機管理課長は報告を取りまとめ、遅延なく県へ報告する。

(3) 報告の要領

ア　報告の種類等

報告の種類や内容、次期は次のとおりとする。

① 概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式（１）に基づく内容とし、市から南勢志摩地域活性化局を経て、県災対本部事務局総括班に報告する。なお、様式（１）の代替として、被害速報送受信票も可とする。

特に、以下のａ～ｆに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告する。

ａ　救助法の適用基準に合致するもの

ｂ　県市が災害対策本部を設置したもの

ｃ　災害が２都道府県以上にまたがるもので、１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

ｄ　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

ｅ　災害による被害が軽微であっても、今後上記ａ～ｄの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの

ｆ　崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

ｇ　県下に震度４以上の地震があったときについては、すみやかにその第１報を報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳（ふくそう）等により地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、連絡がとれるようになるまで市は直接消防庁へ連絡する。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（直接即報基準に該当するもの。震度５強以上の地震発生等については原則 30 分以内で可能な限り早く）については原則 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第１報を南勢志摩地域活性化局のほか、直接消防庁に対しても報告する。

なお、県と連絡が取れるようになったあとの連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

② 災害速報

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式（２）に基づく内容とし、市から南勢志摩地域活性化局を経て、県災対本部事務局総括班に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳（ふくそう）等により地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、市

は直接消防庁へ連絡する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が、救助法適用基準の２分の１に達したときは、上記の速報とは別に様式（１）による住家等被害状況速報を県災対本部に報告する。

③ 被害報告

a　中間報告

前記①・②の速報の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式項目により県関係地域機関に報告する。

b　確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告する。

報告要領は、「a 中間報告」のとおりとする。

〔災 害 報 告 系 統 図〕

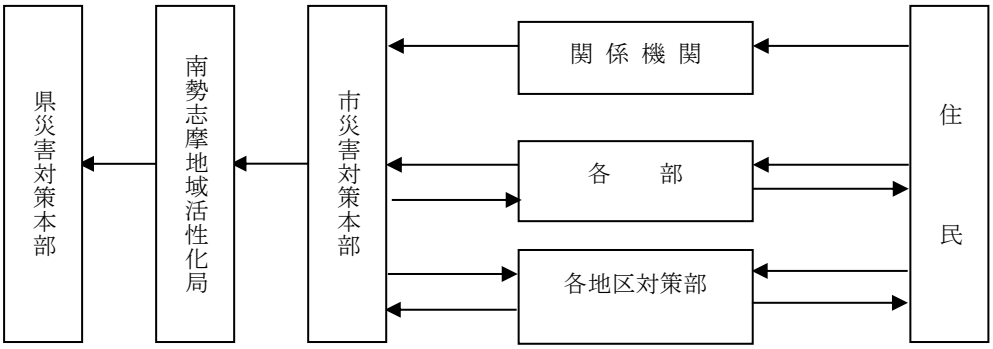

被害項目			報告基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者（重傷者）（軽傷者）		災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、１月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家被害	住家		現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・全流失）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、即ち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だ著しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。 ※住家被害戸数については「独立して家庭生活を営む事ができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位として算定するものとする。 ※「損壊」：住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったもの。 ※「主要な構成要素」：住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	半壊（半焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部を滅失したもの、即ち住家の損壊が甚だ著しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
	一部損壊		住家の損壊程度が半壊に至らないもの。ただし、窓ガラス数枚程度割れたものは除く。
非住家被害	非住家		住家以外の建物で他の被害個所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	公共建物		例えば、市庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
その他	田・畑	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育に供する施設。
	道路		道路法に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。 ※がけ崩れ、地すべり等により生じた道路に係る被害については、「道路崩壊」、「道路閉塞」として記入する。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川		河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	砂防		砂防法に規定する砂防施設及び同法が準用される砂防のための施設、又は同法の規定によって同法が準用される天然の河岸。

被害項目		報告基準
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害。
	電話	災害により通信不能になった一般回線数のうち最大時の回線数。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	水道	断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
	り災世帯	災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	り災者	り災世帯の構成員。
	避難の状況	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等等の発令状況並びにそれらの情報による避難者数

災害報告取扱要領等による。

様式（１）

〔災害概況速報〕

報告日時	
市町村名	
報 告 者	

災害名　　（第　　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="2"></td><td>発生日時</td><td colspan="3">月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害の状況</td><td rowspan="2">死傷者</td><td>死　者</td><td>人</td><td>不明　人</td><td rowspan="2">住家</td><td>全壊　　棟</td><td>一部損壊　棟</td></tr>
<tr><td>負傷者</td><td>人</td><td>計　　人</td><td>半壊　　棟</td><td>床上浸水　棟</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>応急対策の状況</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

様式（２）

〔被害状況速報〕

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">区　分</td><td>被　害</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">災害名
報告番号</td><td colspan="3" rowspan="2">災害名
第　　報
（　月　日　時現在）</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="2">田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">報告者</td><td colspan="3" rowspan="4"></td><td rowspan="2">畑</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="12">その他</td><td>文教施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>病院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">区　分</td><td colspan="2">被　害</td><td>道路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">人的被害</td><td colspan="2">死者</td><td>人</td><td></td><td>橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td>河川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重傷</td><td>人</td><td></td><td>港湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽症</td><td>人</td><td></td><td>砂防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="12">住家被害</td><td rowspan="3">全壊</td><td>棟</td><td></td><td>清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>崖くずれ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半壊</td><td>棟</td><td></td><td>被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>水道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>電話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td>電気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>ガス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td></td><td></td><td>危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td></td><td>その他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">区　分</td><td>被　害</td><td rowspan="8">災害対策本部等の設置状況</td><td>都道府県</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="7">市町村</td><td colspan="3" rowspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">そ
の
他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="5">災害救助法適用市町村</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3" rowspan="2">計　団体</td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">被　害　総　額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備
考</td><td colspan="8">災害発生場所
災害発生年月日
災害の種類概況
応急対策の状況
・　消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・　避難の勧告・指示の状況
・　避難所の設置状況
・　他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・　自衛隊の派遣要請、出動状況</td></tr>
</table>

※被害額は省略することができる。

様式（３）

被害速報受信票

人的被害の状況

発生（覚知）日時	発生場所	原　　因	年齢 性別	状　況	氏 名 職 業	住　　所

住家等被害の状況

発生（覚知）日時	発生場所	原　　因	種別 その他	棟 数	世帯数	人 数	状 況

避難の状況

発生（覚知）日時	発生地区	発令等	避難場所	世帯数	人数	ピーク時		解除日時
						世帯数	人 数	

市町村道路通行止めの状況

発生（覚知）日時	路線名称	通行止めの区間	解除見込み日時	原　　因	摘 要

道路情報

発生（覚知）日時	番号	道路管理者 路　線　名	箇所名（規制区間）	規制原因 規制内容	規制（災害） 解除見込日時	迂回路有無 迂回路線名	摘 要

交通機関の状況

発生（覚知）日時	名　　称	運 休 区 間	復旧見込日時	原　　因	摘 要

地すべり・山（崖）崩れの状況

発生（覚知）日時	発生場所	状況	人的（家屋）被害の有無	摘要

ライフラインの状況

発生（覚知）日時	名称	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込時間	摘要

水道被害の状況

発生（覚知）日時	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込日時	摘要

火災の状況

発生（覚知）日時	発生地域	火災の状況	火災件数	摘要

田畑の状況

発生（覚知）日時	発生場所	田（ha）		畑(ha)		原因	摘要
		流埋	冠水	流埋	冠水		

その他の状況

発生（覚知）日時	名称	発生場所	原因	状況	摘要

(4) 異常現象発見時の通報

高潮、洪水、崖崩れ等の「異常現象」の通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報又は連絡する。

ア　気象台
イ　県
ウ　警察
エ　その他関係機関

〔異常現象の通報系統〕

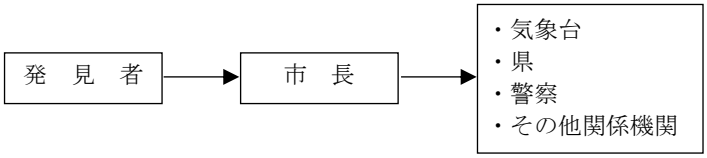

6　通信ボランティアの活用

(1) 大規模な地震発生時で情報収集要員が不足した場合には、インターネットの利用者やアマチュア無線家による通信ボランティアの協力を得ることとする。

(2) ボランティアの募集

ア　インターネット利用者のボランティア活用は、平常時から市ホームページ等を通じて協力を促す。

イ　アマチュア無線家のボランティア募集は日本アマチュア無線連盟三重県支部及び日本赤十字社三重県支部無線奉仕団の協力を得て行う。

7　市民等の安否情報の収集

大規模な災害が発生した場合、多数の情報が錯綜し、正確な市民等の安否情報を収集することが困難になるおそれがあるため、災害対策本部、その他防災関係機関並びに自治会及び自主防災組織はお互いに協力し、災害時に市民等の安否情報の収集又は伝達に努める。

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、多数の者を収容する施設の把握に努め、大規模な災害が発生した場合における市民等の安否情報を集約する。

(2) 市民

市民は、大規模な災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておく。又、災害伝言ダイヤル等を活用し、電話の輻輳（ふくそう）の緩和に努める。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、市民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所をあらかじめ定めておき、市民に周知しておく。

又、自主防災組織の情報収集班は集合場所に参集しない市民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で、収集した市民の安否について災害対策本部へ報告する。

8　住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなど的確な情報の提供に努める。

【広報内容】

(1)　災害発生状況（被害状況）
(2)　気象状況
(3)　災害対策本部に関する情報
(4)　救助・救出に関する情報
(5)　避難に関する情報
(6)　被災者の安否に関する情報
(7)　二次災害危険性に関する情報
(8)　主要道路状況

(9)　公共交通機関の状況
(10) ライフラインの状況
(11) 医療機関及び救護所等の状況
(12) 給食・給水、生活必需物資等の供給に関する情報
(13) 公共土木施設状況
(14) 防疫・衛生に関する情報
(15) 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
(16) ボランティア及び支援に関する情報
(17) 住宅に関する情報
(18) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、避難情報等に関しては、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

市長が報道機関（ケーブルテレビを除く）による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1　被害状況等の収集、連絡（海上保安庁）

(1) 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した、あるいは通報を受けた海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。

■住民が実施する対策

1　被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象の発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官もしくは海上保安官に通報するよう努める。

第５節　県内市町間応援・受援体制の整備

第１項　活動方針

≪応援体制≫
○各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築する。
≪受援体制≫
○県に対する要請、及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の支援の受け入れ体制を構築する。

第２項　主要対策項目

応援体制

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	総務部（総務・動員班､調達班）	随時	・被災状況（要請元自治体） ・応援要請内容（資源（人・物）等）
情報収集のための職員の派遣	総務部（総務・動員班）	【発災 72 時間以内】 各協定に基づく派遣基準	・被災状況（要請元自治体） ・移動ルート
応援内容の検討	防災総括班、総務部（総務・動員班、調達班）	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源（人・物）の確保状況（各部局）
応援体制の構築	総務部（総務・動員班）	【要請受理後 24 時間以内】	・具体的な要請内容､進出拠点､（要請元自治体）

受援体制

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総務部（総務・動員班､調達班）	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源（人・物）の状況
連絡要員の受け入れ	、総務部(総務・動員班)	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・人数等（応援自治体）
具体的な要請内容の検討	防災総括班、総務部（総務・動員班、調達班）	【発災 72 時間以内】	・不足している資源（人・物）の状況
受援体制の構築	総務部（総務・動員班､調達班）	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・資源（人数・数量）・場所

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

≪応援体制≫

１　各協定等に基づく応援要請の受理

市は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第 67 条、第 72 条並びに第 74 条の 3 第 4 項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、関係市町間での定めによることとするとともに、県災害対策本部に対し応援を行う旨の報告を行う。

２　情報収集のための職員の派遣

個別の応援協定等による応援を実施する場合は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害

応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握するよう努める。

3　応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4　応援体制の構築

応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、市の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5　県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第 74 条の 3 第 4 項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

≪受援体制≫

1　各協定等に基づく応援要請

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定ほか各協定及び基本法第 67 条並びに第 68 条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2　連絡要員の受け入れ

市災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3　具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4　受入体制の構築

市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点場所を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第１節　緊急の交通・輸送機能の確保

第１項　活動方針

○道路交通渋滞等により人命にかかる応急対策活動が支障をきたさないよう交通を確保する。
○発災後の、緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行う緊急輸送道路及び緊急交通路を迅速に確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路交通情報・被害情報の収集	防災総括班・建設部（土木・河川班)、消防本部	【発災１時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)
道路パトロールと緊急時の措置	建設部（土木・河川班)、消防本部	【発災 12 時間以内】 発災後速やかに	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)
交通規制の実施（緊急交通路の指定)	建設部（土木・河川班)、消防本部	【発災 24 時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市の関係機関が実施する対策

１　道路交通情報・被害情報の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、県等関係機関と連携し、主要道路等の監視用テレビカメラの活用やパトロールなどにより、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

２　道路パトロール時における緊急時の措置

(1) 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

(2) 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに市災害対策本部及び関係機関にその状況を報告し、通行規制等を実施する。

(3) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、基本法第 76 条の３第 4 項及び第 6 項の規定により警察官のとる措置を行う。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

(4) 住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

３　交通規制の実施

基本法第 76 条の３第１項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

また、基本法第 76 条の 6 に基づき、道路管理者等は、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるとき、その管理する道路についてその区間を指定して、車両等の運転者等に対し、車両等を道路外へ移動すること等を命じることができる。

４　災害輸送の方法

(1) 主な輸送手段

ア　貨物自動車等による輸送

イ　鉄道による輸送

ウ　航空機による輸送

エ　作業員等による輸送

(2) 緊急輸送

緊急輸送手段を確保するため、市が保有する車両等の一括管理により緊急車両を調達する。

(3) 輸送力の確保

ア　市は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、輸送体制の整備を図る。

イ　営業車を所有する者に協力を求める。

① 乗合自動車、貨物自動車

② 三重交通株式会社

③ 特殊自動車

④ 三重県トラック協会

(4) 災害時の車両燃料の確保

災害時における車両燃料や庁舎（対策本部）等で使用する燃料を確保するため、三重県石油商業組合との協定に基づき、市内の燃料取扱事業所の協力により確保を図る。

５　緊急交通路の周知

消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜所轄警察署の対策＞

１　緊急通行車両等の確認

(1) 事前届出制度

ア　災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両等として使用する車両について事前届出済証を交付する。

イ　事前届出の受付は、所轄警察署交通課において行う。

(2) 緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付

災害時において事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

(3) 緊急通行車両等確認の取扱い

上記(2)の緊急通行車両等の確認は、警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊及び災害時に設置される交通検問所において取り扱う。

＜自衛隊の対策＞

１　路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、警察官の取る措置を行う。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

２　応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

＜中部地方整備局の対策＞

１　状況の把握

道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努める。

２　情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

３　応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

４　排水作業の実施

冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

＜海上保安庁、港湾管理者の対策＞

１　船舶交通の整理、指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

２　船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

３　必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

４　水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

５　航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

＜自動車運転者がとるべき行動＞

１　交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所

イ　区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

(3) 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

■参考

1　基本法施行令第 32 条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示

〔通行の禁止及び制限の標示の様式〕

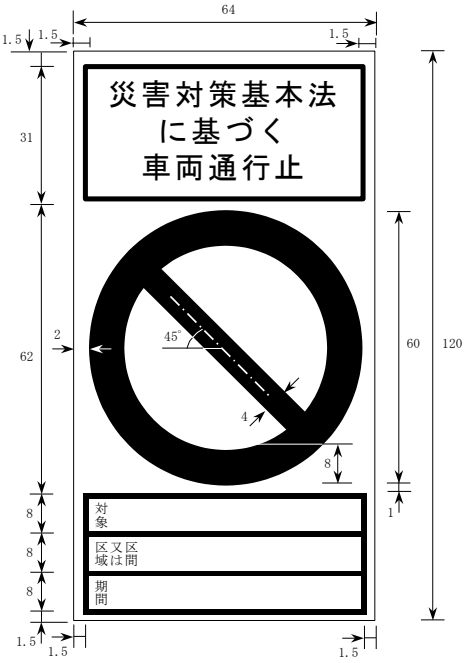

備　考

1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

2　基本法施行令第 32 条第２項に基づく緊急通行車両の標章

〔緊急通行車両標章〕

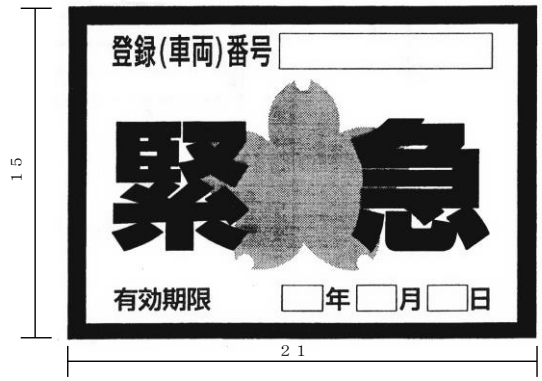

備　考

1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第２節　水防活動

第１項　活動方針

○台風・大雨時等の河川、海岸、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
消防団の出動	防災総括班 消防本部	【発災のおそれがある場合】指定した河川水位を超過した場合	・気象情報（気象台） ・河川水位情報（各河川管理者） ・堤防等の状況（水防管理団体）
監視、警戒体制の整備	水産農林部(農林班)、建設部（土木・河川班)、各支所	【発災のおそれがある場合】指定した河川水位を超過した場合	・気象情報（気象台） ・河川水位情報（各河川管理者） ・堤防等の状況（水防管理団体）
水門等の操作	水産農林部(農林班)、建設部（土木・河川班)、各支所	【発災のおそれがある場合】河川水位や潮位等の状況に応じ	・気象情報、潮位情報等(気象台) ・河川水位情報（各河川管理者）
水害防止の応急活動	水産農林部(農林班)、建設部（土木・河川班)、各支所	【発災１時間以内】堤防等の異常を確認次第速やかに	・堤防等の状況（水防管理団体）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　消防団の出動

気象の予警報等を考慮の上、県水防本部が発表する水防警報等に基づき、水防活動を行うための消防団に対し待機、準備又は出動の配備指令を行う。

２　監視、警戒体制の整備

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、区域内の河川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

３　水門等の操作

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水・高潮等の発生を未然に防止するため、管理する堰・水門等の適切な操作を行うとともに、必要に応じ、関係市町や管轄警察署への通知、地域住民への周知等を行う。

４　水害防止の応急活動

堤防、ため池、樋門等の決壊等、水防上の危険のおそれがあると認められる場合、水防管理者、消防団長、消防機関の長等は管轄警察署長に通報の上、当該地域の住民等に対し避難のための立退きを指示するとともに、応急措置を講ずる等によりでき得る限り被害の拡大を防止するよう努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜中部地方整備局が実施する対策＞

１　水防活動の実施

洪水、高潮又は高波等により、相当な損害が予想される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び氾濫危険水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行う。

また、洪水、高潮又は高波等によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施する。

第３節　公共施設被災時の応急対策

第１項　活動方針

○市民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路・橋梁にかかる応急対策	建設部（土木・河川班)、水産農林部（農林班）	【発災２時間以内】被害発生を確認次第	・被害状況（道路管理者等、防災関係機関（出先機関含む)）
土砂災害発生時の応急対策	建設部（土木河川班)、水産農林部（農林班）	【発災２時間以内】被害発生を確認次第	・被害状況（防災関係機関（出先機関含む)）
漁港施設にかかる応急対策	水産農林部（水産班）	【発災２時間以内】被害発生を確認次第	・被害状況（防災関係機関（出先機関含む)）
農業用施設にかかる応急対策	水産農林部（農林班）	【発災６時間以内】被害発生を確認次第	・被害状況（防災関係機関（出先機関含む)）
林業用施設にかかる応急対策	水産農林部（農林班）	【発災６時間以内】被害発生を確認次第	・被害状況（防災関係機関（出先機関含む)）
漁業用施設にかかる応急対策	水産農林部（水産班）	【発災６時間以内】被害発生を確認次第	・被害状況（防災関係機関（出先機関含む)）

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　道路、橋梁にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先として被害情報を収集するものとし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講ずる。

２　土砂災害発生時の応急対策

県から提供される土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報や、基本法第 61 条の２に規定する避難指示（緊急）等にあたっての技術的助言を活用し、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

３　漁港施設にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

高潮・高波により被害が発生した際には、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロール等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。また、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要

な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

(3) 施設利用者及び住民に対する広報

被災した施設は、気象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民及び関係市町へ周知する。

４　農業用施設にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

農業用施設について、的確な被害情報の収集を図る。

５　林業用施設にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

林業用施設について、的確な被害情報の収集を図る。

６　漁業用施設にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜道路管理者、港湾管理者、海上保安庁が実施する対策＞

１　公共土木施設等にかかる応急対策

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「＜市が実施する対策＞１　道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

(2) 港湾施設（港湾管理者、海上保安庁）

「＜市が実施する対策＞３　漁港施設の応急対策」に準ずる。

第４節　ライフライン施設被災時の応急対策

第１項　活動方針

○上下水道等について、被害状況を迅速に把握し、二次災害防止措置を講ずる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
施設の応急対策活動	上下水道部（給水・復旧班、下水道班）	【発災３時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害状況

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　上水道施設（市管理）の応急対策

(1) 被害状況の把握等

発災後、市が管理する水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を把握し、市災害対策本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

２　下水道施設（市管理）の応急対策

(1) 被害状況の把握等

発災後、市が管理する下水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を把握し市災害対策本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

■その他防災関係機関が実施する対策

＜電気事業者の実施する対策＞

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア　関係部署等への情報伝達体制の確保

イ　施設・設備等の被害状況の把握

ウ　市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災害対策本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利

用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

＜ＬＰガス販売事業者の実施する対策＞

(1) 協会員及び市災害対策本部、関係機関等との連絡体制を確保し、ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。被害状況は早急に把握し、二次災害の防止に努める。また、ＬＰガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設等におけるＬＰガス設備の安全総点検を実施する。

(2) ＬＰガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。

(3) その他、ＬＰガス消費設備の安全総点検を行う。

(4) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

＜固定通信事業者の実施する対策＞

「第４部第１章第２節 通信機能の確保　＜その他防災関係機関が実施する対策＞　固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

「第４部第１章第２節 通信機能の確保　＜その他防災関係機関が実施する対策＞　移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜鉄道事業者の実施する対策＞

１　台風・大雨等時の運転基準及び運転規制区間

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

２　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア　関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保

イ　施設、旅客等の被害状況の把握

ウ　市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

ア　災害の規模

イ　被害範囲

ウ　被害の状況

エ　不通線区

オ　開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

ア　駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。

イ　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ　災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ　迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(6) 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やホームページ等により周知を図る。

＜一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）の実施する対策＞

１　台風・大雨等時の運転規制

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

２　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア　関係部署、車両等への情報伝達体制の確保

イ　施設、乗客等の被害状況の把握

ウ　市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

ア　災害の規模

イ　被害範囲

ウ　被害の状況

エ　不通区間

オ　開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

ア　車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。

イ　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ　災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令

に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やホームページ等により周知を図る。

(5) 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

＜三重県石油商業組合が実施する対策＞

１　緊急対策

(1) 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講ずる。

(2) 組合員及び市災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。

(3) 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

第５節　ヘリコプターの活用

第１項　活動方針

○風水害の発生により、市内で甚大な被害が発生し、陸上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出、救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
ヘリコプターの応援要請	防災総括班、消防本部	【天候回復後１時間以内】ヘリコプターが必要な場合速やかに	・ヘリコプターの運航状況（ヘリコプター保有機関）
活動拠点の確保（受入体制の構築）	防災総括班、消防本部	【天候回復後６時間以内】ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災状況（各施設管理者）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　県防災ヘリコプターの応援要請

市は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

(1) 応援要請の方法

緊急を要する要請であるので電話等により次の事項について連絡を行うが、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運行要請書（三重県地域防災計画添付資料参照)」で要請する。

ア　災害の種別
イ　災害発生の日時、場所及び被害の状況
ウ　災害発生現場の気象状況
エ　災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
オ　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
カ　応援に要する資機材の品目及び数量
キ　その他必要事項

(2) 緊急時応援要請連絡先

区分	連絡先	ＮＴＴ回線	地域衛星通信ネットワーク
平日･休日 (8：30～17:15)	三重県防災航空隊	TEL 059-235-2555 FAX 059-235-2557	TEL 024-145-11 FAX 024-145-19
夜間 (17:15～8：30)	三重県防災航空隊	TEL 059-235-2558 FAX 059-235-2557	TEL 024-145-12 FAX 024-145-17

２　活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等でヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
(2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

(3) 災害応急対策活動要員、資機材等の搬送
(4) 被災者等の救出
(5) 食材、衣料その他生活必需物資及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
(6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
(7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

３　受入体制の構築

市はヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

(1) 連絡調整

市災害対策本部において連絡調整を行う。

(2) 受入れ場所

原則としては県に届出している飛行場外離着陸場とするが、状況によってはその時点での判断も行う。

(3) 安全対策等

ヘリコプターの受入れ時の安全対策等については、消防本部及び防災総括班で調整する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜指定地方行政機関及び自衛隊の実施する対策＞

１　被害情報の収集

風水害の発生により、市内に甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、市災害対策本部等、関係機関との情報共有に努める。

２　要請に基づく活動

市災害対策本部から要請があった場合には、市災害対策本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第３章　救助・救急及び医療・救護活動

第１節　救助・救急活動

第１項　活動方針

○発災後、72 時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
○発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする市民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急活動にあたる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
救助・救急活動	防災総括班、消防本部、各支所	【発災 1 時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察) ・応援要請(県、市町)
消防活動	防災総括班、総務部(総務・動員班)消防本部、各支所	【発災 1 時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察) ・応援要請(県、市町)
活動拠点の確保	総務部（総務・動員班)、消防本部、各支所	【発災 6 時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察)
資機材の調達等	総務部（調達班）	【発災 12 時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察)
惨事ストレス対策	健康福祉部（救助防疫班）	【発災 72 時間以内】	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

1　救助・救急活動の実施

市は、消防本部及び消防団等市の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

2　消防活動の実施及び応援・受援

(1) 消火活動の実施

市は、市内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに市内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(2) 協定に基づく応援要請

市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊応援出動及び受援計画に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災害対策本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

消防相互応援協定を締結している県内市町等から応援要請があった場合は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

３　活動拠点等の確保

市は、県と連携して自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の応援部隊や、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

４　重機・資機材の調達等

(1) 消防活動に必要な重機・資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための重機・資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。また、救助工作車、救急車、照明車等の車輌及び応急措置の実施に必要な救急救助資機材の整備に努める。

(2) 市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

５　惨事ストレス対策

救助･救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし､また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜自衛隊の対策＞

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

＜海上保安庁の対策＞

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

市から要請があった場合は、要請に基づき、救助活動を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出･救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

２　初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、自治会等は、応急手当及び医療機関への搬送に努める。

３　初期消火活動

発災直後にあっては、道路交通等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に赴くのに時間を要する。このため、被災地の地元住民や自治会等、自主防災組織、消防団等は出火防止、初期消火及び延焼防止活動に努める。

４　資機材の調達等

地域住民間の協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動の協力に努める。

第２節　医療・救護活動

第１項　活動方針

○大規模災害が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
○発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等と協力して人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。
○現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。
○後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	健康福祉部（救助防疫班)、消防本部、病院事業部	【発災後１時間以内】発災後速やかに	医療機関、志摩医師会、保健所等
医療・救護活動	健康福祉部（救助防疫班)、消防本部、病院事業部	【発災後３時間以内】医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、志摩医師会、保健所等
医薬品等の確保	健康福祉部（救助防疫班)、病院事業部	【発災後１時間以内】発災後速やかに	被害状況及び供給体制（医薬品等備蓄所）
医療施設の応急復旧	健康福祉部（救助防疫班)、病院事業部	【発災後 24 時間以内】医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報（医療機関）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

２　救護活動

(1) 実施体制

市は、志摩医師会、県と協力して、速やかに救護活動の要請を行う。

志摩医師会、三重県薬剤師会、三重県歯科医師会、三重県看護協会は、それぞれ市及び県との協定に基づき、医療・救護活動を行う。

(2) 救護班の編成

ア　医療救護班の編成

志摩医師会からの派遣医師が加わり、次のように編成する。

医師　１名以上　　看護師　２名以上　　事務職員等　１名以上

イ　志摩医師会において、災害医療救護活動計画が策定されているので、必要に応じて協力を要請する。

(3) 救護所の設置

ア　救護所の設置場所は、候補地を基本とする。

イ　避難所及び現地から救護要請があったときは、直ちに出動する。

ウ　市は状況に応じて救護所を候補地又は指定避難所等に設置する。

エ　市は必要に応じ、志摩医師会医療救護班に協力を要請し、救護所の設置を行う。

オ　住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

カ　救護所においては、被災者の状態判定、医療のトリアージや傷病者に対する応急処置及び必要な医療行為等を行う。

キ　救護所は現場の状況に応じて、移動・中断することができる。

【救護所設置場所の候補地】
・浜島町　浜島小学校体育館
・大王町　大王公民館
・志摩町　旧布施田小学校体育館
・阿児町　阿児アリーナ、鵜方保育所及び旧安乗中学校体育館
・磯部町　磯部中学校体育館

3　医療活動

(1) 実施責任機関

ア　原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、市が実施することとする。なお、救助法が適用される場合、知事が救助にあたることとする。また、知事は必要と認めるときは、市長に委任することができる。

イ　県は、市から要請があった場合、県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行う。

(2) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア　医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ　助産救助

災害発生時（災害発生前後 7 日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(3) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

ア　医療救護班による実施

市長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の県地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

①　急性期の場合

a　設置期間

災害発生直後数日間

b　設置者

市等

c　設置場所

市があらかじめ選定した候補地（前ページ中段の表）の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置

d　役割

(a) 医療のトリアージ

(b) 応急措置

（c）周辺医療機関への搬送指示

②　亜急性期以降の場合

ａ　設置時期

避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、救護所の撤去にあたっては、災害医療コーディネーター、志摩医師会と行政(県災対本部、地方部、市災害対策本部)とが協議して市が決定する。

ｂ　設置場所

避難所内周辺

ｃ　設置者

市等

ｄ　役割

(a) 避難者の健康管理等の長期的ケア(内科、健康診断等)

(b) その他、状況に応じ、こころのケア、歯科等の医療行為

イ　医療機関による方法

①　市内の医療機関による実施

市は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間、市内の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

また、病院連携による後方病院への患者輸送とともに、被災状況に応じてＤＭＡＴ等とも連携し、広域搬送を実施する。

②　被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

市は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。

ウ　患者搬送及び収容の実施

救護所及び市内一次医療機関等で対応できない患者は、地域内の災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施する。

地域内の災害拠点病院等で対応できない患者は、災害拠点病院等で医療処置を受けた後、ＤＭＡＴ広域医療搬送要領等に基づき航空機等により地域外の災害拠点病院等へ搬送する。

エ　応援等

市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、三重県地方統括部長を通じて三重県地方災害対策部へ応援を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、隣接地医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

オ　病院、診療所等との連携体制

市は、病院、診療所等の医療機関と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行う。

(4) 消防機関による患者搬送

消防本部は、要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第５部第２章第２節　緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。　また、市長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

4　医療施設の応急復旧

(1) 公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

(3) 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。

5　こころのケア

(1) 被災地、特に避難所においては、生活環境の急な変化に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(2) 市は要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

6　収容施設

(1) 傷病者及び妊産婦で、医療、助産の処置を要する者は、被災地もしくは被災地周辺の救急病院等の医療機関及び災害拠点病院へ収容する。

7　救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

市は災害の状況により医療機関の医薬品等が不足する場合は、県を含む関係機関に対し、医薬品等の支給を求める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜医療機関の実施する対策＞

1　医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

(1) 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。

(2) 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

(3) 医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は市長からの派遣要請を待たなくても、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。

(4) 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

2　患者搬送

医療機関は、市長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車等を災害現地に出動させ、傷病者を搬送する。

＜日本赤十字社三重県支部の対策＞

１　医療及び助産の実施方法

(1) 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。

(2) 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

＜赤十字奉仕団の対策＞

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

＜三重県歯科医師会の対策＞

１　口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策 ――――――――――――――――――――――――――――――

１　食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、いざという時、持ち出せるように自分のお薬手帳を整え、最低３日分を目安に保管するなど、日頃から準備する。

第４章　緊急避難対策

第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

第１項　活動方針

○避難の指示等が市長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
○近隣市町と協力して広域的な避難対策に取り組む。
○要配慮者をはじめとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各班が連携して市の避難所の開設・運営を支援する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	危機管理統括監、市民生活部、健康福祉部、水産農林部、観光経済部、建設部、消防本部、各支所（総務課を含む)、施設（市指定避難所）管理者	【発災のおそれがある場合】 市の避難指示(緊急)等発表後速やかに	・避難指示（緊急）等
避難誘導等	建設部、消防本部、各支所(総務課を含む)、施設（市指定避難所）管理者	【発災のおそれがある場合】 市の避難指示(緊急)等発表後速やかに	・避難所施設
避難所の開設等	危機管理統括監、市民生活部、健康福祉部、水産農林部、観光経済部、建設部、消防本部、市民生活部、各支所（総務課含む)、施設（市指定避難所）管理者	【発災のおそれがある場合】 必要な状況があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　自主避難の指導

市長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように指導しておく。

２　避難情報の啓発

本市には土砂災害警戒区域等、多くの災害危険箇所がある。近年の風水害被害でも、要配慮者対策の必要性が高まっているため、「避難指示」の前段階の情報として「高齢者等避難」を発表し、市民に情報内容と行動規範を啓発する。

また、「避難情報に関するガイドライン」等を参考にして、避難指示等に関する知識の普及啓発に努める。

３　避難の指示等

(1)　避難の指示等

災害による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生し

て拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、市長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

この場合、市長は、その旨を知事に報告する。（基本法第 60 条）

降雨等による水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難しうるよう、周知のための必要な措置を講ずる。

また、市長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

(2)　避難の指示等にかかる市長不在時の対応

市長不在時における避難の指示等について、その判断に遅れを生じることがないようにする代理規定は、第 2 部第 2 章第 1 節第 3 項（３）避難情報の基準等の策定で定めた順序による。

4　警戒区域の設定

(1) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し又は退去を命じる。

(2) 警察官は、市長又はその職権を使う消防吏員又は消防団員が現場にいない場合、又はこれらのものから要求のあった場合、市長及び消防吏員又は消防団員の権限を代行する。この場合は直ちに市長に対して報告する。

(3) 災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長にその旨報告する。

5　避難のための立ち退きの指示等の権限

実施者	災害の種類	要　　件	根拠法令
市　長 （指示）	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	法第 60 条
知　　事 （指示）	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	法第 60 条
警察官 （指示）	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	法第 61 条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条
消防長又は消防署長、その委任を受けた消防吏員又は消防団員	火災	火災発生のおそれが大きく、発生したときに人命財産に著しい被害を与えると認められる場合（火災警戒区域）	消防法 23 条の 2
消防吏員又は消防団員	火災	火災現場で消火等の活動を行うために区域の確保が必要な場合（消防警戒区域）	消防法 28 条
海上保安官 （指示）	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	法第 61 条
知事、その命を受けた職員 （指　示）	洪水又は高潮	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第（昭和 24 年法律第 136 号）第 29 条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法（昭和 32 年法律第 30 号）第 25 条
自衛隊 （指示）	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条

6　避難の一般的基準

避難の指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとする。

(1) 大規模な災害が発生し、火災や家屋倒壊の危険のため避難の必要が生じたとき。

(2) 地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。

(3) 土砂災害警戒情報が発表された場合。

(4) 爆発のおそれがあるとき。

(5) 火災が拡大するおそれがあるとき。

(6) その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

7　避難の指示内容及びその周知

(1) 避難の指示内容

避難の指示は、次の内容を明示して行うこととする。

ア　要避難対象地域

イ　避難所

ウ　避難理由

エ　避難時の注意事項等

〔避難指示の方法　概念図〕

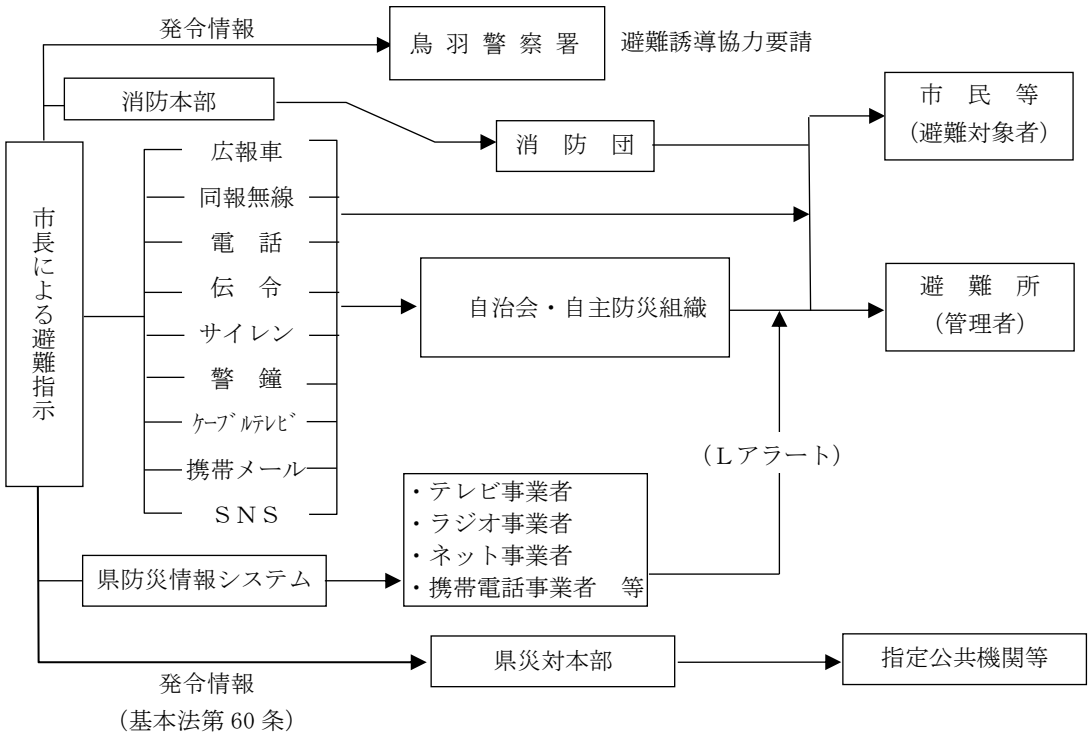

(2) 避難の周知徹底

避難のため、立ち退き指示したとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図る。

ア　関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

また、放送事業者や通信関連事業者等の情報伝達者を介して、避難情報等を一斉に配信できる災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用する。

イ　住民等に対する周知

①　指示等の周知

避難の指示をしたとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

ａ　防災行政無線による周知

ｂ　行政情報チャンネルによる周知

ｃ　広報車による周知

ｄ　携帯電話等のメール配信による周知

ｅ　三重県防災ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、三重県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

ｆ　放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

ｇ　要配慮者及び観光客等、特に配慮を要する者に対する避難情報の提供を図る。

ｈ　エックス等ＳＮＳによる周知

８　避難指示の解除

市長は、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努める。

９　避難場所への避難誘導

避難場所への避難は、要配慮者の避難等やむを得ないケースを除き、徒歩を原則として誘導する。

10　避難所への避難誘導、方法

(1) 避難の順序

避難立退きの誘導にあたっては、要配慮者を優先して行う。

また、要配慮者（避難行動要支援者）の情報把握については、避難行動要支援者を活用し、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行う。

避難場所から避難所への誘導にあたっても、要配慮者（避難行動要支援者）を優先して行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市において措置できないときは、市は県災害対策本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立ち退きについて適宜の指導をする。

11　市民の避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知を図る。

(1) 避難に際して、必ず火気危険物等の始末を行う。

(2) 避難に際して、最低３日分の食料、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品等を準備する。

(3) 避難に際して、素足、無帽は避け、最小限度の下着等の着替えや防寒雨具を準備する。

(4) 避難に際して、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。

(5) 持ち出す貴重品を準備する。

(6) 必要なものを「非常持ち出し袋」等にまとめる。

(7) その他避難の指示が発せられたときは、直ちに避難できるように準備を整えておく。

12　避難誘導

(1) 避難誘導員は、自主防災組織、自治会等と協力し、警察官等と連携して行う。

(2) 誘導にあたっては、指示された避難所へ自主防災組織単位、自治会等単位での集団避難を心がけ、要配慮者の避難誘導を優先的に行う。

(3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な場所は誘導員を配置、誘導ロープ等を設置する。又、夜間においては、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

(4) 避難にあたっては、携行品を必要最低限度に制限し、早期に避難を完了させる。

(5) 要配慮者等の福祉避難所等への避難など、避難者の移動及び輸送が必要になった場合は、原則として要配慮者の家族又は支援者が行うこととし、要配慮者の状態に応じて、避難施設所有の福祉車

両等を手配し、適切な移送手段を確保する。移送にあたっては、必要に応じ警察署と連携を図るとともに、移送道路の整理警戒等の措置を要請する。

(6) 要配慮者の避難誘導

災害発生時において、要配慮者は迅速・的確な避難行動がとりにくいため、避難誘導において取り残される等の危険性がある。そこで、要配慮者を適切に避難誘導するため、平常時より民生委員・児童委員等を中心に地域の要配慮者の状況を把握するとともに、災害時において避難誘導をバックアップするための地域住民、自主防災組織、自治会等、ボランティア組織等の協力・連携体制を図る。

また、社会福祉施設等については、発災時において施設に入居する高齢者、障がい者等が速やかに避難できるよう、避難誘導計画を作成するとともに、避難訓練の実施等により職員等への周知に努める。さらに、施設入居者については自分の力で避難することが困難である場合が多いため、施設職員のみでは十分な避難誘導ができないと想定される場合には、地域住民、自主防災組織、自治会等、ボランティア組織等に協力を要請する。

13　避難所の開設等

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民や帰宅困難者を、一時的に収容し、保護するため、避難所を開設する。必要に応じて、避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のために自主防災組織等のコミュニティを活用する。

ただし、避難者の健全な住生活を早期に確保するため、応急仮設住宅の迅速な提供等により早期解消に努める。

(1) 収容する者の範囲

住居が全壊(焼)・流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者で、一時的に避難所に収容する必要のある者。

また、福祉避難所に関しては、前述の者の中で要配慮者であり、かつ福祉避難所への避難の必要のある者。

(2) 設置の方法

ア　あらかじめ指定されている避難所については、市の避難所運営マニュアル等に沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

イ　避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

ウ　避難所の開設及び避難の促進に際して、宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災宅地危険度判定を実施する。

(3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア　避難所開設の日時及び場所

イ　箇所数及び収容人員

ウ　開設期間の見込

(4) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

(5) 運営管理

避難所の運営に当たっては、市のマニュアルに沿って、自主運営を原則とし、次の点に留意して適切な管理を行う。

ア　避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ　避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ　避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。

エ　被災地、特に避難所においては、生活環境の急な変化に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

オ　福祉避難所等では、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけるとともに、災害発生後の健康相談、生活相談をはじめ、要配慮者相談窓口を設置するなど、各種の支援活動を検討していく。また、必要に応じて、救護所の設置、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

さらに、救急医療情報キット等の導入により、要配慮者が地域支援者以外の住民や救急隊員等に救助された場合でも、必要な救助・避難支援情報が伝わるようにする。

(6) 開設の期間

ア　救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長を行うことができる。

イ　避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

ウ　帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促す。

(7) 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は下記のとおり。

限　度　額	備　考
（基本額） １人１日あたり 320 円以内	冬季については別に定める額を加算する。 ただし、要配慮者等であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における実費を加算できる。
夏季４月から９月　冬季 10 月から３月	

(8) 要配慮者への対応

避難所で生活する要配慮者に対し、自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

ア　各種相談機関相談員、ケアマネジャー、民生委員・児童委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ　医師、保健師、看護師、介護士、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

ウ　高齢や障がいなど介護や養護の必要のある要配慮者に対しては、状況に応じて福祉避難所の設置開設及び移送を行う。

(9) 住居のあっせん

住民が、早期に避難所生活を脱し通常の生活に戻れるような公営住宅や空家の把握に努め、被災者の住居としてあっせんできるよう体制を整備する。

(10) ペットに対する対策

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となる。

基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の一角にペットの避難場所の設置等に努める。ペットの保護の方法はケージや首輪等を使用するなど、飼い主が管理することとする。

14　避難所の閉鎖

(1) 災害の状況により、被災者が帰宅できる状態となったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所職員に必要な指示を与える。

(2) 市災害対策本部の指示により被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

(3) 被災者のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

15　避難所外避難者への対策

大規模災害では、避難所以外の車やテントなどで避難生活を送る人も想定される。こうした避難所外避難者に対しても、食料・物資等や情報の提供、避難所への移送などの支援を行う。また、避難所外避難者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群の予防方法を周知する。

(1) 避難所外避難者の状況把握と物資等の適正配給

ボランティア団体等の協力を得て、避難所外避難者の人数及び場所の把握に努め、食料・物資、仮設トイレ等の適切な量と場所への配給を行う。

(2) 避難所への移送

避難所外避難者の中には介護が必要な人など要配慮者がいることも想定されるため、見回り等によ

り避難所等への移送が適切と考えられる人を把握し、家族等との話し合いの上、避難所等への移送を支援する。

(3) エコノミークラス症候群対策

狭い車中での避難生活により、エコノミークラス症候群を発症するケースもある。車中での避難生活は、個人のプライバシーの保護を前提とするものの、避難生活上の注意喚起に努める。特に、エコノミークラス症候群の予防策として、下記を周知する。

ア　軽い体操やストレッチ運動を行う。ふくらはぎを軽くもむ。

イ　ベルトをきつく締めず、ゆったりとした服装とする。

ウ　こまめに十分な量の水分をとる。

エ　アルコールや喫煙を控える。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1　避難の指示等

(1) 市長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

「＜市が実施する対策＞３(1)避難の指示等」に掲げる避難勧指示を市長が行うことができないとき又は市長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。この場合は、海上保安庁は、速やかにその旨を市長に報告する。（基本法第 61 条）

(2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第 94 条）

2　避難指示等の市民への広報（放送機関）

市長からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1　適切な避難行動の判断

市から避難指示等発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高まった場合などには、ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、最寄りの避難場所等に避難する、自宅の２階等安全な場所に退避するなど、各自の判断によって安全を確保するために適切な避難行動をとる。

2　住民の協力による避難行動の促進

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、要配慮者の避難等、やむを得ないケースを除き、徒歩で避難することを原則とする。

3　要配慮者の避難支援

洪水や高潮による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、高齢者等避難等が発表されるなどした場合、可能な範囲で要配慮者の避難の支援に努める。

要配慮者の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

４　避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

５　要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

６　早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに帰宅するとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第２節　要配慮者対策

第１項　活動方針

○地域住民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、要配慮者の安全確保や避難に協力する。
○市は、要配慮者利用施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
○被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
要配慮者・施設等の被災状況の把握・受入調整等	防災総括班、市民生活部（市民生活班)、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班)	【発災のおそれがある場合】 市災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(要配慮者利用施設)
要配慮者の安否確認	健康福祉部（福祉・要配慮者支援班)	【発災 12 時間以内】 要配慮者の安否関連情報等を入手次第	・要配慮者の安否情報(防災関係機関)
要配慮者への避難支援等	市民生活部（市民生活班、支所支援班)、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班)	【発災 72 時間以内】 使用できる避難施設や要配慮者の情報を入手次第	・必要な支援の内容 （要配慮者利用施設、避難所等)

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　要配慮者利用施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者利用施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

２　要配慮者の安否確認

「災害時における居宅介護サービス利用者の安否情報の提供等にかかる協定書」に基づき、要配慮者の安否を確認するとともに、必要な避難施設の把握に努める。

３　要配慮者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 要配慮者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに要配慮者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

４　避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

５　要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

６　外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、やさしい日本語や多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、ＮＰＯ等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険サービス事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で要配慮者の安全確保に努めるとともに、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、市及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

２　要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第３節　学校・幼稚園、保育所(園)・認定こども園における児童生徒等の避難対策

第１項　活動方針

○災害発生時には、学校・幼稚園、保育所（園)、認定こども園関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
学校･幼稚園､保育所（園）における児童生徒等の安全確保	教育委員会（教育支援班)、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班)、市民生活部（支所支援班)	【発災１時間以内】発災後できる限り速やかに	･被災状況及び救助活動の状況(学校･防災関係機関)
登下校時の児童生徒等の安全確保	教育委員会､(教育支援班)、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班)、市民生活部（支所支援班)	【発災１時間以内】発災後できる限り速やかに	･被害状況及び救助活動の状況(学校･防災関係機関)
夜間・休日等における対応	教育委員会（教育支援班)、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班)、市民生活部（支所支援班)	【発災３時間以内】発災後できる限り速やかに	･被害状況及び救助活動の状況(学校･防災関係機関)
学校･幼稚園､保育所（園）の被害状況等の把握・情報提供	教育委員会（教育支援班)、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班)、市民生活部（支所支援班)	【発災３時間以内】発災後できる限り速やかに	・被害状況（学校・防災関係機関)
児童生徒等の下校又は保護継続の判断	教育委員会（教育支援班)、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班)、市民生活部（支所支援班)	【発災 12 時間以内】下校経路・手段等の状況に応じて	・被害状況（学校・防災関係機関)

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市立学校・幼稚園、保育所（園)、認定こども園における児童生徒等の安全確保

市立小中学校・幼稚園、保育所（園)、認定こども園の教職員は、風水害による校（園）舎の損壊や警報発表等により校（園）内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は､直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、市災害対策本部等に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防本部等に通報する。

(1) 在校(園)中の安全確保

児童生徒等の危険が予想される場合は、教育長又は学校長、園長の判断で、次により臨時休校(園)の措置をとる。

ア　在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう啓発する。

イ　災害が始業後にあった場合は、危険防止等についての注意事項を徹底させ、早急に児童生徒等を帰宅させることとする。

その際は、保護者と緊密な連携をとり、必要に応じて保護者への引き渡しや教職員が地区別に付き添い、集団下校を行う。

ウ　学校長等は、災害等で校舎等が危険であると予想される場合は、直ちに教育委員会等に報告し、適切な臨時避難の措置を行うとともに、教職員等を誘導にあたらせる。

2　登下校時の児童生徒等の安全確保

市立小中学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる災害が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。また、児童生徒等の安否の確認に努め、教育委員会等に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防本部等に通報する。

災害に関する情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

3　夜間・休日等における対応

市立小中学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、災害発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

災害により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、教育委員会等に対し安否情報を報告する。

4　学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園の被害状況の把握、情報提供

教育委員会等は、市立小中学校の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。また、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。学校は、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して避難状況等を提供に努める。

また、園（幼稚園、保育所、保育園）の被害状況を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

5　児童生徒等の下校又は保護継続の判断

帰宅経路等の安全が確認できた児童生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらうことや教職員が地区別に付き添い、集団下校により下校させる。

保護者が迎えに来ることができない児童生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

■私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者が実施する対策

市立小中学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園児童福祉施設等に準じた児童生徒等の安全確保に努める。

■地域・住民が実施する対策

地域住民や自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第５章　特定自然災害対策

第１節　局地的大雨・竜巻・雪害の対策

第１項　活動方針

○気象庁（津地方気象台）と連携して速やかに情報を収集し、市民に対して適切かつ速やかに情報提供する。
○収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講ずる。
○市民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講ずる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
１　局地的大雨対策	防災総括班、建設部	【発災のおそれがある場合】 市内に局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報(気象台) ・大雨注意報・警報(気象台) ・降水ナウキャスト(気象台)
２　竜巻等突風対策	防災総括班、建設部	【発災のおそれがある場合】 三重県南部に「竜巻注意情報」が発表された場合	・竜巻注意情報（気象台） ・竜巻発生確度ナウキャスト（気象台）
３　雪害対策	防災総括班、建設部	【発災のおそれがある場合】 市内に「大雪警報」が発表された場合	・雪に関する気象情報（気象台）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　局地的大雨対策

(1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討等、必要な防災対策を講ずる。

(2) 住民への注意喚起

局地的大雨により道路通行止め措置等がなされた場合には、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となる。そのため、後述する「＜市民・事業者等が実施する対策＞１　局地的大雨対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

２　竜巻等突風対策

(1) 住民への注意喚起

気象庁が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達するとともに、「＜市民・事業者等が実施する対策＞２　竜巻等突風対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

(2) 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(3) 災害がれき処理

「志摩市災害廃棄物処理実行計画」を策定して処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

(4) 道路の応急復旧

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3　雪害対策

(1) 住民への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すとともに、「＜市民・事業者等が実施する対策＞３　雪害対策」で記す内容を住民等へ周知するよう努める。

(2) 道路除雪

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(3) 適切な道路管理と交通対策

道路管理者及び警察署その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、基本法第 76 条の６の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。

(4) 防災関係機関との協力

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

■市民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、市民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講ずることが重要である。

1　局地的大雨対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象（周囲が急に暗くなる、雷鳴・電光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）などを覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 局地的大雨からの避難対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

(4) 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等は市の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

２　竜巻等突風対策

(1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、竜巻等突風、局地的大雨の予兆となる気象現象（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる）などを覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

ア　屋内での退避行動

① 窓やドア、外壁から離れる。

② 家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。

③ 浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

イ　屋外での退避行動

① コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。

② 駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。

③ 車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

(3) 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等は市の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

３　雪害対策

(1) 大雪に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や 12 時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。

(2) 雪害からの防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れたり、雪の固まりの落雪等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により 2 人以上で作業を行うよう努める。

第５部　被災者支援・復旧対策

第１章　災害対策本部活動体制の確保

第１節　災害対策本部の継続・廃止

第１項　活動方針

○災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、市災害対策本部の設置を継続する。
○市災害対策本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市災害対策本部の継続	防災総括班	【災害応急対策を継続して実施する必要があるとき】災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等(津地方気象台等)
災害対策職員の健康管理	防災総括班	【災害対策本部を長期間設置するとき】災害対策本部活動の状況により、必要に応じて	・各職員の勤務状況
市災害対策本部の廃止	防災総括班	【災害応急対策がおおむね完了したとき】災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等(津地方気象台等)

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市災害対策本部の継続・廃止

(1) 市災害対策本部の継続

下記「(2) 市災害対策本部の廃止」の状況にあると認められない場合は、市災害対策本部を継続し、県、関係機関と連携を図るとともに、情報収集等必要な対応に努める。

(2) 市災害対策本部の廃止

市災害対策本部は、下記の状況になったとき、廃止される。

ア　当該災害に係る災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。

イ　予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

２　災害対策職員の健康管理

(1) 連続勤務の制限

各部署等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないよう、必要に応じて交替で休暇を与えるなど、適切な措置を講ずる。（１日２交替以上の勤務の場合、連続出勤は 13 日以内を目安とする。）

(2) こころのケア

市は、災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

第２節　国・他府県等からの応援受入

第１項　活動方針

○各協定等に基づく応援要員・救援物資等の受入を迅速に行い、被災地へ効果的に展開・配分する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総務部（総務・動員班、調達班）	【発災 12 時間以内】 他府県等からの応援が必要と判断され次第	・被害状況及び対応可能な資源（人・物）の状況
連絡要員の受入	総務部（総務・動員班）	【発災 48 時間以内】 応援要請を実施後	・受入時期・人数等（応援自治体）
具体的な要請内容の検討	防災総括班、総務部（総務・動員班、調達班）	【発災 48 時間以内】 応援要請を実施後	・不足している資源(人・物)の状況
受援体制の構築	総務部（総務・動員班、調達班）	【発災 72 時間以内】 応援内容確定後	・受入時期・資源（人数・数量）・場所

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　各協定等に基づく応援要請

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、各協定及び基本法第 67 条並びに第 68 条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

２　連絡要員の受入

市災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

３　具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

４　受入体制の構築

市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。

また、要請内容に沿って活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

第３節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

第１項　活動方針

○災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあっせんを求め、要員を確保する。
○応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、市は従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等	総務部（総務・動員班）	【発災１週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況
従事命令等	総務部（総務・動員班）	【発災１週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　国・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市長又は、市の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国・その他の地方公共団体への職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

(1) 職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、文書で行う。

(2) 職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを県知事に対して求める場合は、基本法第 30 条の規定に基づき、文書で行う。

２　従事命令等※

基本法第 71 条第２項の規定に基づき、知事から当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市長は当該期間において当該事務を行う。

なお、市長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行う。

※県知事が災害応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、保管命令により、施設・土地・家屋・物資を管理・使用・収用したり、職員に施設・土地・家屋・物資のある場所や物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

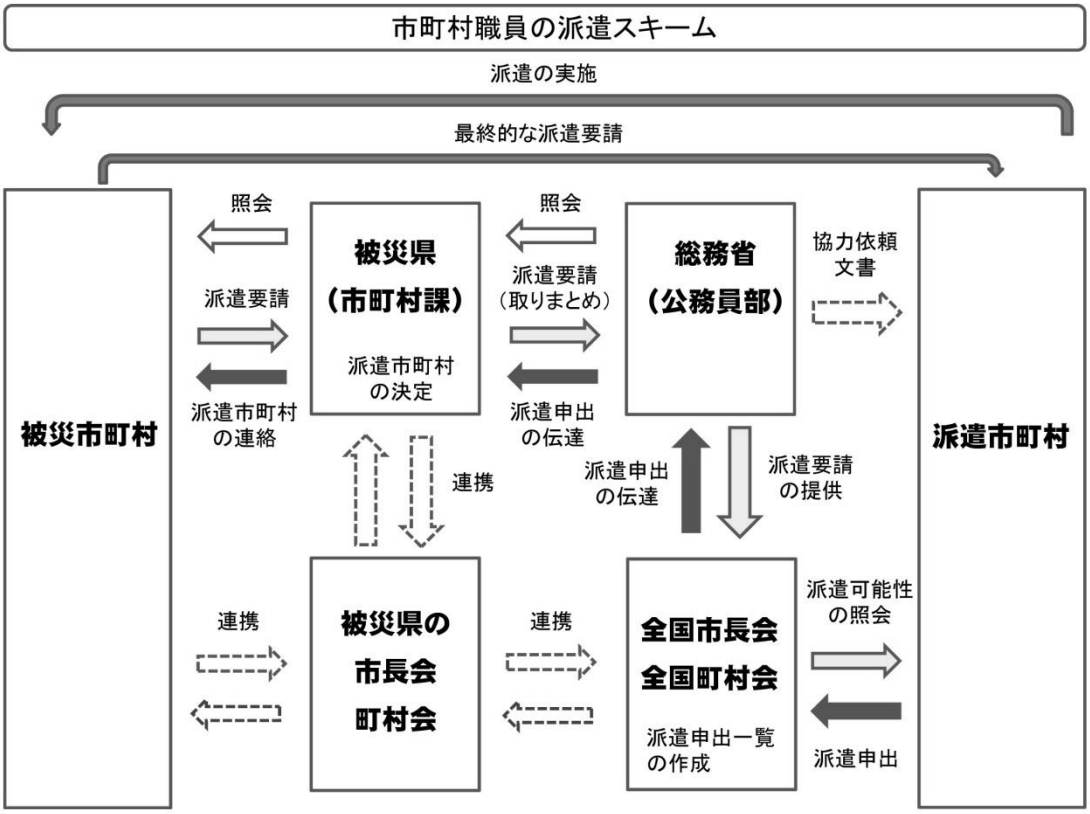
市町村職員の派遣スキーム
派遣の実施
最終的な派遣要請
被災市町村
照会
派遣要請
派遣市町村の連絡
被災県（市町村課）
派遣市町村の決定
照会
派遣要請（取りまとめ）
派遣申出の伝達
総務省（公務員部）
協力依頼文書
派遣市町村
連携
派遣申出の伝達
派遣要請の提供
連携
被災県の市長会町村会
連携
全国市長会
全国町村会
派遣申出一覧の作成
派遣可能性の照会
派遣申出

総務省資料

第４節　災害救助法の適用

第１項　活動方針

○災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害救助法の適用	防災総括班	【発災後 12 時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況
災害救助法の運用	各部	【発災後１週間以内】 災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況
災害救助法の運用結果の取りまとめ及び県への報告	総務部（調達班）	【発災後１週間以内】 災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施結果状況

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　救助の実施

救助法の適用に基づく応急救助活動は、国の責任において知事が実施する。ただし、災害の事態が切迫して救助法に基づく知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事の補助執行機関として、また、知事の職権の一部を委任された場合は委任された救助事項について、市長は実施責任者となって自主防災組織に協力を求めるなど応急救助活動を実施する。

〔適用の手続き〕

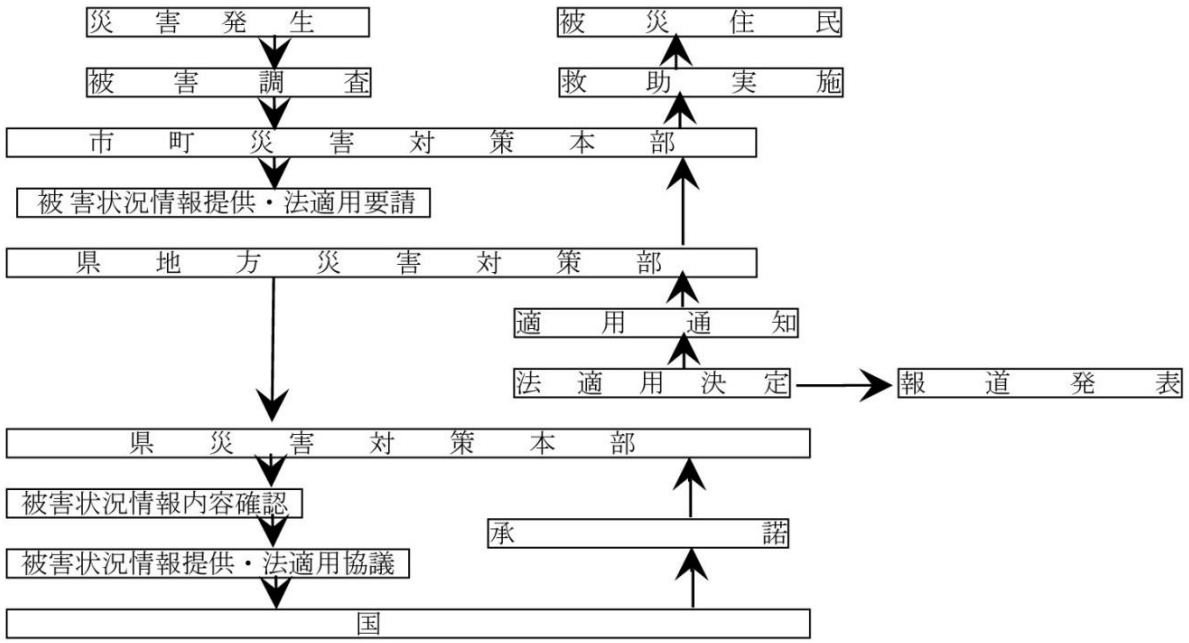

２　適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第１条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は概ね次のとおりとする。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1)市内の住家が滅失（注１）した世帯の数	市 80 世帯以上	第１条第１項 第１号
(2)県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ　市 40 世帯以上	第１条第１項 第２号
(3)県内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上	第１条第１項 第３号
(4)災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき（注２）	第１条第１項 第３号
(5)多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき（注２）	第１条第１項 第４号

（注１）住家の滅失等の認定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって１世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（注２）については、知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

３　適用手続き

市内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて手続きをする。

(1) 災害発生の日時及び場所
(2) 災害の原因及び被害の状況
(3) 適用を要請する理由
(4) 適用を必要とする機関
(5) 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置
(6) その他必用な事項

４　被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失等の認定

「災害の認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」に基づく被害認定方法を用いる。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって１世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

5　救助の種類と実施権限の委任

(1) 救助法による救助の種類

ア　避難所及び応急仮設住宅の供与

イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ　被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与

エ　医療及び助産

オ　被災者の救出

カ　被災した住宅の応急修理

キ　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク　学用品の給与

ケ　埋葬

コ　死体の捜索及び処理

サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ (1)のキにいう生業資金の貸与等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。

(2) 実施責任者

知事から委任を受けた市長は、委任された救助の実施責任者となる。

6　経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

(1) 県の支弁　：　救助に要する費用は県が支弁する

(2) 国庫負担　：　(1)の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

7　救助の実施方法等

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の 3 段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となるため、市長は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告を行う。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

(3)　救助の内容

救助の内容等については、内閣府「災害救助事務取扱要領」による。

参照：「『志摩市地域防災計画－資料編－』〔条例〕○災害救助基準」

第２章　避難者支援等の活動

第１節　避難所の運営

第１項　活動方針

○県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
○要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各班が連携して市の避難所の開設・運営を支援する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整	防災総括班	【発災 36 時間以内】 避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報
隣接市町への避難受入要請	防災総括班	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報
再避難の実施支援	防災総括班、市民生活部（支所支援班)、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班)、教育委員会（教育施設班)	【発災 48 時間以内】 要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報
避難所運営の支援	市民生活部（支所支援班)、健康福祉部、教育委員会（教育施設班)	【発災 36 時間以内】 要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報
要配慮者への対応	市民生活部（支所支援班)、健康福祉部	【発災 36 時間以内】 市からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整する。

２　隣接市町への避難受入要請

災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。

３　再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講ずるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

4　避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、市及び各避難所の避難所運営マニュアルを参考として、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。また、市は、各地区ごとの避難所運営マニュアルの作成を支援する。

避難所については、次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア　避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町、避難所運営の専門家等に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ　避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ　避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ　被災地、特に避難所においては、生活環境の急な変化に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

オ　福祉避難所等では、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけるとともに、災害発生後の健康相談、生活相談をはじめ、要配慮者相談窓口を設置するなど、各種の支援活動を検討していく。また、必要に応じて、救護所の設置、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

さらに、救急医療情報キット等の導入により、要配慮者が地域支援者以外の住民や救急隊員等に救助された場合でも、必要な救助・避難支援情報が伝わるようにする。

カ　ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康状態に十分配慮した対応に努める。

5　開設の期間

ア　救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長を行うことができる。

イ　避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

ウ　帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促す。

6　費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は下記のとおり。

限　度　額	備　　考
（基本額） 1人1日あたり 320円以内	冬季については別に定める額を加算する。 ただし、要配慮者等であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における実費を加算できる。
夏季4月から9月　冬季10月から3月	

7　要配慮者への対応

避難所で生活する要配慮者に対し、自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

ア　各種相談機関相談員、ケアマネジャー、民生委員・児童委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ　医師、保健師、看護師、介護士、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

8　エコノミー症候群に対する対策

狭い車中での避難生活でエコノミー症候群を発症することがあるため、個人のプライバシーの保護を前提とするものの、車中での避難生活については注意を喚起し、避難所での避難生活を促す。また、避難所においても窮屈な生活を強いられ同様の症状が発生するおそれもあるため、適度な運動を行うよう対策を講ずることとする。

9　住居のあっせん

住民が、早期に避難所生活を脱し通常の生活に戻れるような公営住宅や空家の把握に努め、被災者の住居としてあっせんできるよう体制を整備する。

10　ペットに対する対策

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となる。

基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の一角にペットの避難場所の設置等に努める。ペットの保護の方法はケージや首輪等を使用するなど、飼い主が管理することとする。

11　避難所の閉鎖

(1) 災害の状況により、被災者が帰宅できる状態となったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所職員に必要な指示を与える。

(2) 市災害対策本部の指示により被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

(3) 被災者のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

第２節　緊急輸送手段の確保

第１項　活動方針

○大規模な災害が発生し、市内で甚大な被害を受けた場合、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
輸送車両の確保	政策推進部（管財班）	【発災１時間以内】 発災後速やかに使用可能市有車両の把握を行う	・市有車両等（管財班）
輸送ルートの情報収集・伝達	建設部（土木・河川班）	【発災１時間以内】	・公共土木施設の被害情報等（各施設の管理者等） ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報
輸送手段の確保	防災総括班、総務部（総務・動員班）、政策推進部（管財班）	【発災 12 時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・県（輸送手段の要請） ・各協定締結団体

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市有車両等の確保

各部局及び各事務所等が所有する市有車両では、輸送手段が十分確保できないときは、管財班に市有集中管理車両の確保を要請する。

また、管財班は、緊急通行車両等の燃料の確保に努める。

(1) 車両等の確保は概ね次の順序による。

ア　市災害対策本部所有の車両等

イ　公共的団体の車両等

ウ　自動車運送事業用車両等

エ　その他の自家用車両等

２　輸送ルートの情報収集・伝達

市は、交通規制等道路情報を一元的に収集し、関係機関や緊急通行車両の運転者等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる公園等の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

３　輸送手段の確保

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については県を通じて次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要となる情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

ア　指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第 86 条の 18）
＜指定公共機関＞　日本郵便株式会社
＜指定地方公共機関＞　（一社）三重県トラック協会、近畿日本鉄道株式会社、
三重交通株式会社
イ　協定事業者への要請　　NPO 法人志摩総合サービス
ウ　国への要請
指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省に対して支援を要請する。
エ　自衛隊への要請
上記による輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第４部第１章第３節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請の要求」に基づき、県を通して自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

(2)　海上輸送手段の協力要請
緊急輸送が必要となった場合、海上輸送については、「協定事業者への要請」「国への要請」「自衛隊、海上保安庁への要請」を行う。要請にあたっては、輸送に必要となる情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。
ア　協定事業者への要請　　鳥羽商船高等専門学校
イ　国への要請
協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。
ウ　自衛隊、海上保安庁への要請
上記ア及びイによる輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第１章 第３節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊及び海上保安庁に対し海上輸送の支援要請を行う。

(3)　航空輸送手段の協力要請
「第４部第２章第５節　ヘリコプターの活用」に準じる。
ア　協定団体への要請　　三重県
H’ＴＲＡＤＥ株式会社
特定非営利団体　市民航空災害支援センター

４　応援の要請等
市長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第 68 条第１項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

■その他の防災関係機関が実施する対策
＜各協定締結団体の対策＞
１　緊急対策
各協定締結団体内及び市災害対策本部、関係機関との連絡体制を確保する。
また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

２　各協定に基づく緊急輸送の実施
各協定に基づき市から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第３節　救援物資等の供給

第１項　活動方針

○市民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需物資等（以下「物資等」という）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
○市は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
○孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
必要物資情報の収集・整理・調整	防災総括班	【発災３時間以内】	・被災状況と必要物資
救援物資の受け入れ	総務部（調達班、物資輸送班）	【発災 12 時間以内】	・広域物資提供情報
物資等の調達	総務部（調達班、物資輸送班）	【発災 12 時間以内】 避難所開設後、速やかに	・物資確保状況（協定締結団体等） ・物資調達要請状況
物資等の供給	総務部（調達班、物資輸送班）	【発災 12 時間以内】 避難所開設後、速やかに	・物資拠点状況 ・物資配送状況（協定締結団体等）
燃料の確保	政策推進部（管財班）	【発災 12 時間以内】	・必要な市有車両等 ・庁舎非常電源設備
	総務部（調達班） 政策推進部（管財班）	【発災 12 時間以内】	・三重県石油商業組合 ・三重県ＬＰガス協会

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　食料の調達・供給活動

市は避難所等の食料の状況について情報収集を行い、調達が必要となる食料の品目・量を的確に把握することに努める。

(1) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や市外からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、１日３回提供する。

発災後の時間帯	供給食料の内容
災害発生～12 時間以内	住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
災害発生 12 時間後～	協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
災害発生 24 時間後～	協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
災害発生 72 時間後～	住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続き」に従い、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

市が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

２　生活必需物資等の調達・供給活動

市は避難所等の生活必需物資等の状況について情報収集を行い、調達が必要となる生活必需物資等の品目・量を的確に把握することに努める。

(1) 避難者に対する生活必需物資等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需物資等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需物資等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需物資等や市外からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需物資等供給計画】

生活必需物資等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

発災後	主な品目
災害発生～ 24 時間以内	医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
災害発生 24 時間後～	日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、ＬＰガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）など

(2) 県に対する生活必需物資等調達要請

必要な生活必需物資等の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。

(3) 生活必需物資等の配分

市で設置する物資拠点で生活必需物資等を受け入れ、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需物資の確保に努める。

３　燃料の確保

三重県石油商業組合、（一社）三重県ＬＰガス協会等からの協力を得て、庁舎ほか各施設の非常電源設備及び応急対策に必要な緊急通行車両等（市有車両等）の燃料を確保する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜生活必需物資等の調達に関する協定等締結団体の対策＞

生活必需物資等の調達に関して協定を締結している団体は、市との協定に基づき、生活必需物資等の供給を行う。

＜東海農政局の対策＞

東海農政局は、市から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。

＜中部経済産業局の対策＞

中部経済産業局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

＜自衛隊の対策＞

三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

＜三重県石油商業組合の対策＞

協定に基づき、災害時において石油類燃料の供給を行う。

＜三重県ＬＰガス協会の対策＞

協定に基づき、災害時においてＬＰガスの供給を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる３日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することとする。

また、食料や生活必需物資の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

第４節　給水活動

第１項　活動方針

○水は日常の市民生活や都市機能を維持していく上で必要不可欠なものであるため、災害により水道施設の損壊又は水道水源の枯渇及び汚染等により断水となった場合、飲料に適した水を迅速に確保し供給する。また、応急給水にあたっては、緊急を要する医療機関、福祉施設、被災者の収容先など給水拠点優先を明確にし、衛生対策、要配慮者などに充分配慮した上で、被害状況に応じ適切な方法で効率的に給水する。
○水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	上下水道部（水道総括班、給水・復旧班）	【発災１時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の調整	上下水道部（水道総括班、給水・復旧班）	【発災６時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の実施	上下水道部（水道総括班、給水・復旧班）	【発災 12 時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を供給するため、水道事業危機管理マニュアル等に基づき応急給水活動を実施する。

また、迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。さらに、医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

２　生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 飲料水の確保

住民に対して一人あたり３日分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、貯水施設等の貯留水を確保する。

なお、災害発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とする。

災害発生からの日数	目標水量	用途
～３日まで	１人１日３ﾘｯﾄﾙ	生命維持に最低限必要な水量
～7 日	１人１日 20 ﾘｯﾄﾙ	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14 日	１人１日 100 ﾘｯﾄﾙ	生活用水の確保
～28 日	被災前給水量(1 人 1 日 250 ﾘｯﾄﾙ)	応急復旧完了

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき給水車、給水タンク車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

また、応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行う。取水施設、浄水場、配水施設の非常用発電機械燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

3　応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動の概要

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、南勢志摩ブロック代表市は、当ブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

ア　南勢志摩ブロック代表市（以下、ブロック代表市）は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

イ　ブロック代表市は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ　ブロック代表市は、ブロック内の被災市からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。

エ　ブロック代表市は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市に応援を要請する。

(2) 県内での応援の要請

災害の規模等により生活用水の調達が、市内の調達だけで間に合わない場合は県及び隣接府県、市町村又は自衛隊に応援を要請する。

応援を受ける際、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する。

(3) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

４　広報体制

被災後の広報については、市民に対して、断水の状況、給水拠点、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、市と連携して給水活動を実施する。

２　海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

３　四日市港管理組合の対策

四日市港管理組合は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して保有する船舶を使用した、海上からの給水支援活動を県、市町と連携し実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会等や地域住民が協力して行う。

２　飲料水、生活用水の確保

災害発生後３日間以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、災害時協力井戸や自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

第５節　ボランティア活動の支援

第１項　活動方針

○災害時、被災者の生活や自立を支援するため、志摩市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアが被災者ニーズに応えて支援活動が円滑に展開できるよう受入・コーディネート体制を確立する。
○被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なＮＰＯ・ボランティア、企業等が連携して支援活動を行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と共有	健康福祉部（福祉・要配慮者支援班)・防災総括班	【発災３時間以内】 発災後速やかに	市災対本部等からの情報収集と情報共有
災害ボランティアセンターの設置	健康福祉部（福祉・要配慮者支援班）	【発災 24 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	被災状況、現地災害ボランティアセンターの設置状況
災害ボランティアへの支援	健康福祉部（福祉・要配慮者支援班)・市民生活部（支所支援班）	【発災１週間以内】 災害ボランティア受入開始時期を決定	被災地のボランティアニーズ、災害ボランティアの受入体制の状況

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市、志摩市社会福祉協議会、ＮＰＯが協働して実施する対策

１　志摩市災害ボランティアセンターの体制

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営

志摩市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（志摩市社会福祉協議会）に基づき、市と社会福祉協議会の協議をもって「志摩市災害ボランティアセンター」を設置し、被災地のボランティアニーズや災害ボランティアの受入体制の状況から開始時期を決定する。

(2) 現地災害ボランティアセンターの活動拠点

市は、災害の規模に応じて「志摩市災害ボランティアセンター（本部)」、「志摩市災害ボランティアセンター○○地区サテライトセンター」を設置するために必要な場所として市内の公共施設等を提供する。

(3) 災害ボランティアセンターの活動項目

ア　相談窓口の設置
イ　被災者支援ニーズの把握、受付
ウ　災害ボランティアの募集、受入及びコーディネート等の実施
エ　被害状況及び必要な災害ボランティア活動の内容等の把握・情報発信
オ　災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達
カ　災害ボランティアの安全管理
キ　支援活動のための情報発信
ク　志摩市の他関係機関や団体との連絡調整・ボランティア協力要請
ケ　復興とまちづくりへの提言
コ　そのほか、必要と認められる活動

(4) 専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

3　災害支援団体との連携

志摩市災害ボランティアセンターは、被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

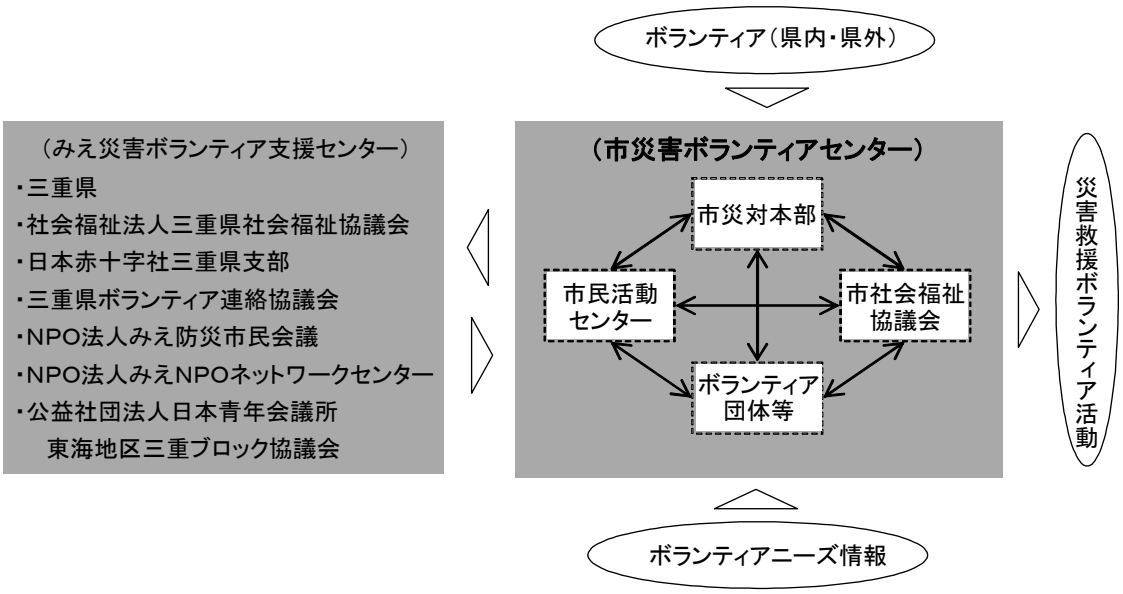

〈市災害ボランティアセンター等の概念図〉

■その他の防災関係機関が実施する対策

1　ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）

(1) 日本赤十字社三重県支部

ア　日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、必要に応じて職員を市災対本部へ派遣する。

イ　みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣する。

(2) 三重県社会福祉協議会

ア　三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を市災対本部へ派遣する。

イ　必要に応じて、被災市の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに被災状況などの情報提供を行う。

ウ　みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターへの職員の派遣を要請し、センターの立ち上げ、運営にかかる支援を行う。

エ　みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

(3) 災害支援団体等

ア　みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。

イ　みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1　被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、自治会を通じて志摩市災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2　志摩市災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、志摩市災害ボランティアセンターの運営支援ボランティア（災害ボランティアコーディネーター等）として、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3　ボランティアの受入支援

志摩市災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

4　ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、ボランティア活動に参加する。

第６節　防疫・保健衛生活動

第１項　活動方針

○発災後は、生活環境、生活状況について公衆衛生の視点に立って情報収集を行い、保険活動に必要な地域の状況を把握して健康課題を明確化し、保険活動計画を立案する。
○災害時における感染症の発生・流行、健康被害等を未然に防止するため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施するとともに、被災者への訪問指導、健康相談、健康教育等により心身の安定を図る。
○食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防疫活動の実施	健康福祉部（救助防疫班）	【発災後 12 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況
避難者の健康管理等	健康福祉部（救助防疫班）	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　実施体制

(1) 市の責務

市は、知事が感染症の予防上必要と認めて次の指示命令を発した場合、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに防疫活動を行わなければならない。

ア　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（本節において以下「法」という。）第 27 条第２項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示
イ　法第 28 条第２項の規程によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示
ウ　法第 29 条第２項の規定による物件に係る措置に関する指示
エ　法第 31 条の第２の規定による水の使用制限等の指示
オ　予防接種法第６条の着手による臨時予防接種に関する命令(市長をして実施されるのが適当な場合に限る。)

(2) 実施責任者

被災地の防疫に関する体制整備及び活動実施は市長が行う。

(3) 防疫班の編成

市災害対策本部は、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動体制を整える。

(4) 防疫実施要領

市長が実施する消毒その他の措置は、感染症予防法施行規則第 14 条から第 16 条までの規定により実施する。

(5) 避難所の防疫指導

避難所生活が長期化する場合は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努める。

(6) 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(7) 保健活動

ア　保健師活動

具体的な災害時保健活動については、災害時保健活動マニュアルに基づき実施する。

① 保健活動の拠点となる施設・設備の安全を確保し、統括的な役割を担う保健師を配置するとともに、リーダー保健師、スタッフ保健師と連携を図りながら活動を行う。

② 災害対策本部や関係機関から、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態など、災害に関する情報を早期に把握し、計画的・継続的な支援を行う。また状況に応じ、保健活動計画を適宜修正し活動を行う。

③ 要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、保健・医療・福祉・介護等関係者と連携及びチームでの活動を行う。

④ 必要に応じて関係機関に応援･派遣要請を行うとともに、受け入れ体制について整備する。

イ　栄養・食生活支援

① 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

a　要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

b　避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

c　避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

ウ　衛生に関する啓発・広報活動

衛生教育とともに、防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努める。

2　薬剤の備蓄整備

防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請する。

3　ペット対策

市は、(公社）三重県獣医師会伊勢志摩支部との協定に基づき、助言・協力を得て、避難所又は避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

また、ペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受け入れ状況を含む避難状況の把握に努めるものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1　健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2　治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

３　ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、市等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第７節　災害警備活動

第１項　活動方針

○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
○住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
活動拠点の調整等	総務部（総務・動員班)、市民生活部（市民生活班）	【発災 12 時間以内】 被災状況等に応じて速やかに	被害状況、交通状況、治安状況等（関係機関等）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

県警察（所轄警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

１　災害警備等に関する情報の収集

収集する情報は、「行方不明者」「迷子」「救出・救護」「避難誘導」「民心安定を著しく低下させる行為」等とし、鳥羽警察署や志摩市地域安全会と連携して行う。

２　災害警備に関する広報

県及び鳥羽警察署と連携して、市民に対しての広報を行う。

３　広報の方法

市が行う広報は、防災行政無線や市の広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯電話等のメール配信等で行う。

４　活動拠点の調整

市は、警察による警備に際して活動拠点の調整を図る。
また、磯部生涯学習センター等の施設を活用して、警備に関する活動を支援する。

５　防犯パトロールの実施

志摩市地域安全会を中心に防犯パトロールの実施に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

鳥羽海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第８節　遺体の取り扱い

第１項　活動方針

○大規模災害発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
○市は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の調整	市民生活部(衛生班)	【発災３時間以内】 市災対本部設置後速やかに	被害状況、救助活動の状況（県、自衛隊、海上保安庁、警察、消防機関）
遺体の受入	市民生活部(衛生班)	【発災後 12 時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況（防災関係機関等）
遺体保存用資材等の支援	市民生活部（衛生班)、総務部（総務・動員班）	【発災後 12 時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況（防災関係機関等）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

市において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具等を借上げて実施する。

所在の確認できない住民に関する問合せや行方不明者の捜索依頼・届出の受付及び要捜索者リストの作成は、鳥羽警察署が市と協力して行う。また、遺体の捜索活動は、消防機関、鳥羽警察署と連携し、市は救出に必要な舟艇その他必要な機械器具を借上げ、捜索を実施する。また、必要により地域住民の協力を得る。

(2) 応援の要請等

市において被災その他の条件により実施できないときは、隣接市町に遺体捜索の応援を要請する。

２　検視場所・遺体安置所の開設

警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所（いこいの村大王等）を開設する。

検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。

3　遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市は速やかに警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

市は、警察署及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市において実施できないときは、他の市町の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、市は、「災害時における葬祭業務等の協力に関する協定」及び三重県広域火葬計画に基づき、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市において資材が不足する場合は、県に対し応援を要請する。

4　遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、市がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、市災対本部でできないときは、「市が実施する対策１（２）応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

埋火葬の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア　事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

イ　身元不明の遺体については、警察、医師会、歯科医師会に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては土葬とする。

(2) 遺体の搬送

市は「災害時の葬祭業務に関する協定」により、埋火葬場までの搬送車両を確保するが、不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

5　火葬処理の応援

大規模災害等により死体の数が多いとき、又は市内火葬施設が損壊し、市内火葬施設だけでは処理しきれないときは、近隣市町に火葬の協力を依頼するとともに県に対して必要な措置を要請する。

6　費用負担

遺体捜索のためにかかる費用は、市の負担とする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1　自衛隊の対策

自衛隊は、県からの要請に基づき、市、警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行う。

2　海上保安庁の対策

海上保安庁は、市、警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行う。

第３章　社会基盤施設等の復旧・保全

第１節　公共施設等の復旧・保全

第１項　活動方針

○市民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
○災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
○被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
○農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第２項　主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動）

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	建設部（土木・河川班、都市計画・建築住宅班)、水産農林部(農林班)	【発災１時間以内】 情報収集体制が整い次第	被害状況
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	建設部（土木・河川班、都市計画・建築住宅班)、水産農林部(農林班)	【発災６時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況
施設の復旧活動	建設部（土木・河川班、都市計画・建築住宅班)、水産農林部(農林班)	【発災 24 時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況
施設における危険箇所の周知	建設部（土木・河川班、都市計画・建築住宅班)・水産農林部(農林班)	【発災 24 時間以内】 危険箇所を確認次第	被害状況

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 道路、橋梁にかかる応急復旧活動

ア　被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

イ　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、市管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業協会等との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ　施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第４部第２章第１節　緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、緊急交通路の確保を最優先して実施する。緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や市民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

エ　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険箇所を市民等施設利用者への周知に努める。

(2) 漁港施設にかかる応急復旧活動

ア　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、市管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ　施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講ずる。

ウ　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(3) 河川、海岸にかかる応急復旧活動

ア　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、市管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業協会等との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ　施設の復旧活動

河川・海岸施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講ずる。

ウ　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知に努める。

(4) 農業用施設にかかる応急復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、発災後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

(5) 林業用施設にかかる応急復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

(6) 漁業用施設にかかる応急復旧活動

ア　被害情報の収集

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

イ　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

被害情報を踏まえて、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ　施設の復旧活動

漁業用施設の早期の機能回復を図るため、応急復旧の実施等必要な措置を講ずる。

エ　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜道路管理者、港湾管理者、河川管理者、海岸管理者、海上保安庁が実施する対策＞

１　公共土木施設等にかかる応急復旧

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「＜市が実施する対策＞1-(1)道路、橋梁にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(2) 港湾施設（港湾管理者、海上保安庁）

「＜市が実施する対策＞1-(2)港湾施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）

「＜市が実施する対策＞1-(3)河川、海岸にかかる応急復旧活動」に準ずる。

第２節　農作物等の被害軽減対策

第１項　活動方針

○風水害により被害を受けた農林産物等について、その被害をできる限り軽減するための被害拡大防止措置等を講ずる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
農作物被害軽減対策	水産農林部（農林班）	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況（関係団体等）

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　農作物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

速やかに農作物被害の状況を把握し、県へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病害虫防除対策等の技術指導を適切に行う。

２　水産物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災水産業者に対し、加工施設の応急措置や、濁水等からの養殖水産物の移送等の技術指導を適切に行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜農業協同組合が実施する対策＞

１　農作物被害軽減対策

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病害虫防除対策等の技術指導を適切に行う。

＜農業共済組合が実施する対策＞

１　農作物被害軽減対策

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病害虫防除対策等の技術指導を適切に行う。

第３節　ライフライン施設の応急復旧・保全

第１項　活動方針

○災害発生後の二次災害を防止する。
○被災者の生活確保のため、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。
○大規模な災害により、電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設が、被害を受けた場合には大きな社会混乱の要因となり、応急対策上の障害となる。このため、ライフライン施設等の関係機関は、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を整備する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	建設部（土木・河川班)、上下水道部（給水・復旧班、下水道班）	【発災１時間以内】 発災後速やかに	・施設中央監視システム等
施設の応急対策活動	建設部（土木・河川班)、上下水道部（給水・復旧班、下水道班）	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況
市水道施設応急復旧への応援要請	上下水道部（給水・復旧班）	【発災 24 時間以内】 被災後速やかに	・市水道施設被害状況
市水道施設の応急復旧	上下水道部（給水・復旧班）	【発災 72 時間以内】 被災後速やかに	・市水道施設被害状況

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

【上水道】

１　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1)　被害状況の把握等

発災後、市水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2)　応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

２　施設の応急対策活動

(1)　応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。特に、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努める。

(2)　水道施設の復旧

水道施設の復旧作業は、浄水施設、送水管、医療施設等緊急を要する施設に供給する配水管及び重要な配水管などから優先的に実施する。管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、必要に応じ、共同栓による仮設給水を進めながら、水道災害復旧計画・志摩市水道事業危

機管理マニュアル・配備体制に基づき、仮設管の布設など早期復旧に努める。

(3)　市民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。

3　応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県災対本部と連絡を密にしながら、水道施設の応急復旧にかかる応援活動を要請する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行われる（同協定では県域を５つに区分し、各地域を「ブロック」と称する。北勢ブロック、中勢ブロック、南勢志摩ブロック、東紀州ブロック、伊賀ブロック）。

ア　南勢志摩ブロック代表市（以下、ブロック代表市）は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。

イ　ブロック代表市は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ　ブロック代表市は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。

エ　市は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、可能な限り応援する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）を通じて応援要請する。

【下水道】

1　被害情報の収集

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

2　施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は市民に対し、使用制限の措置を講ずる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。

■その他防災関係機関が実施する対策

＜電気事業者の実施する対策＞

1　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア　関係部署等への情報伝達体制の確保

イ　施設・設備等の被害状況の把握

ウ　市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

また、通電火災等二次災害防止のため、風水害による停電時にはブレーカーを開放すること等について、利用者に対し広報を行う。

２　復旧方針

(1) 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。

(2) 発変電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。

(3) 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

３　広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

＜ＬＰガス販売事業者の実施する対策＞

１　緊急対策

(1) 協会員及び市災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。

(2) ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。

(3) ＬＰガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。

(4) その他、ＬＰガス消費設備の安全総点検を行う。

(5) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

２　中期対策

(1) 危険箇所からの容器の引上げ

(2) 緊急性の高い病院等へのＬＰガスの供給

(3) 避難所への生活の用に供するＬＰガスの供給

(4) 一般家庭へ安全総点検後、早期ＬＰガスの供給

３　「災害時におけるＬＰガス等の調達に関する協定書」に基づくＬＰガスの供給

「災害時におけるＬＰガス等の調達に関する協定書」に基づき、市からＬＰガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

＜固定通信事業者の実施する対策＞

「第１章　第２節　通信機能の確保　＜その他防災関係機関が実施する対策＞　固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

「第１章　第２節　通信機能の確保　＜その他防災関係機関が実施する対策＞　移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜鉄道事業者の実施する対策＞

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア　関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保

イ　施設、旅客等の被害状況の把握

ウ　市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

ア　災害の規模

イ　被害範囲

ウ　被害の状況

エ　不通線区

オ　開通の見込み等

(3)　救護、救出及び避難

ア　駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。

イ　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ　災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ　迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(6) 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やホームページ等により周知を図る。

＜一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）の実施する対策＞

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア　関係部署、車両等への情報伝達体制の確保

イ　施設、乗客等の被害状況の把握

ウ　市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

ア　災害の規模

イ　被害範囲

ウ　被害の状況

エ　不通区間

オ　開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

ア　車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。

イ　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ　災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やホームページ等により周知を図る。

(5) 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

＜三重県石油商業組合の実施する対策＞

１　緊急対策

ア　石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講ずる。

イ　組合員及び市災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。

ウ　各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

２　「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

ア　市との「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に石油類燃料の供給を図る。

第４節　流木等漂着物対策

第１項　活動方針

○大雨や高潮により流出した木材等漂流物による二次被害を防止する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
港湾・漁港水域内の漂着物の処理	建設部(土木・河川班)、水産農林部(農林班、水産班)	【発災後１日以内】 水域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 水域内漂着物情報（港湾・漁港管理者）
河川・海岸保全区域内の漂着物の処理	建設部(土木・河川班)、水産農林部(農林班、水産班)	【発災後１日以内】 区域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 区域内漂着物情報
湛水・浸水区域内の漂着物の処理	建設部(土木・河川班)、水産農林部(農林班、水産班)	【発災後１日以内】 区域内の漂着物を確認し次第	区域内漂着物情報（住民等）

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　漁港水域内の漂着物の処理

港湾区域内（漁港水域内）に漂流する流木等漂着物については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させる。所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとし、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図る。

２　河川・海岸保全区域内の漂着物の処理

河川・海岸保全区域内に漂流する流木等漂着物について、河川管理者及び海岸管理者並びに市は、その所有者に直ちに除去させる。所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は市並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。

３　湛水・浸水区域内の漂着物の処理

湛水又は浸水地域に漂流する流木等漂着物については、警察及び市が「２　河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜木材の所有者・占有者が実施する対策＞

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川等の管理者に速やかに連絡する。

＜公共貯木場管理者が実施する対策＞

公共管理者が管理する貯木場については、当該管理者が貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材又は筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては、水門の閉鎖等の措置をとる。また港湾区域内に仮置中の木材を貯木場内に引き入れる。

＜民間貯木場が実施する対策＞

港湾区域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を閉鎖し、又は貯木場によっては出入口に網場を張りめぐらすとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等によって木材、筏の流散防止を図る。高潮、河川の増水、溢水等により流出するおそれのある民間貯木場においては、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動させ、又は流失防止柵を設置する等流失防止に努める。

第４章　復旧に向けた対策

第１節　廃棄物対策活動

第１項　活動方針

○大規模災害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	水産農林部（農林班)、建設部(土木・河川班、都市計画・建築住宅班)、各支所	【発災３時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請（県）
し尿処理	市民生活部（衛生班）	【発災 12 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請（県）
生活ごみ等処理	市民生活部（衛生班)、各支所	【発災３日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請（県）
災害がれき処理	市民生活部（衛生班）	【発災１週間以内】 がれき処理体制が確立した時点	・被害状況 ・応援要請（県）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　障害物の除去

市が管理する緊急輸送道路・主要幹線道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

(1) 実施機関

ア　山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に流れ込んだ障害物の除去は、災害救助法の障害物除去が適用された場合、市が行う。

イ　道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。

(2) 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、その道路管理者等がそれぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施する。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や協定締結団体等の協力を得て行う。

(3) 河川等の障害物の除去

損壊（倒壊）家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは河川の管理者である国土交通省、県、市が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や協定締結団体等の協力を得て速やかに行う。

(4) 住宅関係障害物の除去

救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任を受けた場合は、市長がこれを行う。

救助法が適用された場合の除去対象は、救助法の住宅関係障害物除去の適用基準に従う。

(5) 障害物の処理

障害物の処理については、次のことに留意して行う。

ア　障害物の発生量を把握する。

イ　危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。

ウ　実施者は除去すべき廃棄物等をできる限りの分別排出とリサイクルに努める。

(6) 除去した障害物の集積場所等

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積又は保管する。

ア　集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所

イ　保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

(7) 死亡獣畜の処理

ア　処理方法

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの)の処理は、必要に応じて次のように行う。

①　埋却

埋却に十分な穴を掘り、死体の上に消石灰を散布し、土砂をもって覆う。穴の深さは、死亡獣畜から地表面まで１メートル以上を確保する。

②　焼却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

イ　特定動物(猛獣類)における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行う。

２　し尿処理

災害により、上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合は、し尿の収集見込み量及び共同仮設トイレの必要数を把握する。なお、共同仮設トイレの設置にあたっては、高齢者、障がい者に配慮する。また、収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集する。

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。(し尿の発生量は、ひとり１日あたり 1.7 リットルを目安とする。)

また、人員、器材が不足する場合には、県が締結している「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用する。

(3) 被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに、近隣市町及び県の対応を求める。

(4) 応援の要請

災害により被害を受け、その処理能力が減少又は停止し、本市のみで処理ができないときは、近隣市町及び県の応援を求める。

3　生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受け、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行う。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4　災害がれき処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「志摩市災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合には、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

市災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1　し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2　生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第２節　住宅の保全・確保

第１項　活動方針

○被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
○既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
○住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
○応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の収集	健康福祉部（救助防疫班)、建設部(都市計画・建築住宅班)、各支所	【発災後 12 時間以内】 市庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(住宅相談窓口)
被災宅地危険度判定の実施	健康福祉部（救助防疫班)、建設部(都市計画・建築住宅班)、各支所	【発災 3 日以内】 被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象宅地に関する情報
応急仮設住宅等の確保	健康福祉部（救助防疫班)、建設部(都市計画・建築住宅班)、各支所	【発災後 1 週間以内】 必要があり次第速やかに	・建設資材の確保状況(建設業協会、プレハブ建築協会)

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

また、住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

２　被災宅地危険度判定の実施

(1) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

３　応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

市は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

対象者は、災害のため住宅が半壊もしくは半焼し、自らの資力では応急修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者とする。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

市は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

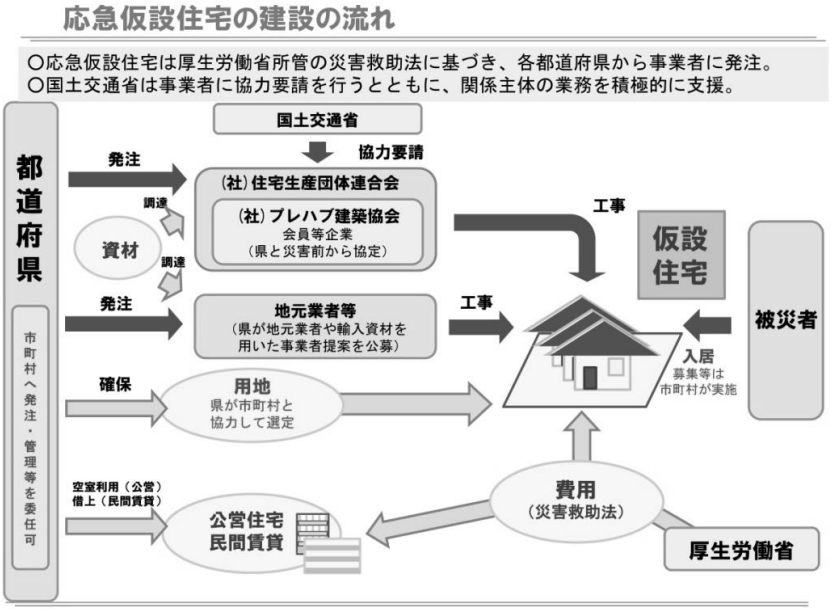

国土交通省中部地方整備局（平成 25 年）

第３節　文教等対策

第１項　活動方針

○通常の教育・保育が行えない場合の応急教育・保育を実施する。
○教育・保育機能の早期回復をめざす。
○災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
○文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講ずる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市有学校施設等の一時使用措置	教育委員会、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班）	【発災後１日以内】	・避難状況等
災害時の応急教育・保育の実施判断	教育委員会（教育支援班）、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班）	【発災後３日以内】	・被害状況（市立及び私立学校）
教職員の確保	教育委員会（教育支援班）、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班）	【発災後３日以内】	・被災状況（市立及び私立学校）
被災児童生徒等の保健管理	教育委員会（教育支援班）、健康福祉部	【発災後１週間以内】	・被害状況（市立及び私立学校）
授業・保育料の減免等の判断	教育委員会（教育支援班）、健康福祉部（福祉・要配慮者支援班）	【発災後１週間以内】	・被害状況（市立及び私立学校）
国・県指定の文化財の保護	教育委員会（教育施設班）	【発災後３日以内】	・被害状況（所有者・管理者等）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　実施機関

(1) 市立小中学校の応急教育及び教育施設の応急対策は、教育委員会が計画し実施する。

(2) 災害に対する市立小中学校の措置については、教育委員会の計画に基づき学校長が具体的な応急対策を講ずる。

(3) 市立幼稚園・保育所・保育園・認定こども園の応急教育、応急保育及び施設の応急対策は、健康福祉部が計画し実施する。

(4) 災害に対する市立幼稚園・保育所・保育園・認定こども園の措置については、健康福祉部が計画に基づき、園長が具体的な応急対策を講ずる。

(5) 教材、学用品の確保については市長が実施する。

２　応急対策

災害発生時における児童生徒等（園児を含む）の安全及び教育施設等の確保を図るため、市教育委員会及び健康福祉部等は、次に掲げる事項について必要な対策を立て、実施する。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校等では、平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 施設の防備

文教・保育施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

３　応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

(1) 市立学校施設の危険度判定を行う。

(2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

(3) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館及び公会堂、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。

(4) 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

(5) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市教育委員会は県災対本部に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

４　応急保育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、保育の低下をきたさないように努める。

(1) 市立保育所・保育園・認定こども園施設の危険度判定を行う。

(2) 施設の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。机、椅子その他施設の修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の園等の協力により措置する。

(3) 応急保育の実施にあたっては、保護者等に対し、メール、ホームページ等により情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

５　教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

６　被災児童生徒等の保健管理

市立学校や幼稚園・保育所・保育園・認定こども園では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。また、学校等の設置者は、救急処置器材を各学校等に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。教育委員会及び健康福祉部等は、被災学校や幼稚園・保

育所・保育園・認定こども園の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校や幼稚園・保育所・保育園・認定こども園へ専門家を派遣する。

7　給食の措置

給食は、次のような事情を十分留意して、できる限り継続して実施する。

(1) 給食施設が被害を受け、炊飯が不可能な場合は、自所調理を行っている施設の協力により実施する。

(2) 災害救助のための炊き出しに給食施設を使用した場合は、給食と炊き出しとの調整を十分留意する。

(3) その他給食の実施が外因的事情により不可能なときは中止する。

8　学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校・幼稚園、保育所（園）等においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、市立学校及び市営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。また、教育・保育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

9　学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。

10　国・県・市指定の文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・市指定等文化財が被害を受けたときは、市教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1　応急教育・保育の実施判断（私立学校・幼稚園・保育園・認定こども園管理者）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策を取り、教育・保育の低下をきたさないように努める。

(1) 私立学校・幼稚園、保育所（園)、認定こども園施設の危険度判定を行う。

(2) 校・園舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
(3) 施設の安全が確保できない等により応急教育・保育が長期間実施できない場合は、市教育委員会等に対し、児童生徒等の市立学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園等への一時編入等を要請する。
(4) 施設の安全が確保できず、仮校・園舎の設置もできない場合は、市教育委員会等に対し、児童生徒等を他の学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園施設へ転入させる等の調整を要請する。

２　教職員の確保（私立学校・幼稚園・保育園管理者・認定こども園）

教職員の人的被害が大きく、教育・保育の実施に支障をきたすときは、非常勤講師等の任用などを行う。

３　被災児童生徒等の保健管理（私立学校・幼稚園・保育園・認定こども園管理者）

私立学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。また、学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園の設置者は、救急処置器材を各学校・幼稚園、保育所（園）、認定こども園に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

４　授業料の減免等の判断（私立高等学校管理者）

私立高等学校授業料減免補助金取扱要領(平成 22 年生文第０１－１号)により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。災害に伴い市民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

５　施設等の一時使用措置（私立幼稚園・保育園管理者・認定こども園）

避難所に指定されている園においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、私営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。また、保育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第４節　中小企業・農林漁業復旧対策

第１項　活動方針

○被災した中小企業の自立を支援する。
○被災農林漁業者等の自立を支援する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
中小企業復旧対策	観光経済部（観光商工班）	【発災３日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握 （各中小企業事業者等）
農林漁業復旧対策	水産農林部（農林班、水産班）	【発災３日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　中小企業復旧対策

県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について、周知に努める。

２　農林漁業復旧対策

(1) 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

(2) 天災融資法による災害経営基金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給等を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。

なお、本法の適用は、災害の被害程度に応じ政令で定めるところによる。

第５節　災害義援金等の受入・配分

第１項　活動方針

○被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害義援金の募集	健康福祉部(福祉・要配慮者支援班)、総務部(調達班)	【発災３日以内】 募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金の保管	健康福祉部(福祉・要配慮者支援班)、総務部(調達班)	【発災２週間以内】 災害義援金を受け入れた時点	災害義援金の受入状況（三重県災害義援金募集推進委員会）
災害義援金の配分	健康福祉部(福祉・要配慮者支援班)、総務部(調達班)	【発災２週間以内】 災害義援金が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

・三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体

２　災害義援金の募集

市内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品※については、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告する。

※災害義援品とは生活必需物資等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

３　災害義援金の保管

災害義援金及び見舞金については、市災対本部において一括とりまとめ保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

４　災害義援金の配分

被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう、関係機関を通じ配分する。なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

５　住民が実施する対策

(1) 集積引継ぎ

ア　災害義援金品を各家庭から募集したときは、自治会、自主防災組織等が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐ。

イ　職場募集又は生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐ。

■その他防災関係機関が実施する対策

＜三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、その他各種団体＞

１　実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、県、市町、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送、株式会社ケーブルコモンネット三重

２　災害義援金の募集

県内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については当該都道府県の状況等を十分考慮して行う。

３　災害義援金の保管

災害義援金及び見舞金については、県災害対策本部（出納局）において一括とりまとめ保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

４　災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

■地域・住民が実施する対策

１　災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第５章　復旧にかかる支援措置

第１節　災害復旧事業にかかる財政支援

第１項　基本方針

○災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任し、これに要する費用はそれぞれの実施機関が負担することを原則としているが、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずることとする。

第２項　対　　策

■県と市が連携して実施する対策

１　費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、対策を要した県・市町が負担する。

（注）法令に特別の定めがある場合

ア　救助法 第 36 条

イ　水防法　第 44 条

ウ　基本法 第 94 条、第 95 条

エ　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 第 62 条

(2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた県・市町が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適当なもので、基本法施行令第 39 条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第 40 条により、負担することが不適当と認められるもののうち、市が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、３分の２、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

２　国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国に設置される緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、市又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。

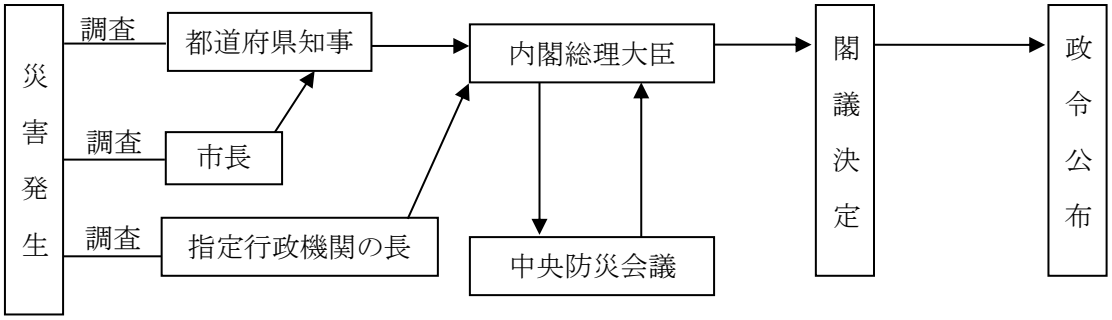

(5) 激甚災害に係る財政援助措置の対象

ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

① 公共土木施設災害復旧事業
② 公共土木施設災害関連事業
③ 公立学校施設災害復旧事業
④ 公営住宅災害復旧事業
⑤ 生活保護施設災害復旧事業
⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業
⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
⑫ 感染症予防事業
⑬ 堆積土砂排除事業
・公共施設の区域内の排除事業
・公共的施設区域外の排除事業
⑭ 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

① 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置

② 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除（都道府県の措置）

③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

③ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

④ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

⑤ 母子父子寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例

⑥ 水防資材費の補助の特例

⑦ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3　災害対策基金

県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、救助法第37条の災害救助基金についての規定、地方財政法第４条の３及び第７条の積み立てについての規定並びに地方自治法第 241 条の積み立てについての規定により災害対策基金を積み立てなければならない。

4　起債の特例

(1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

(2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

(3) 上記(1)、(2)の場合において、基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第５条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

5　国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるための特別の措置を講ずることができる。

第２節　被災者の生活再建に向けた支援

第１項　基本方針

○被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
○県と市が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第２項　対　策

■県と市が連携して実施する対策

１　被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討等

市は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、市の整備促進に協力する。

(2) 被災者からの申請等の受付

被災者の生活再建が円滑に進むよう、市は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、生業支援、中小企業支援、災害援護資金や生活福祉資金の貸付及びり災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

(3) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、市の被害認定や罹災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。

(4) 支援法適用時の住民への制度の周知徹底方法

市は、被災者に対して、市ホームページ、行政情報チャンネルなどの活用可能な広報手段を用いて、当該被災者生活再建支援制度について周知するよう努める。

２　被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付

ア　災害援護資金

①　実施主体：市町
②　対象災害：県内で救助法が適用された市町が１以上ある災害
③　受給者　：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
④　貸付限度額：350 万円

イ　母子父子寡婦福祉資金

①　実施主体：県

②　受給者　：配偶者がなく、現に児童（20 才未満の者）を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者

③　貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

④　貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

a　事業開始資金　　b　住宅資金　　c　生活資金　　d　就職支度資金　　e　修学資金

f　修業資金　g　医療介護資金　　h　結婚資金

ウ　生活福祉資金

①　実施主体　：県社会福祉協議会

②　受給者　　：居住する地域、所得等の貸付要件を満たす者

③　貸付資金の種類

a　緊急小口資金（災害時特例）

b　生活福祉資金（本則貸付）

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

ア　対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

①　救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市の区域にかかる自然災害

②　10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市の区域にかかる自然災害

③　県内において 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

④　県内に①又は②の市町を含む場合にあって、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

⑤　①～③の区域に隣接し、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

⑥　県内に①若しくは②の市町を含む場合、又は③に該当する都道府県が２以上ある場合に、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。人口５万未満の市町にあっては、２以上の世帯）の区域にかかる自然災害

イ　対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯、大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》　（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	１００	２００	３００
	補修	１００	１００	２００
	賃借（公営住宅以外）	１００	５０	１５０
大規模半壊した世帯	建設・購入	５０	２００	２５０
	補修	５０	１００	１５０
	賃借（公営住宅以外）	５０	５０	１００
中規模半壊した世帯	建設・購入	―	１００	１００
	補修	―	５０	５０
	賃借（公営住宅以外）	―	２５	２５

《単数世帯の場合》　（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	７５	１５０	２２５
	補修	７５	７５	１５０
	賃借（公営住宅以外）	７５	３７．５	１１２．５
大規模半壊した世帯	建設・購入	３７．５	１５０	１８７．５
	補修	３７．５	７５	１１２．５
	賃借（公営住宅以外）	３７．５	３７．５	７５
中規模半壊した世帯	建設・購入	―	７５	７５
	補修	―	３７．５	３７．５
	賃借（公営住宅以外）	―	１８．７５	１８．７５

(3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設

ア　自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び市においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

イ　災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配

慮者に対しては、県及び市は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

ウ　住宅金融支援機構との連携

県及び市は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資すよう努めるとともに、発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

ア　県税の減免及び期限延長

①　県税の減免

県は災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

②　各種期限の延長

県は広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ　市税の減免等の措置

市においては、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜国の機関が実施する対策＞

1　租税の徴収猶予及び減免等の対策（国税庁）

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア　災害等による期限の延長

国税通則法第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めることころによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ　災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

２　金融対策（東海財務局津財務事務所、日本銀行名古屋支店）

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア　災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ　預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ　手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ　営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア　保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ　保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ　営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア　届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

イ　有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。

ウ　被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な

限りの便宜措置を図る。

エ　窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、取引者に周知する。

オ　その他、顧客への対応について十分配意する。

３　雇用対策（三重労働局）

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア　通勤地域における適職求人の開拓

①　職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

②　復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ　巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

①　災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

②　避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ　雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

＜日本郵便株式会社が実施する対策＞

１　郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

＜三重弁護士会が実施する対策＞

１　被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等をすることにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

第６部

事故等による災害対策

第１章　重大事故等対策

第１節　危険物施設等の事故対策

第１項　活動方針

○大規模災害発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
施設状況の情報収集・提供、災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	防災総括班、消防本部	【発災１時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・放射線物質施設の被害情報(可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) (防災関係機関)

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　危険物施設

(1) 平常時の予防対策

ア　管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

イ　輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

ウ　取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

エ　防災訓練の実施等の促進

施設の特殊性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

(2) 事故等発生時の緊急措置

ア　県への通報

危険物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ　危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示、又は自らその措置を講ずる。

ウ　警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

エ　消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ　他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

カ　県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第４部第１章第３節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

キ　資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

ク　危険物製造所等の使用の一次停止命令等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第 12 条の３）

ケ　住民の安全の確保

事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

コ　火気等の制限

事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

サ　避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

２ 高圧ガス施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア　県への通報

高圧ガス施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ　警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ　消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ　他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ　県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第４部第１章第３節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ　資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ　住民の安全の確保

事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

ク　火気等の制限

事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ケ　避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3　火薬類施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア　県への通報

火薬類施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ　警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ　消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ　他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ　県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第４部第１章第３節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ　資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ　住民の安全の確保

事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク　火気等の制限

事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ケ　避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

4　毒劇物施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア　県への通報

毒劇物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ　警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ　消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ　他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ　県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第４部第１章第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ　資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ　住民の安全の確保

事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク　火気等の制限

事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ケ　避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

5　放射性物質施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア　県への通報

放射性物質施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ　警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ　消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ　他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ　県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第４部第１章第３節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ　資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ　住民の安全の確保

事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク　火気等の制限

事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ケ　避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

6 ばい煙発生施設、排水施設等

(1) 事故発生時の緊急措置

ア　事故発生に係る県への通報

ばい煙発生施設、排水施設等の事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ　警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ　消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ　他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ　県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第４部第１章第３節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ　資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ　住民の安全の確保

事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク　火気等の制限

事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ケ　避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜中部近畿産業保安監督部が実施する対策＞

１　高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

(1) 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等

(2) 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導

(3) 県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

＜海上保安庁が実施する対策＞

１　海上の危険物対策

事故等発見時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

(1) 危険物積載船舶で災害が発生した場合の防御活動を行う。

(2) 危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限、もしくは禁止を行う。

(3) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

２　停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

■関係事業者が実施する対策

１　平常時の予防対策

(1) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに、保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄を図り、必要な資機材を整備するとともに、防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

(2) 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

(3) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特殊性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

２　事故等発生時の対策

(1) 危険物施設

ア　危険物の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

イ　事故等発生に係る消防署等への通報

消防署、市町長の指定した場所、警察署に、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、鳥羽海上保安部に通報する。

ウ　自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員による、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ　消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告するなどし、消防機関の行う消火活動に協力する。

(2) 高圧ガス施設

ア　ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出する。

また、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移す、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

イ　事故等発生に係る県等への通報

県、警察、消防に事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、鳥羽海上保安部に通報する。

(3) 火薬類施設

ア　火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつける。

また、移す余裕のない場合は、水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等、安全な措置を講ずる。

イ　事故等発生に係る警察等への通報

警察署及び消防署に、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、鳥羽海上保安部に通報する。

(4) 毒劇物施設

ア　毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物等化学薬品類等を安全な場所に移動、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

イ　事故等発生に係る保健所等への通報

保健所、警察署、消防機関に、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、鳥羽海上保安部にも通報する。

ウ　自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員による、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ　消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告するなど、消防機関の行う消火活動に協力する。

(5) 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

ア　事故等発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故等が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

① 伊勢保健所
② 鳥羽警察署
③ 消防本部
④ 市役所

イ　汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

(6) ばい煙発生施設、排水施設等

ア　事故状況等の報告

工場・事業場のばい煙発生施設、排水施設等に事故が生じた場合は、設置者は速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を県に対し報告する。

イ　緊急の防災措置

事故発生時には、設置者は速やかに被害拡大防止のための緊急の防災措置をとり、住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずる。

第２節　航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策

第１項　活動方針

○航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故、船舶の沈没事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施する。

第２項　事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
事故等災害発生時の対応	防災総括班、 消防本部	【発災後１時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	・事故発生情報（各関係機関）

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　事故等災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立

市は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故、船舶の沈没事故等、突発的事故災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。

また、市長が必要と認めた場合は、市災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに市災害対策本部を設置した場合には、県（防災対策部災害対策課）へ報告する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策活動

市は必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

ア　被害情報の収集

イ　消防応急活動及び救助活動

ウ　医療・救護活動

エ　被災者及び地域住民の避難対策活動

オ　自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　事故等災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立、情報収集

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局、鳥羽海上保安部等の防災関係機関は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故、船舶の沈没事故等の事故災害が発生した旨の通報を受けた場合、又はその発生を確認した場合は、速やかに情報収集、又は状況把握を行い、必要に応じて

適切な配備体制を敷くとともに、関係機関と情報共有を図り、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとる。

(2) 応急対策活動

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局、鳥羽海上保安部等の防災関係機関は、必要に応じて適切な応急対策活動を実施する。

■事業者が実施する対策

1　鉄道事業者における措置

(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害内容の把握等、迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動に努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置について、必要な措置を講ずる。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事等の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第３節　流出油事故等への対策

第１項　活動方針

○流出油事故が発生した場合における周辺地域の人命、財産等を災害から保護する。

第２項　事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
平時の対策	防災総括班	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報（海上保安庁、各関係機関）
事故等発生時の市の措置	防災総括班 消防本部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報（海上保安庁、各関係機関）

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　平時の対策

(1) 防災設備及び防災資機材等の整備

災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材については、その増強に努める。

ア 化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等

イ 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用)、耐熱防火衣及び空気又は酸素呼吸器等

(2) 防災訓練の実施

災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を図るため、海上災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

(3) 調査研究の実施

防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図る。

ア 災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備

イ 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）の整備

ウ 港湾状況の調査（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場及びはしけ溜り等における防災対策調査)

エ 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査

(4) 危険物積載船舶等の対策

海上災害に対する防災意識の高揚を図るため、海上保安部が実施する指導啓発等に協力する。

２　事故等発生時の市の措置

(1) 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
(2) 災害情報の収集及び伝達
(3) 陸上での火気使用禁止措置
(4) 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
(5) 人命救助及び負傷者等の救急搬送
(6) 海上保安庁との連絡調整
(7) 住民に対する広報
(8) 避難の指示及び誘導
(9) 防災資機材の調達搬入
(10) 他市町に対する応援要請
(11) 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
(12) その他の災害の規模に応じた措置

■市及び関係機関が実施する対策

１　流出油等防除応急対策活動（市・関係機関）

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油」という）の防除活動について、次により実施する。

(1) 実施機関

流出油等防除等の活動は、鳥羽海上保安部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び市等が、それぞれ協力し実施する。

なお、必要に応じ「鳥羽地区排出油等防除協議会」「鳥羽地区災害防止対策委員会」等の組織の効果的な運営を図る。

また県及び鳥羽海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を鳥羽海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、鳥羽海上保安部若しくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 防除活動の分担

ア　海上における防除活動の分担

①発災船舶等は、鳥羽海上保安部長への通報を行うとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。

②鳥羽海上保安部長は、流出油等の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合で、防除措置を講ずるべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができる。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行

う。

イ　陸上における防除活動の分担

①消防長は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油等の状況を鳥羽海上保安部長に連絡する。

②鳥羽海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(3) 発災事業所、船舶等の措置

ア　防災関係機関への通報及び連絡要員の配置

イ　流出源の閉止及び拡大防止措置

ウ　火気使用禁止措置

エ　事業所内での危険区域の設定

オ　住民に対する広報活動

カ　流出油等の回収措置

キ　周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請

ク　その他の災害の規模に応じた措置

(4) 市の措置

ア　沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動及び連絡調整

イ　災害情報の収集及び伝達

ウ　陸上での火気使用禁止措置

エ　流出油等拡大防止の指示及び危険区域の

オ　住民に対する広報

カ　避難の指示及び誘導

キ　防災資機材の調達搬入

ク　他市町に対する応援要請

ケ　県に対する自衛隊の派遣要請の要求

コ　その他の災害の規模に応じた措置

(5) 県の措置

ア　災害情報の収集

イ　沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動の支援及び連絡調整

ウ　沿岸市、防災関係機関等への災害情報の収集伝達

エ　自衛隊、他府県等に対する応援要請

オ　関係機関が実施する応急対策への必要な協力

カ　その他の災害の規模に応じた措置

(6) 海上保安庁等の措置

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　海上での消火及び火気使用禁止措置

ウ　船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒

エ　流出油の拡大防止措置

オ　タンカー等の船長がとるべき措置の指示

カ　流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置

キ　危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置

ク　消防本部との連絡調整

ケ　人命救助及び負傷者等の救急搬送
コ　協議会に対する協力要請
カ　自衛隊の災害派遣要請
キ　その他の災害の規模に応じた措置

■原因者等が実施する対策

１　発災事業所、船舶等の措置
(1) 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
(2) 流出源の閉止及び拡大防止措置
(3) 火気使用禁止措置
(4) 事業所内での危険区域の設定
(5) 住民に対する広報活動
(6) 流出油の回収措置
(7) 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
(8) その他の災害の規模に応じた措置

第４節　原子力災害対策

第１項　活動方針

○県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地せず、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：原子力施設から概ね半径 5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：原子力施設から概ね半径 30km）も含まれていない。しかし、東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要である。

第２項　事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達・広報	防災総括班、消防本部	【発災１時間以内】 発災後速やかに	・原子力施設の災害情報（国、原子力事業者、関係都道府県等）
防護措置	防災総括班、健康福祉部	モニタリング等の情報により防護措置が必要となった時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）
放射性物質における環境汚染への対処	関係各部	放射性物質による環境汚染が発生した時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）
県外からの避難受入	防災総括班	避難受入れ要請を受けた時	・避難受入れ要請（関係都道府県、国）
風評被害等の軽減	水産農林部、観光経済部	風評被害等の影響が予見される時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）
心身の健康相談等の実施	健康福祉部	市民に健康不安等が生じた時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害情報の収集・伝達・広報

県との情報交換及び協力を密にし、入手した情報を必要に応じて住民及び関係機関へ周知する。

２　防護措置

(1) 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて県及び警察と連携し、住民への多様な媒体を活用した、屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

(2) スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

(3) 水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、必要な措置をとる。

３　放射性物質における環境汚染への対処

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対策を検討する。

４　県外からの避難受入

静岡県袋井市など、県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を避難所として設置する。

５　風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

６　心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　津地方気象台の対策

津地方気象台は、原子力災害発生時には、原子力発電所等から放出された放射性物質の動きを予測するため、県に周辺府県の気象状況を提供する。

第２章　火災対策

第１節　大規模火災の対策

第１項　活動方針

○大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める。

第２項　事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
情報の収集・連絡調整	防災総括班、消防本部	【発災後１時間以内】 大規模火災発生後速やかに	火災発生状況
消防活動	防災総括班、消防本部	【発災後３時間以内】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況
救急活動	防災総括班、健康福祉部、病院事業部、消防本部	【発災後３時間以内】 救急患者の転院搬送等が必要なとき	救急患者の状況
資機材の調達等	防災総括班	【発災後６時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害予防

(1) 災害に強いまちづくり

市は、次により、大規模な火事災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進する。

ア　避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災街区の整備

イ　老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整備事業の実施

ウ　市街地再開発事業等による市街地の不燃化促進策の支援

エ　水面・緑地帯の計画的確保

オ　海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備

カ　防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

なお、火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア　消防用設備等の整備、維持管理

建築物等について、法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。

イ　建築物の防火管理体制

建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導する。

ウ　建築物の安全対策の推進

不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対し、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用照明等の適正な維持管理など、防火・避難対策に関する措置の重要性について、防災査察時等に周知を図る。

(3) 消防力の強化

ア　公設消防力の強化

① 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第１号）に沿って消防組織の整備充実を図る。また、消防団員を補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

② 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

イ　自衛消防力の強化育成

消防機関を通じて、防火対象物（消防法第８条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

(4) 防災知識の普及

ア　火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、消防本部が中心となり、関係機関団体の協力のもと、春秋２回火災予防運動を市内一斉に実施する。

イ　住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

ウ　立入検査の強化

市、消防本部は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行う。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行う。

エ　応急手当の普及啓発等

市、消防本部は、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる認定救急救命士の要請等救急搬送体制の強化を図る。

(5) 特定防火対象物等火災予防対策

ア　特定防火対象物

① 防火管理者制度の効果的な運用

消防本部を通じて、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

② 立入検査指導の強化

市、消防本部は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

③ 防火対象物定期点検報告制度の実施

消防本部は、防火対象物定期点検報告制度により、点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。

また、同制度による点検済の表示、及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。

さらに、上記以外の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、消防法令を遵守している旨の表示をすることにより、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図るとともに利用者への情報提供を行う。

イ　公立学校建物

公立学校の建物については、毎年、消防用設備等点検業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築を図る。

ウ　文化財

市内の文化財で、防火・防災施設設備を要するものの対策は、収蔵庫、消火栓等の設置・点検、防火・防災訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

2　迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア　市災害対策本部の設置

市は、市長が必要と認めるときは、市災害対策本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

(2) 消防活動

ア　火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

イ　消防活動の実施

市の地域内に火災等による災害が発生した場合の消防活動は、消防本部が主体となり、消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど、必要な措置を講ずることとする。

また、市長は、消防活動の主体として、火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段により呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

ウ　応援要請

市長は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第 39 条及び第 44 条、基本法第 68 条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、被災をしていない場合は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

また、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

市長は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 救急活動

ア　救急活動の実施

市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

イ　応援要請

市長は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要と判断した場合は、消防活動と同様に、協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、あらかじめ消防相互応援協定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には県、市町及び消防本部により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

(4) 避難措置

発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

また、必要に応じて避難所を開設する。

(5) 資機材の調達等

ア　資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

イ　必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

■住民が実施する対策

1　消防活動

(1) 初期消火活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2　救急活動

(1) 初期救急活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

■参考

1　火災気象通報

消防法第 22 条第 1 項の規定により、津地方気象台から通報される火災気象通報の実施基準は、津地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

(1) 三重県における乾燥注意報の基準：北中部、南部ともに、実効湿度が 60%以下で、最小湿度 30%以下となる見込み。

(2) 三重県における強風注意報の基準：北中部、南部ともに、陸上で最大風速が 13m／ s 以上となる見込み。（ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。）

第２節　林野火災の対策

第１項　活動方針

○林野火災による広範囲にわたる林野の焼失などの被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合にはその被害軽減を図る。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
消防活動	防災総括班、 消防本部	【発災後３時間以内】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況（消防機関）
林野火災空中消火活動	防災総括班、 消防本部	【発災後３時間以内】 空中消火活動が必要と認められるとき	火災発生状況（消防機関）
救急活動	防災総括班、 消防本部、健康福祉部	【発災後３時間以内】 救急患者の転院搬送等が必要なとき	救急患者の状況（医療機関等）
資機材の調達等	防災総括班、 消防本部	【発災後６時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害予防

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア　林野火災消防計画の確立

市は、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を考慮のうえ、関係機関と連携を図り、以下の事項について林野火災消防計画の確立に努める。

① 特別警戒実施計画

a 特別警戒区域

b 特別警戒時期

c 特別警戒実施要領

② 消防計画

a 消防分担区域

b 出動計画

c 防護鎮圧計画

③ 資機材整備計画

④ 啓発運動の推進計画

⑤ 防災訓練の実施計画

イ　監視体制

林野火災予防のため、林業関係者等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令中においては、消防本部、市及び林野の所有（管理）者は、火気の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。

ウ　森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

① 防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入

② 自然水利の活用等による防火用水の確保

③ 事業地の防火措置の明確化

④ 火入れにあたっては、森林法に基づく許可等のほか消防機関との連絡体制の確立

⑤ 火災多発期（12 月～３月）における見巡りの強化

⑥ 林野火災対策用機材の整備

エ　火災警報発令中における火の使用の制限

火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

オ　防災知識の普及・啓発等

関係機関の協力を得て、一般住民に対し、「山火事予防運動」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図る。

また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災防止標識を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど、林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

２　迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア　市災害対策本部の設置

市は、市長が必要と認めるときは、市災害対策本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

(2) 消防活動

ア　火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

イ　消防活動の実施

市の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、消防本部が主体となり消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定による応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

ウ　近隣市町への応援要請

市長は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第 39 条及び第 44 条、基本法第 68 条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、被災をしていない場合は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

エ　緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 林野火災空中消火活動

市長等は、市地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講ずる。

ア　初動体制

① 災害情報等の報告

市長等は、市地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を、関係機関等に報告する。

② 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100 トン以上の水源を有し、毎分１トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、「第４部第１章第３節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請の要求」に定める所要の措置をとる。

③ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握する。

また、危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握する。

④ 資機材の確保

他の自治体、関係機関の資機材の保存状況を把握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

⑤ 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

イ　空中消火活動

① 現場指揮本部における任務

a 情報の総括…空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消火隊の活動統制…消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

② 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。

ウ　派遣要請

① 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は、「第４部第２章第５節 ヘリコプターの活用」の手続により行う。

エ　報告

市は、空中消火を実施した場合、速やかに以下の概要を県（災害対策課）に報告する。

ａ 林野火災の場所
ｂ 林野火災焼失（損）面積
ｃ 災害派遣を要請した市町名
ｄ 災害派遣に要した航空機の機種と機数
ｅ 散布回数（機種別）
ｆ 散布効果
ｇ 地上支援の概要
ｈ その他必要事項

(4) 救急活動

ア　救急活動の実施

市長は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

イ　応援要請

市長は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ａ あらかじめ消防相互応援協を定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

ｂ 市長は、多数の傷病者が発生し、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、県、市町及び消防組合が締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

(5) 資機材の調達等

ア　資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

イ　必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

■市民が実施する対策

1　消防活動

(1) 初期消火活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2　救急活動

(1) 初期救急活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

志 摩 市 地 域 防 災 計 画

－風水害等対策編－

~~平成２９年１１月　改訂~~
令和７年４月　修正

編　集　　志摩市防災会議
発　行　　志　　摩　　市